

令和2年2月宮崎県定例県議会

環境農林水産常任委員会会議録

令和2年3月5日～6日・9日～10日

場 所 第4委員会室

令和2年3月5日(木曜日)

午後0時58分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計予算
- 議案第6号 令和2年度宮崎県山林基本財産特別会計予算
- 議案第7号 令和2年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算
- 議案第8号 令和2年度宮崎県林業改善資金特別会計予算
- 議案第12号 令和2年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 議案第22号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例
- 議案第40号 宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第43号 林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第44号 国営西諸土地改良事業(二期)執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第45号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第49号 令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)
- 議案第54号 令和元年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号)

- 議案第55号 令和元年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第56号 令和元年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第60号 令和元年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて
- 請願
 - 請願第1号 種苗法改定の取りやめを国へ求める請願
- 環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例について
 - ・公共事業における働き方改革への対応について
 - ・下刈等森林作業省力化実証事業等について
 - ・林業技術センターの取組状況について
 - ・木材利用技術センターの取組状況について
 - ・令和元年産米の食味ランキング(「特A」取得)について
 - ・令和元年度うなぎ稚魚の採捕状況等について
 - ・アフリカ豚熱(ASF)等に対する本県の防疫対策について

出席委員(8人)

委 員 長	野 崎 幸 士
副 委 員 長	凶 師 博 規
委 員	星 原 透
委 員	横 田 照 夫
委 員	山 下 寿
委 員	佐 藤 雅 洋
委 員	太 田 清 海

委員 井上 紀代子
 欠席委員 (なし)
 委員外議員 (なし)

農政企画課長 鈴木 豪
 中山間農業振興室長 小倉 久典
 農業連携推進課長 愛甲 一郎
 みやざきブランド推進室長 東 洋一郎
 農業経営支援課長 日高 義幸
 農業改良対策監 坂本 美奈子
 農業担い手対策室長 戸高 朗
 農産園芸課長 菓子野 利浩
 農村計画課長 小野 正寛
 畑かん営農推進室長 酒匂 芳洋
 農村整備課長 盛永 美喜男
 水産政策課長 福井 真吾
 漁業・資源管理室長 林田 秀一
 漁村振興課長 外山 秀樹
 漁港漁場整備室長 鈴木 宣生
 畜産振興課長 谷之木 精悟
 家畜防疫対策課長 三浦 博幸
 工事検査監 中山 俊行
 総合農業試験場長 甲斐 典男
 県立農業大学校長 山本 泰嗣
 水産試験場長 田中 宏明
 畜産試験場長 徳留 英裕

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長 佐野 詔藏
 環境森林部次長 (総括) 松田 広一
 環境森林部次長 (技術担当) 廣津 和夫
 環境森林課長 川口 泰夫
 みやざきの森林づくり推進室長 黒木 逸郎
 環境管理課長 富山 典孝
 循環社会推進課長 蕪 美知保
 自然環境課長 田原 博美
 自然公園室長 藤本 英博
 森林経営課長 濱 砂正則
 山村・木材振興課長 橘木 秀利
 みやざきスギ活用推進室長 有山 隆史
 林業技術センター所長 日高 和孝
 木材利用技術センター所長 美戸 司
 工事検査監 木嶋 誠

農政水産部

農政水産部長 坊 菌 正 恒
 農政水産部次長 (総括) 河野 讓 二
 農政水産部次長 (農政担当) 大久津 浩
 農政水産部次長 (水産担当) 毛 良 明 夫
 畜産新生推進局長 花 田 広

事務局職員出席者

政策調査課副主幹 前野 陽子
 議事課主任主事 渡邊 大介

○野崎委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、審査方法についてであります。

お手元に配付しております委員会審査の進め方(案)をごらんください。

まず、1、審査方針についてであります。

あす以降に予定されております当初予算の審査に当たっては、重点事業・新規事業を中心に説明を求めることとし、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明を求めることとしております。

次に、2、当初予算関連議案の審査についてであります。

当初予算関連議案は審査が長くなることから、環境森林部については2グループに、農政水産部については3グループに分けて審査を行い、最後にそれぞれ総括質疑の場を設けたいと存じます。

また、各委員におかれましては、関連する質問については、まとめて行うなど、効率的な審査に御協力をよろしくお願いします。

審査方法について、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

午後1時1分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました補正予算関連議案等について、部長の概要説明を求めます。なお、議案等の説明につきましては、簡潔にお願いいたします。

○佐野環境森林部長 環境森林部でございます。どうぞよろしくお願いたします。

初めに、資料はおつけしておりませんが、新型コロナウイルスについての件でございます。

これまで全庁的に感染拡大防止に向けて取り組んできておりますが、本県においても昨日初確認という状況となりました。

昨晩は23時から対策本部会議も開催されておりますが、まず、新型コロナウイルス対策に関しまして、環境森林部の取り組みについて御報告させていただきます。

まず、環境森林部では、感染性廃棄物につきまして、国のマニュアルに基づく取り扱いの徹底と作業員への感染防止を図るよう、医療機関等の関係機関への周知、注意喚起に努めているところであります。

また、林野庁から通知を受けまして、感染防止の観点から、受注者から申し出があった場合は、3月15日までを期限とした工事及び業務の一時中止等を行うこととしております。

現在、発注しております工事等につきましては、3月4日時点で、1件の一時中止等の意向があり、対応しているところであります。

さらに、本会議でも御質問を受けましたけれども、県産材の主な輸出先である中国国内において、新型コロナウイルスによる移動制限や経済活動の停滞により、原木出荷延期の要請があるなど、影響が広がっておりまして、このような事態が長引けば木材価格の下落なども懸念されますので、その他の国々の動きなども含めまして、引き続き状況を注視してまいりたいと考えております。

対応等につきましては、今後の国の緊急対策等も踏まえて、庁内はもとより、市町村、関係機関とも連携いたしまして、一丸となって対応

に当たるとともに、国に対しては、必要な対策を要請していくことになろうかと考えております。

それでは、ここからは委員会資料で御説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

お手元に配布しております常任委員会資料の表紙をごらんください。

本日の説明事項は、提出議案が4件、その他報告事項が5件であります。

Iの予算議案といたしまして、議案第49号「令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）」など4件と、IIのその他報告事項としまして、宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例についてなど5項目について御報告いたします。

1ページをお開きください。

環境森林部の補正予算案について御説明いたします。

まず、1、歳出予算集計表、課別であります。この表は、議案第49号を初めとする4つの予算議案に関する歳出予算を課別に集計したものであります。

このうち、議案第49号に関する一般会計の補正につきましては、国の補正予算に伴う増額や事業費の確定など、必要な措置をするものであります。

表の中ほどの2月補正額のBの列の一般会計の小計の欄に網かけしてありますとおり、9億1,186万7,000円の減額をお願いしております。

今回の補正では、エコクリーンプラザみやぎ損害賠償請求訴訟の終結に伴う、浸出水調整池補強工事費を負担金化するなど2億6,515万5,000円の増額に加えまして、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく重要インフラの整備最終年度となりますことから、

環境森林部としましても、森林整備事業や治山事業などの防災・減災対策に取り組んでいくこととしております。

また、T P P等への対策として、木材製品の国際競争力の強化に向けまして、加工施設の大規模化や効率化等に取り組むため、国の経済対策分として30億3,156万5,000円の増額をあわせてお願いしております。

この結果、補正後の一般会計予算額は、その右側の補正後の額Eの列にありますとおり、224億7,751万1,000円となります。

また、議案第54号から56号に関する特別会計の補正につきましては、入札価格の低迷による売り払い収入減などでありまして、下から2段目、特別会計に係る2月補正額のB列の小計欄に網かけしてありますとおり、6,361万5,000円の減額をお願いしております。

この結果、環境森林部の一般会計と特別会計を合わせました補正後の予算額は、表の一番下、補正後の額Eの列の環境森林部合計の欄に網かけしてありますとおり、236億7,813万8,000円となります。

次に、2ページをお開きください。

2、繰越明許費補正、追加についてであります。

これは、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策やT P P対策等の国の補正予算の関係から工期が不足すること、あるいは、各現場におきまして工法の検討に日時を要したことにより、工期が不足するなどの理由によりまして、翌年度への繰り越しをお願いするものであります。

議案第49号関係が環境管理課、自然環境課、森林経営課、山村・木材振興課の所管事業で、表の合計欄に網かけしてありますとおり、42億48

万2,000円の繰越明許費の追加をお願いするものであります。

次に、3ページをごらんください。

3、繰越明許費補正(変更)についてであります。

議案第49号関係が、自然環境課、森林経営課の所管事業で、表の合計欄に網がけしてありますとおり、43億8,692万3,000円へ増額をお願いするものであります。

次に、4、債務負担行為(追加)についてであります。

これは、議案第49号関係の自然環境課が所管しております山地治山事業でありまして、今後見込まれる事業費等を新たに設定するものであります。

私からの説明は以上でございます。

各説明事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長等が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○野崎委員長 次に、議案についての説明を求めます。

○川口環境森林課長 環境森林課の補正予算について御説明いたします。

お手元の令和元年度2月補正歳出予算説明資料の185ページをお開きください。

環境森林課の補正額であります。一番上の段、左から2列目の補正額の欄にありますように1億8,986万4,000円の減額補正をお願いしております。

内訳は、その下にありますように、一般会計が1億3,227万2,000円の減額、特別会計が5,759万2,000円の減額であります。

この結果、補正後の額は、一番上の段、右から3列目にありますように、一般会計と特別会計を合わせまして35億3,522万1,000円となりま

す。

それでは、以下、主な内容につきまして御説明いたします。

188ページをお開きください。

上から5段目の(事項)職員費1億2,243万7,000円の減額であります。

これは、予算編成後の人事異動等の要因により、執行見込み額との差額を減額するものであります。

次に、189ページをごらんください。

上から2つ目の(事項)森林環境税基金積立金547万6,000円の減額であります。

これは、森林環境税の収入見込みの減によるものであります。

次に、190ページをお開きください。

山林基本財産特別会計についてであります。

中ほどの(事項)県有林造成事業費2,419万1,000円の増額であります。主なものとしまして、説明欄4の建設事業費325万2,000円の増額は、間伐材搬出量の増に伴い、委託料が増額となったことなどによるもの、説明欄5の繰出金2,200万円の増額は、県有林の繰越金の一部を一般会計に繰り出すためのものであります。

次に、192ページをお開きください。

拡大造林事業特別会計についてであります。

中ほどの(事項)県行造林造成事業費7,969万9,000円の減額であります。

主なものとしまして、説明欄2の補助費等5,089万9,000円の減額は、主伐の売り払い収入の減により、土地所有者に支払う分収交付金が減額となったことなどによるもの、説明欄3の建設事業費2,800万2,000円の減額は、作業路等の実施箇所を見直したことなどによるものであります。

説明は以上でございます。

○富山環境管理課長 環境管理課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の193ページをお開きください。

当課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で4,685万2,000円の減額をお願いしております。

この結果、右から3列目にありますように、補正後の額は3億7,852万5,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

195ページをお開きください。

(事項) 大気保全費785万5,000円の減額であります。主なものとしましては、説明欄の1、大気汚染常時監視事業の654万1,000円の減額であります。これは、PM2.5等の大気汚染物質の監視に伴う、測定機器購入の入札残などでございます。

次の(事項) 水質保全費1,832万6,000円の増額でございますが、説明欄の改善事業、2、硫黄山河川白濁対策推進事業につきましても、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

一番下の(事項) 放射能測定調査費740万2,000円の減額であります。これは、放射能の測定装置の更新に係る経費の執行残などでございます。

次に、196ページをお開きください。

中ほどの(事項) 公害保健対策費1,947万2,000円の減額でございます。

主なものとしましては、説明欄の1、公害健康被害補償対策費の1,482万8,000円の減額であります。これは、土呂久公害に係る認定患者の方々への医療費や障害補償費等の給付額が、当初の見込み額を下回ったことによるものなどでございます。

次に、197ページをごらんください。

(事項) 合併処理浄化槽等普及促進費2,911万3,000円の減額でございます。

これは、浄化槽整備事業における市町村に対する合併処理浄化槽の設置に係る補助について、市町村の要望基数が下回ったことによる執行残などでございます。

続きまして、補正予算の主な事業について御説明いたします。

お手元の常任委員会資料4ページをお開きください。

硫黄山河川白濁対策推進事業でございます。

事業の目的、背景、事業の概要の予算額等は資料のとおりでございます。(5)の事業内容を、6ページで今後の方針とともに御説明いたします。

まず、1の現状と課題ですが、(1)の水質改善対策につきましても、地元えびの市と連携し、専門家の助言のもと、石灰石を活用した実証試験を実施し、発生源であるえびの高原でpHを1程度改善させ、下流への影響を検討しました。

試験の結果、上流部の大原橋で環境基準を達成できませんでしたが、下流部の長江橋では基準達成が期待できるなど、限界はあるものの一定の効果が確認されたことから、水質改善対策案を取りまとめ、国や市、県で構成される硫黄山・河川白濁対策協議会に報告し、実証試験に基づいた本格的施設整備を目指すことが確認されたところでございます。

一方、(2)の沈殿物につきましても、沈殿池には相当の沈殿物が堆積し、専門家からは早急なしゅんせつが望ましいとの意見があるところですが、最終処理方針は未定となっている状況です。

そこで今後の方針ですが、次の7ページをご

らんください。

(1)の水質改善につきましては、国に対して必要な予算等の要望を実施し、実証試験に基づいた本格的な施設の整備を目指すこととしますが、イの当面の対応として、本年の農業用水利用時期につきましては、使用した仮設石灰石中和水路の補修等を行い、運用するものでございます。この補修や運用費用を今回の補正予算案でお願いしております。

また、(2)の沈殿物の処理につきましては、ヒ素等の重金属の不溶化処理を行った上で、えびの高原に埋設するという方針のもと、イのaに書いていますが、えびの高原の沈殿池において、専門家の助言のもと、一部の沈殿物を使って現場レベルで不溶化剤攪拌試験等を行ったところ、グラフにありますように、ヒ素の溶出が抑えられ、不溶化剤の処理効果を現場でも確認できました。

これらの結果を踏まえ、えびの市が、沈殿池に堆積している沈殿物を、水量が少ないこの時期に可能な限り不溶化処理の上、しゅんせつ、仮置きを行うこととしております。なお、早急に実施する必要があることから、今年度実施した事業予算から、えびの市に対して補助を実施することにいたします。

しゅんせつ後の最終的な処理方針につきましては、今回お願いしております補正予算案により、bに書いておりますが、埋設地や埋設方法等について調査・検討を実施し、専門家による意見を踏まえて取りまとめることとしております。

事業効果ですけれども、本年の農業用水利用時期において、河川の水質安定化が期待でき、沈殿物についても最終処理に向けた対策案を取りまとめることができるものと考えております。

説明は以上でございます。

○蕪循環社会推進課長 循環社会推進課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の199ページをお開きください。

当課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で2億6,515万5,000円の増額をお願いしております。

この結果、右から3列目にありますように、補正後の額は21億4,268万1,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

201ページをお開きください。

中段の(事項)産業廃棄物処理対策推進費2億8,930万9,000円の増額であります。

増額の主なものとしましては、説明欄の6、公共関与推進事業でございますが、これにつきまして、常任委員会資料で御説明させていただきます。

常任委員会資料の8ページをお開きください。

今回の補正は、公共関与による産業廃棄物処理を担うエコクリーンプラザみやぎの運営主体である公益財団法人宮崎県環境整備公社が、平成22年に提起した損害賠償請求訴訟の終結に伴い、長年の懸案となっております浸出水調整池補強工事貸付金の負担金化を行うものであります。

負担金化の補正額につきましては、2、事業の概要の(5)事業内容の②にありますとおり、公共関与支援事業負担金2億5,838万1,000円をお願いしております。

今回の負担金化に至る経緯につきましては、下段の4の貸付金の負担金化に至る経緯に沿って御説明いたします。

浸出水調整池の造成地盤において不同沈下が

発生し、浸出水調整池の破損問題が顕在化した平成20年当時、補強工事費をどのように負担するかで協議が難航しておりました。

その一方で、緊急に補強工事を行う必要があったことから、県と関係市町村は、平成21年に確認書を締結、当座の資金は県と関係市町村が折半する形で、暫定的に貸付金により対応することといたしておりました。裁判を通して責任の所在等が明らかになった時点で、最終的な負担割合に基づいて、後日清算を行うという取り決めでございました。

その後、公共関与については令和2年度で終了することが決まり、裁判の長期化が懸念されることもありまして、公社解散に向けた課題を整理する必要も出てきたため、平成21年度の確認書の考え方をベースに協議を行いました。

平成29年9月に、貸付金の負担金化、また、その負担割合や損害賠償金の配分等を定める確認書を改めて締結したところであります。詳しくは右のページ以降の確認書のとおりです。

昨年7月によりやく判決が確定しまして、平成29年の確認書に基づいて清算処理が行われる段階となったということでございます。

県と関係市町村とで十分に精査しまして、それぞれの負担金を確認した上で、最終負担額の清算という段階に至ったもので、これにより県分の負担金を今回お願いするものであります。

補正額としましては、8ページの2の(1)にございますとおり、2億5,768万1,000円をお願いしております。

当課の説明は以上であります。

○田原自然環境課長 自然環境課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の203ページをお開きください。

自然環境課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で1億7,048万6,000円の減額であります。

この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、45億5,983万6,000円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。

206ページをお開きください。

一番下の(事項)森林病虫害等防除事業費で2,187万3,000円の減額であります。

これは、松くい虫の被害が減少したことから、被害木の伐倒駆除等に要する経費を減額するものであります。

次の207ページをごらんください。

中段上の(事項)山地治山事業費で3億2,743万2,000円の減額であります。

これは、当初予算分における国庫補助決定に伴う減額と、国の補正予算分における増額を合わせたものであります。

国の補正予算分につきましては、台風災害等で発生した荒廃山地の復旧及び重要インフラ周辺の荒廃山地等で今後被害が想定される箇所を予防的に整備するものであります。

次に、その下の(事項)緊急治山事業費で5億2,647万2,000円の増額であります。

これは、国の補正予算等における増額でありまして、今年度の災害により新たに発生、または拡大した荒廃山地を緊急に復旧整備するものであります。

次に、1枚めくっていただき208ページをごらんください。

一番上の(事項)保安林整備事業費で1億3,123万3,000円の減額、次に、210ページの中段下の(事項)自然公園等整備事業費で1,700万円の増額、そして一番下の(事項)治山施設災害復旧

費で1億9,349万6,000円の減額であります、これらはいずれも国庫補助額決定に伴う補正であります。

私からの説明は以上であります。

○濱砂森林経営課長 森林経営課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の213ページをお開きください。

森林経営課の補正額は2億1,140万6,000円の減額であります。

この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように84億7,142万7,000円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。

216ページをごらんください。

下から2段目、(事項)森林整備事業費で3億7,132万8,000円の増額であります。

これは、森林所有者などが行う再生林や下刈りなどの森林整備を支援するもので、国の補正予算に対応する予算を増額するものですけれども、県の予算と国の予算配分に内示差が生じていたものを減額する分も合わせた額となっております。

次に、217ページをごらんください。

4段目の(事項)森林機能保全対策総合整備事業費で1億4,080万円の増額であります。

これは、国の補正予算により、製材工場等へ木材を安定的に供給するための間伐や作業道開設などを支援するものであります。

事業の詳細は、後ほど山村・木材振興課から説明させていただきます。

次に、218ページをお開きください。

一番上の(事項)地方創生道整備推進交付金事業費で3億5,272万9,000円の増額であります。

これは、山村地域の交通ネットワークづくり

のために必要な林道整備を行う事業ですが、国の補正予算に対応する増額によるものに内示差に伴う減額を合わせた額となっております。

次の(事項)林業専用道整備事業費で4億1,619万7,000円の増額であります。

これは、間伐などの森林整備を進めるために必要な生産基盤となる道づくりを行うものですが、国の補正予算に対応する増額によるものに内示差に伴う減額を合わせた額となっております。

次に、219ページをごらんください。

3段目の(事項)山のみち地域づくり交付金事業費で1億241万円の増額であります。

これは、広域的な山村振興を図るための林道整備を行うもので、国庫補助額決定により増額するものであります。

次に、一番下の(事項)林道災害復旧費で14億5,793万7,000円の減額であります。

これは、令和元年度に発生した林道災害の復旧に必要な予算に合わせて減額するものであります。

森林経営課からは以上であります。

○橋木山村・木材振興課長 山村・木材振興課の補正予算について御説明させていただきます。

歳出予算説明資料の221ページをお開きください。

当課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、6億2,202万9,000円の減額であります。

内訳は、その下にありますように、一般会計が6億1,600万6,000円の減、特別会計が602万3,000円の減であります。

この結果、補正後の額は、右から3列目の一番上の段にありますように、一般会計と特別会計を合わせまして、45億9,044万8,000円となり

ます。

それでは、主な内容について御説明いたします。

223ページをお開きください。

ページの中ほどの(事項)林業・木材産業構造改革事業費3億8,093万円の減額であります。

その主な理由としましては、説明欄にありますように、3の林業経営構造対策事業費補助金1億7,664万8,000円の減、及び4の木材産業構造改革事業費補助金9億1,967万円の減は、国に要望しておりました高性能林業機械などの施設整備が採択されなかったことに伴うものでございます。

また、説明欄の一番下にあります7の合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業7億2,404万3,000円につきましては、国の補正予算に伴う増額であります。後ほど委員会資料で御説明させていただきます。

次に、ページ一番下の(事項)木材産業振興対策費1億8,858万2,000円の減額であります。

224ページの一冊上の説明欄のところでございますけれども、主な理由としましては、2の木材産業振興対策資金は、原木の出荷調整などの貸付金であります。今年度の資金需要に応じまして1億7,000万円減額するとともに、5の木質バイオマス活用型再造林推進モデル事業1,498万2,000円の減につきましては、林地残材の運搬量など事業の執行状況に伴う減額でございます。

次に、225ページをごらんください。

林業担い手総合対策基金事業費2,821万3,000円の減額であります。これは主に4の森林の仕事就業定着促進事業における継続雇用の助成金の交付対象者が確定したこと及び6の中核認定林業事業体循環型林業推進事業における森林作業に必要な資格取得の補助対象者が確定した

ことに伴い、減額するものでございます。

226ページをお開きください。

林業改善資金特別会計における、(事項)林業・木材産業改善資金対策費602万3,000円の減額であります。これは、次年度以降の融資原資として計上しております準備金につきまして、前年度決算の確定により減額となったものであります。

歳出予算説明資料の説明は以上であります。

続きまして、後ほど説明することとしておりました国の補正予算関連の事業について、委員会資料により御説明させていただきます。

12ページをお開きください。

合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業であります。森林経営課分もあわせて御説明させていただきます。

1の事業の目的・背景ですが、TPP11やEU・EPAによる新たな国際環境のもとで、木材加工施設の大規模化や効率化、付加価値の高い他品目への転換及び原木を低コストで安定供給するための路網整備や間伐材生産、高性能林業機械の導入等に対して一体的に支援しますとともに、あわせて輸出促進対策として、シイタケ等のキノコ生産を支援するものであります。予算額は、2の(1)にありますように8億6,484万3,000円です。

(5)の事業内容ですが、①から③の事業では、製材工場等に対して原木を低コストで安定的に供給するため、それぞれ路網整備、間伐材の生産、高性能林業機械の導入について支援いたします。また④の事業では、大規模化や高付加価値化品目への転換等を進める製材工場等の施設整備を支援いたします。さらに⑤の事業では、付加価値の高いキノコ等の生産施設整備やPR活動等に対する支援を行います。

このような取り組みを進めることによりまして、3の事業効果にありますように、本県の林業・木材産業の国際競争力の強化が図られるものと考えております。

山村・木材振興課からの説明は以上でございます。

○野崎委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案に対しての質疑はありませんか。

○太田委員 常任委員会資料の8ページの公共関係と推進事業ですが、2億5,700万円程度の補正で負担金化を図るということですが、令和2年度の予算で終わりということでもいいですね。

○蕪循環社会推進課長 今回の負担金化と申しますのは、以前、年度当初に貸付金という形でいただいておりますもの、十数億円あったかと思えますけれども、そのうちの9億円が浸出水調整池の分の貸付金ということで、仮払いをしていたものです。

この分について裁判が確定したことから、正式に返ってくるものを清算した上で、損害賠償金が返ってきた上で、本来の負担ルールに応じてということ、この確認書の別表1の負担割合にございますように、その部分で、県がどの工事についてどれだけ負担するかを取り決めておりましたので、清算させていただきまして、不足分について、9億円のうち大半は賠償金等で返ってくるんですが、負担金として負担する分として、2億5,000万円を今回清算させていただくということです。

そういうことですので、当該貸付金は、この調整池分については、来年度はないということになります。今回で終結することになります。

○太田委員 わかりました。

○函師副委員長 説明はあったんですが、223ページ、林業振興指導費の中の、林業・木材産業

構造改革事業費で大きな減額となっております4番の木材産業構造改革事業費補助金なんですけれども、これは高性能機械の採択がされなかったがゆえのという説明だったと思うんですが、この経緯をもう少し詳しく教えてください。

○有山みやざきスギ活用推進室長 要望に対して、国からの配分が来なかったことに対する減額が主でございます。また、高性能林業機械についての要望はあったんですけれども、軒並み国からの配分が来なかったものですから、大きな減額になったということでございます。

○函師副委員長 高性能機械は何台分なんですか。もしくは高性能機械だけではなくて、先ほど言われた乾燥機とか、その他もろもろの機械の総額でこの額になっているという理解でいいんでしょうか。

○橋木山村・木材振興課長 先ほど高性能林業機械の導入と申しましたけれども、などということ、高性能林業機械のほかに木材加工流通施設の整備につきましても、要望額を当初予算で上げていたんですが、国から採択を受けなかったというようなことで、引き続き次の年度に向けて要望はしていくんですけれども、今回は配分がなかったということで大きな減額となったところでございます。

高性能機械につきましては、平成30年度の補正予算で採択されておまして、予算がついたので当初予算から外して補正予算で対応したとか、そういったものも含まれておりますので、このような形になっております。

○函師副委員長 私の理解が足りていないと思うのですが、委員会資料の12ページで、8億円余の増額になっていて、この中にも高性能機械の整備事業なり、加工流通施設等の整備事業が上がっているんですけど、同じような内容で削っ

たり上げたりというのは、何か手間ばかりかかって成果が上がっていないな気もするんですが、このあたりはどう理解したらいいのでしょうか。

○橋木山村・木材振興課長 2月の補正につきましては、国からの内報といたしますか、そういったものが先に予算要求の時期に来ておりますので、補正の分についてはほぼ減額はないような形で採択はできるものと思っておりますが、いざやってみますと、入札した結果、入札執行残とか、そういったものが出るかと思えますけれども、大きな減額にならないと思っております。

一方、当初予算につきましては、例年、要望額をそのまま上げておまして、それが来なかった場合に、2月補正で落としているといった実態がございまして、これはどうしても予算の採択自体が国の決定に伴うものですので、ある意味いたし方ないのかなと認識しております。

○函師副委員長 大体理解できました。当初に関しては、全国の中でふるいにかけられて、たまたま今回は配分がなかったけれども、補正であれば確実性が高まるということで、再度、上げざるを得ないというような内容ですね。

使用目的は大体同じということで理解していいのでしょうか。

○橋木山村・木材振興課長 はい。そういった形での運用をさせていただきます。

○函師副委員長 はい、わかりました。

○横田委員 エコクリーンプラザについてですが、公共関与支援事業負担金の説明で、浸出水調整池補強工事費について、貸付金の負担金化を行うと書いてありますけど、10ページの別表2の2、3、4は、負担した実績の割合に応じて損害賠償金等を配分すると書いてありますが、この2億5,838万1,000円の中に入っていると考えてよろしいのでしょうか。

○蕪循環社会推進課長 負担金化を行いますのは、損害賠償請求で返ってきた部分がございますが、そういった部分で賄える分と、この負担割合のこの表に応じて、県として負担しなくてはいけないだろうというところで負担金化という形で計上させていただいております。

その一部分は、損害賠償金とかで補填できたのですが、それを超える部分について負担金化ということで、実を申しますと、委員がおっしゃいましたとおり、この部分の全てのものを清算させていただいて、今回、貸付金で渡している部分の一部分を負担金化することで、ここに掲げられているほぼほぼ全体を清算することができたということでございます。

残っておりますのは、前のほうに掲げております財産処分のところとか、その後の検討事項のところ、今後残される課題になりますが、それ以外については、おおむね今回の補正で完了すると考えているところでございます。

○横田委員 エコクリーンプラザみやざきは、クローズドシステム、排水も全て施設から出さないようなシステムということだったんですけど、いろいろ事故等があつて、引火物を含んだ排水を公共下水道につないで排水したんですよ。それに伴う終末処理といたしますか、それに対する問題は全く出てないと考えてよろしいのでしょうか。

○蕪循環社会推進課長 委員のおっしゃるとおり、当初の計画では、水を場内で全部使用してしまうクローズドシステムというのを考えていたわけですが、塩化物の処理施設の処理能力に問題がありまして、実際のところ、処理し切れない状況、もしくは今回大きな問題となりました調整池の沈下がありまして、その間処理ができずに、持ち出さなくてはいけない状況がござい

ました。

そういったことから、宮崎市が管轄しておられる公共下水道のほうにつなぎ込むということで、その後修正されまして、今その形で運用されているんですが、今回の問題に関しましては、そのときに持ち出したタンクローリーの費用とか、そういった関係市町村がこうむったであろう部分の負担についても、この部分で整理させていただくもので、公共下水道のつなぎ込みにつきましても、公社と関係市町村で協議され、その部分についてつなぎ込むという形で、もう終結して運用がなされているところでございます。

○横田委員 塩分の濃い排水を公共下水道に流し込むことでの終末処理とかの問題も全くないんですね。

○蕪循環社会推進課長 処理に関しましては、今は適正に処理ができる状況になっているということでございます。

○横田委員 ちなみに、公共下水道の負担金はどれぐらいかかっているものなんですか。わかればでいいですけど。

○蕪循環社会推進課長 県の負担金額については把握しておりまして、平成23年度につなぎ込みの工事負担金として約8,000万円程度負担しております。全体額については、手元ございません。

○横田委員 はい、わかりました。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○蕪循環社会推進課長 常任委員会資料の15ページをお開きください。

循環社会推進課から、産業廃棄物税条例の一

部を改正する条例につきまして、御報告させていただきます。

このことにつきましては、去る11月議会の本委員会におきまして、産業廃棄物税条例の令和2年度以降の継続の方針について、御説明させていただいたところでございます。

本件につきましては、本2月議会におきまして、条例を所管する総務部、税務課ですが、令和2年度以降も産業廃棄物税を継続することとし、これまでと同様、5年後の見直し条項を設けるなど、議案第68号で条例案が提案されておりまして、総務政策常任委員会で審議されることとなっております。

私からの説明は以上です。

○田原自然環境課長 委員会資料の16ページをお開きください。

公共事業における働き方改革への対応について御説明いたします。

建設産業の担い手を確保する観点から、長時間労働の是正や生産性向上等の働き方改革を推進するため、新たな取り組みを実施することといたしました。

(3)の今後の対応をごらんください。

まず、①の長時間労働の是正に対する取り組みとしまして、アにありますように、週休2日工事の試行の対象工事の拡大と間接工事費の引き上げを行います。

次に、イの標準的な工期の見直しですが、国に準じて、全体工期を35日から最大95日、延長いたします。

次に、ウの設計委託等業務における環境改善に向けた取り組みですが、例えば、金曜日の作業依頼で翌週の月曜日をその期限日としないなど、受発注者間で相互のルールを定めることとします。

次に、②の建設産業の処遇改善に対する取り組みですが、今回、8年連続の引き上げとなりました新しい設計労務単価を、1カ月前倒しして、3月1日から適用しました。さらに、右のページの一番上にありますように、現場管理比率の改定と、災害時などでの労務単価の休日割り増しの導入を行います。

次に、③の生産性向上・業務効率化に対する取り組みですが、工事書類の簡素化等による現場技術者の負担軽減としまして、今回、工事写真など、新たに13種類の書類を簡素化しますとともに、内容をわかりやすく示したガイドラインを策定します。

また、総合評価落札方式において、技術者の負担となっていました工事成績点の満点評価基準を、85点から83点に引き下げます。

次に、イのICT活用工事の試行拡大についてですが、これは現在、試行に取り組んでいる県土整備部での取り組みとなります。

次に、ウの中間検査の実施基準の緩和についてですが、現在、中間検査は当初設計金額1,000万円以上の工事で行っておりますが、受注者の負担軽減を図るため、3,000万以上に緩和します。

最後に、④の入札手続の改善についてですが、入札の結果、落札できる価格帯に応札者がいない、いわゆる不落となった場合には、その直後に再度の入札を実施しています。現在、その参加対象を予定価格超過者のみとしています。今後は最低制限価格未満者も加えることとします。

なお、説明いたしました、これらの取り組みの実施時期につきましては、一部を除いて、そのほとんどは本年の4月1日を予定しております。

説明は以上であります。

○橘木山村・木材振興課長 引き続き、委員会資料の18ページをお開きください。

昨年度から取り組んでおります、下刈等森林作業省力化実証事業につきましては、6月の常任委員会で御報告したところですが、その結果について取りまとめを行いましたので、再度、御報告させていただきます。

まず、(1)の平成30年度に実施しました実証事業の概要ですが、①の目的にありますように、無人航空機と衛星GPS、林地除草剤を組み合わせた技術開発の実施を図るものであります。

②の実証事業の内容ですが、杉1年生の植栽地に0.36ヘクタールの試験地を設定し、小型の無人ヘリコプター及び林地除草剤を使用して散布試験、水質調査等を実施しました。

③の実証結果等ですが、アの環境評価では、農薬取締法等で規定される基準値等を上回る農薬成分は検出されず、イの自動航行評価では、模擬材が詰まる現象の発生やGPSデータを受信できない場所があり、予定していたコースを逸脱する現象が散見されたところがあります。

また、ウのコスト分析では、無人航空機のリース料や搬入経費が全体のコストを押し上げていることがわかりました。

以上の結果から、その実用化に向けましては、機械メーカーによる装置の改良や準天頂衛星の利用による安定飛行技術の確立、さらなるコスト削減などの課題が整理されたところがあります。

次に、19ページをごらんください。

今年度は、平成30年度に散布した試験地において、(2)の雑草抑制効果調査を実施しましたので、その概要について御報告させていただきます。

まず初めに、調査は①の目的にありますよう

に、林地除草剤を散布してから1年経過後の雑草抑制効果を確認することといたしました。

②の調査内容ですが、宮崎大学に委託しまして、林地除草剤の散布区域、除草剤を散布せず下刈りのみを実施した区域、散布もせず下刈りもしていない何もしていない区域の3つのエリアで下草の繁茂状況を比較しました。

調査手法としましては、2メートル四方のプロットを散布区の8カ所、下刈り区、無下刈り区にそれぞれ4カ所の16カ所設けました。下草の繁茂状況につきましては、被度という方法で評価しております。

被度につきましては、ページの一番下に記載しておりますが、植生の占有割合を示すものであり、数値が高いほど繁茂状況が高いということになります。

③の調査結果ですが、棒グラフに示しておりますように、無下刈り区と比較しまして、散布区では下刈り区と同程度に植生が減少しております。特に、ツルの減少が要因として上げられますが、林地除草剤の散布後、1年を経過した後におきまして、下刈りを行った場合と同程度に植生等を減らす効果が確認されたところであります。

次に、20ページをお開きください。

(3)の県民の反応等でありますが、①の県に寄せられた意見や要望につきましては、農薬成分の河川等への流出による生態系への影響や土砂流出の懸念を示す意見が多数寄せられ、除草剤の散布の中止を求める要望もありました。

その一方で、担い手不足等による現状を踏まえると、林地除草剤の散布も必要ではないかとの意見も寄せられております。

こうした中、県では、②の林業関係者等との意見交換会を実施したところですが、出席者か

らは、下刈り作業の省力化対策の一つとして、林地除草剤の取り組みを前向きに進めてもらいたいとの意見が大半を占めたところであります。

また、場所を選んで限定的に散布する方法や、県としても科学的データを持つべきではないかとの意見も出されました。その一方で、一般県民や森林所有者から十分理解を得た上で、慎重に進めるべきとの意見も出されたところであります。

最後に、(4)のまとめですが、今年度、機械メーカーへの聞き取りも実施しましたが、やはりコスト面の課題や天候等の制約、山間部における電波遮蔽等の運用面の課題がありますので、現段階では実用化は困難と判断したところであります。

また、林地除草剤の使用に関しましては、1年生の植栽地においては、下刈りと同程度に植生を減らす効果が認められましたが、2年生以降の植栽地における散布効果の確認や散布の回数、間隔など、効果的な散布方法についての課題は残っております。

今回の実証を通じまして、林地除草剤の散布について、県民から賛否両論の意見が寄せられましたので、県としましては、効果的な散布方法や環境への負荷について、引き続き知見の集積や情報収集に努めることとしております。

また、下刈り作業の労働環境の改善や労働軽減化の必要性について、県民の理解促進に努めるとともに、今後とも坪刈り、筋刈りのほか、ICTの活用等、効果的と思われる方法の実証にも取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○日高林業技術センター所長 委員会資料の22ページをお開きください。

私からは、林業技術センターの取り組み状況

について、2件報告させていただきます。

まず、(1)のICT等を活用した森林調査の効率化についてであります。

①の現状及び課題ですが、森林の資源量や木材などを取り扱うときの単位は、一般的に体積であらわしますが、立木の売買、間伐等の森林整備を行う際には、立木材積を算定する必要があります。さらに、この立木材積を算定するには、樹木の直径と樹高を測定する必要がありますが、現在は人力で1本1本測定しているため、多くの労力と時間を要することが課題となっております。

一方、さまざまな分野でレーザー計測やドローンなどの活用が進む中、林業分野においても、このようなICT等の先端技術を活用し、作業の効率化を図る必要がございます。

そこで、②の取り組みの概要になりますが、森林調査を目的に開発された地上レーザースキャナーを活用して、県内の杉林10カ所において計測いたしました。合わせて、人力による計測も行い、比較試験を行ったところでございます。

この地上レーザースキャナーは、資料右下、写真の白枠内のものになりますが、赤い部分がレーザーになります。これを2メートルの高さで森林内に設置し、ここからレーザー光を森林内に照射し、立木などに当たってはね返ってきたものをもとに、資料中央の図1のように、森林を3D化し、立木の本数、直径や樹高などを自動計測し、材積を算出することができるものです。

この計測により、人力による調査との差を比較した結果は、直径の誤差率は平均で5%以下と精度が高く、有効性が明らかになりました。また、調査した10カ所のうち7カ所で作業量を

比較した結果を図2の棒グラフで示しております。

白い棒グラフの人力による調査と比べ、黒い棒グラフの地上レーザースキャナーの作業量は少なく、平均で人力の5分の1程度となりました。

③の今後の取り組みですが、今回の調査では、地上レーザースキャナーによる直径の精度は高く、作業量が大きく減少するのですが、樹高の誤差が10%以上あることが確認されたところでした。

このため、今後は樹高の計測方法の改善に取り組む、精度向上を図りますとともに、さまざまな条件の森林で計測し、精度や作業量の変化について、データの収集と分析を行いながら、効率的な活用方法の普及に向けて取り組んでまいります。

続いて、23ページをごらんください。

(2)地球温暖化がシイタケ栽培に及ぼす影響についてでございます。

①現状及び課題ですが、国の報告によりますと、21世紀の日本の平均気温は1980年から1999年の20年間の平均気温と比較して、約2℃から4℃上昇すると予測されており、本県の主要な特産林産物である原木シイタケについても、発生不良や病害虫の発生増加等による影響が懸念されます。このため、温暖化が原木シイタケ栽培に及ぼす影響を調査するとともに、対策を講じる必要があります。

次に、②の取組の概要ですが、温度等を任意に設定できる人工気象室を用いて、室内の温度を平年気温よりも4℃及び2℃上昇させた高温区と平年気温に設定した場合でのシイタケの発生量や収穫期間等を調査したところでした。

種菌でございますけれども、使いました種ご

まは県内の生産現場で多く使用されている、温度がおよそ10度から20度でシイタケが発生する中温タイプで、それぞれ種ごまメーカーの違うA品種とB品種の2種類を用いました。

調査結果は、中ほどの表1でございます。表1は発生量ですが、平年気温区に対する高温区の発生量の割合は、4℃上昇した場合、A品種が81%、B品種が75%と、減少しました。

また、2℃の場合でございますが、A品種が100%、B品種が101%と、ほぼ同じ程度となったところでございます。

次に、表2の収穫期間ですけれども、収穫期間の場合、4℃上昇した場合、平年気温区に比べて、A品種で52日、B品種で32日、短くなったところでございます。

また、2℃の場合ですが、A品種で20日、B品種で17日と短くなり、収穫期間が縮まったことによる発生量への影響は、2℃の場合ですが、小さいと考えられるものの、収穫作業の集中化が懸念される結果となりました。

③今後の取組ですが、本調査でシイタケの発生量は、4℃と過度に上昇した場合少なくなりましたが、収穫期間については、2℃程度の上昇であっても短くなる傾向にあることが確認されました。

今後は、他の品種の調査、また、温度に加えて降水量等の条件を加えた場合についても調査を行い、得られた結果をもとに、遮光・散水等の方法を工夫して、温暖化に対応した栽培方法を検討し、生産者に普及してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○美戸木材利用技術センター所長 それでは、木材利用技術センターの取組状況について御報告いたします。

常任委員会資料の24ページをごらんください。

まず、(1)の宮崎県産材及び合板・LVLを用いた新たな木質材料の開発についてでございます。

①の現状及び課題にありますように、近年、欧米を中心としてCLTの生産量は急増しておりますが、我が国は、まだ十分普及しているとは言いがたい状況でございます。

この要因の一つがCLTの価格でありまして、生産コストの安い新たな面材料の開発が望まれているところであります。

次に、②の取組の概要ですが、中ほどの「従来のCLT」と記載した右側のイメージ図にありますように、CLTの製造に当たりましては、まず、内層に用いる板材をそれぞれ接着し、1枚のパネルとした上で全体を積層する工程で行われております。

板材を接着する作業を幅はぎといいますが、幅はぎ工程があることによってCLTの生産効率が下がり、コスト増につながっているところです。

このようなことから、当センターでは、韓国の忠南大学校及び宮崎大学と共同で、新たな木質材料でありますPlyCoreCLTの開発に取り組んでいるところであります。

このPlyCoreCLTは、中ほどのPlyCoreCLTと記載しているイメージ図のように、内層を合板などの面材とするため、幅はぎ工程が不要となり、製造コストが大きく低減します。

また、製造も容易です。プレスさえ有していれば製造することができるので、県内企業への技術移転も可能であると考えております。

③の今後の取組であります。韓国では3月にPlyCoreCLT規格が制定されること

になっております。当センターでは、将来的にこの規格に杉・ヒノキを追加するため、忠南大学と連携して、さらなるデータの蓄積を行い、県産杉・ヒノキラミナの韓国輸出につなげていきたいと考えております。

次に、右側の25ページをごらんください。

(2)の公共建築物等における木造化・内装木質化の促進についてであります。

①の現状及び課題にありますように、平成22年10月に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が施行され、県及び市町村は、それぞれで基本方針を定め、目標に向けた取り組みを進めているところであります。

県としましては、この取り組みを支援するため、平成25年度に当センター内に木構造相談室を設置して、市町村に対してさまざまな指導助言を行っているところであります。

②の取組の概要であります。木構造相談室においては、市町村が建築する中・大規模木造建築物について、設計から工事管理までの技術指導ですとか、耐力壁の開発に係る試験、市町村有林の伐採から加工までの木材調達等に関する技術支援等を行っております。

中段にある写真は、当センターが技術支援を行った近年の事例でございます。それぞれの事例について、内容の欄に記載しておりますように、木材の調達に関する支援や耐力壁試験などを行っているところでございます。

また、今後、市町村等が木材利用に取り組む際の手引きとして、技術支援マニュアルの作製を進めております。今年度中には、各市町村へ配布することにしております。

③の今後の取組であります。県の基本方針では、平成32年度(令和2年度)の公共建築物等の木造率の目標を30%としておりますので、

目標達成に向けて建築計画のある市町村等に対して、技術支援マニュアルなどを活用しながら、公共建築物等の木造化・内装木質化に向けて、積極的な指導・助言を継続していくこととしております。

説明は以上でございます。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑はありませんか。

○星原委員 16ページの公共事業における働き方改革への対応というところで、週休2日を試行されるということですが、今、若い人たちを残すためには、こういう形でやるのは当然なんですけど、これから工期が長くなり、企業において技術者が不足するということが解決しないことには、守りたくても守れないんじゃないかな。休みを2日与えたくても、年間経費とかいろんなことを計算したときに、工事費とかが伴わないと、厳しいのではないかと。技術者不足の部分を今後どういう形で解決していくのかなと思っているんですが、こういう改革によって、どういうふうに変化していくのかという検討はされているんですか。

○田原自然環境課長 委員のおっしゃるとおり、建設技術者の不足、そういったことも大変重要なところだと認識しております。

一方で、技術者不足とか若手の職員が入ってこないといった問題に対して、まずは若手や技術者が働きやすい魅力のある職場にしていこうといったところで、今回、働き方改革の一環で、こういった取り組みをしているところです。

一方で、技術者の育成・確保についても大変深刻な状況ですので、当然、改善に向けて検討はしているところです。

○星原委員 都城農業高校の例でいきますと、

今回、卒業する生徒が38名いて、36名が公務員になって、公務員以外が2人しかいない。都城工業高校も土木関係の人は全員が県外に行くという話なんですよね。

だから、こういう話を聞くと、地元に残すためには、魅力があることもですが、給料面の待遇がどのようになっていくかも大きいのではないかというのが一つと、もう一つは、これもある企業から聞いたんですけど、今、国、県、市町村で、30代になっても中途採用を認めるようになって、民間で自分たちが育てた技術者が、逆に引き抜かれていく状況も生まれているという話を聞いているんです。宮崎県でも、中途採用で毎年何人か採っているものなのか、あるいは今後もそういう形にしていけないと、今度は逆に、県とか行政側が技術者不足になるのか。その辺のところのバランスで、民間との調整をうまくやっていかないと、将来的に非常に厳しくなってくるのではないかと思うんですが、そういう協議はもうされているんですか。

○田原自然環境課長 高校生に対しての働きかけというか、募集については、県土整備部が中心になって、一般の土木に関しては、高校に行つて魅力を伝えるような取り組みをやったりとか、農業土木も、県職員でも、募集してもなかなか来ないという話も聞いております。

そういった中で、一つは、今、委員が言われたように、給料面の改善が一番大事なところだと思います。

労務単価については、平成9年がピークだったんですけども、そこから1回どんと落ちて、やっところ1～2年で、そのレベルまで達したというようなところで、それに労災関係の保険を上乗せしていくことで、少しずつ改善しているところでもあります。

それでも足りるかどうか、魅力あるものかどうかについては、なかなか難しいところがあると思いますけれども、そういったところで、給料面、労務単価の面でいろいろ改善をされていると思います。

私たちが建設業界の方々と話をする中で、せっかく技術者として何年も経験してもらって育てたのに、途中でほかのところに就職することになったというお話も聞きます。

個人の考えですので、それを規制することはなかなか難しいんでしょうけれども、そういった方々が離れないような取り組みにやっぱり力を入れないといけないと思っていまして、国もそうなんですけれども、いろんな働き方改革を一緒になって進めているところです。

○星原委員 いろんな協議をされてやられているようですが、企業にとっては、新卒者の給料を上げることは簡単なんだけれども、そういうふうにしてしまうと、全従業員の給料まで反映するとなると、そこまではなかなか面倒を見られないとか、そこをやってしまうと企業としては成り立たない。あるいは、今、国土強靱化とか、いろんな形で事業がふえてはきているけど、2～3年後でも、ずっと今ぐらいの仕事があるという将来の見通しがあればいいんですが、そういう見通しが見えない中ではなかなか厳しいという話を聞くんですよね。

ですから、これは国に対して、技術者の育成の部分でどういうふうにしていくかをもう少しいろんな角度から検討しないと、働き方改革で週休2日にしたから、それで若い技術者が地域に残って企業で働いてくれるかどうかは、まだまだ疑問な点があるので、そういう点についても検討していただきたいなと思います。

○佐野環境森林部長 今、星原委員からいろいろ

ろな御意見をいただきましたが、建設関連産業の技術者の育成や確保は、県土整備部が中心となって、建設技術センターの産業開発青年隊といったところで直接的に育成を図る、確保する方法と、建設業協会あたりと連動して、就業のための支援を行ったりして、確保は図っています。ただ、現状において、どの産業も人手が足りないような状況で、もう外国人も女性も参画していただかないと人手が足りない状況の中で、産業間の人奪い合いに近い状況になっている現状があらうかと思えます。

そういった中で、建設業、森林・林業関係もそうなんです、若い人たちを初め、いろんな方に目を向けてもらう取り組みの一環として、この働き方改革があるということで、今回、公共三部が一緒になって、こういった改善をしていくことで、そういった部分については継続的にやっていかななくてはいけないと考えていますので、この取り組みをどんどん進めていくことかなと思えますが、改革を進められる企業の体質や経営基盤をしっかりとすることも、やはり大事なことです、委員がおっしゃるように、継続的な予算の確保ですとか、積算単価なり、企業が利益を得られるような積算、事業を考えていく必要があらうかと思えます。

そういった部分について、国が果たす役割はやはり大きい部分がございます、最近、国土交通省もかなりスピード感を持って対応されております。当部の所管ですと、林野庁、農林水産省もそれに準じた取り扱いをされることが多いわけですが、国にもそういったことをしっかりお願いしながら、予算とか制度のあり方も含めて考えていただけるように我々も努力していきたいと考えています。

○星原委員 もう一点、公共三部でこういう形

で取り組むだけでいいのか。先ほど言った、高校生が公務員に流れたり、あるいは県外に流れるのは、一方では、やはり給料面とか、待遇面にかかわってくるのかなと思うので、できれば、公共三部だけではなくて、教育委員会とも協議する場、学校との連携とかの協議を。

県内で働いても、待遇面とかに行政としても力を入れる、民間だけが学校に採用の申し込みをしても、なかなか対応してもらえない部分もあるわけですね。本当に県内にそういう技術者を残そうとすれば、これから5年後、10年後のことを考えると、今、真剣に、教育委員会と公共三部の代表が協議する場もつくってもいいんじゃないかなと、今部長の話を聞きながら思ったところなんです。そういう点も協議していただければと思うんですけど。

○佐野環境森林部長 その点も大変大切なことだなと考えています。

私も商工観光労働部にいましたけれども、県内の高校生が県外に出ていくということで、県内就職率が何年か前に全国最低の順位になり、かなりショックを受けて、そこから本格的に対策に乗り出し、現在は最下位から脱出していますが、それでもまだ最下位に近い状況でございます。そういった部分でどうするかということで、大学もですけど、高校、あるいは産業界と一体となって取り組む必要がある、県内就職促進のために何ができるかということで、先ほどおっしゃったように、高校生からでは遅い。そうすると、小学校、中学校あたりからキャリア教育を始めて、県内の企業の魅力なり、産業の魅力を伝えるような取り組みが必要だろうということで――現状詳しくは私もわかっておりませんが――高校なり、小中学校と連携して、そういったことに取り組み始めているということ

もあります。また、産業界が、先ほど委員がおっしゃったような、就業される方の収入につながるような給与の配分といった部分にも気を配ってもらう必要があるということで、直接、知事や副知事、部長とかがそれぞれの団体に処遇の改善についてお願いしたりしております。そういったことを積み重ねていって、本県の魅力ある企業なり、産業にしていく必要があると思っていますので、継続して取り組んでいきたいと考えています。

○星原委員 よろしくお願ひします。

○井上委員 今の星原委員の発言は物すごく重要だと思うんですね。不調不落のときに議論したと思うんですよ。そのときに、やっぱり平準化とか、利益率とか、建設業界全体の経営の確立をしなければいけないと。この3点は常に言われてきたけど、なかなかやられていないところだと思うんですね。

労働政策としてどうなのかというところを、今、部長にきちんと答えていただいたんですけども、宮崎県として、労働政策をどうしていくのかがきちんと押さえられないと、各経営者だけに全てを頼み込んでいくのではちょっと問題があると思うんですね。

今回、働き方改革の対応ということで、しっかりと公共三部がそれを出しておられるわけだから、これの裏づけがきちんとできるようにしていかないと、なかなか難しいんじゃないかなと思うんですね。

将来にわたっていえば、業界全体として本当に生き残っていけるんだろうかとちょっと心配するわけですよ。大手に全てとられて、下請は県外から連れてこられると、宮崎県内の業者をどう育成し、かつそこに働く人たちの働き方をどう確立していくかができないと、小さく対応

しているだけでは、抜本的に——今言われた、星原委員の意見と部長の答弁どおりに、労働政策としてもきちんとやらない限りは、なかなか難しいんじゃないかなと思うんですね。

ですから、一つは、経営者の皆さんの関係からいえば、流通を確立していく、確保してあげるところまで含めて、公共事業のあり方みたいなものはしっかりと受けとめていただいたほうがいいのではないかなと思うんですね。

先日、建設業界の方とお話させてもらったら、外国人労働者の受け入れ関係のことなども、しっかりと一緒に議論させてもらったということ、実態調査も入っていただいたみたいなことがありましたけれども、もっと丁寧な裏づけを持って提案しないと、紙があるだけではそれが浸透しないのではないかとちょっと心配しているところなんですよ。

だから、業界として強さを持っていただくためにも、発注する県側の役割も非常に大きいと思うんです。その責任をお互い、役割ごとに持ってもらうのが大切なんじゃないかなと思うんです。答弁はいただいているので、同じようなことになるかと思いますが、ここは強く押さえておきたいと思うんですけど、いかがでしょう。

○佐野環境森林部長 おっしゃるとおり、これは一つの方向だけで、効果的な解決策を示すことはできないだろうと考えています。

そういう意味では、公共事業の確保と申しますか、国、県ともに、財政事情が厳しい中で、常に一定程度以上のものを用意することはなかなかできないのかもしれませんが、そういった量の確保は、国に依存するところが大きいので、配分ができるだけ本県に来るようにして、確保する。一方では、そういったものをど

う使っていくかという、執行する際の考え方、発注の仕方、平準化というお話もありましたけれども、制度として、そういったものがどうかということも考えながら、また、産業界そのものの意識改革、働き方改革もそうでしょうし、利潤をどう配分するといったことも入ってきます。また、人を育てる部分での教育委員会との連携、そういったことも必要です。

こういったことについて、どういった問題があるのかということ、やはり建設業界、そういったところの意見が極めて大事になりますので、我々も本年度から森林土木協会と意見交換を定期的に持つようになっておりますが、県土整備部でも建設業協会と月一で意見交換されておりますので、きめ細やかにいろいろなことに対する意見も吸い上げながら、できることはやっていくというような形で、適切に対応してまいりたいと考えています。

○井上委員 いろいろな改革を経営者側にも提案していくわけですが、発注する側としては、十分な予算がないのにただ内容だけ要求しても、改革にはなっていないと思うんですね。ある程度それに見合うものがないと、なかなか働き方は転換していかないと思うんです。

ですから、公共三部できちんと予算を確保していく力を持っていただかないと、絵に描いた餅になる可能性が非常に高いと思うし、やりよるによってはいろいろなことに転がりかねないところもあるので、ぜひ業界の方との意見交換を丁寧に行っていただきながら、具体的な働き方改革に向かっていただけると、若者にも大きな力になっていく、働き方の一つの選択肢になっていけると思うので、ぜひ頑張っていただきたいなと思っています。

○横田委員 下刈り等の作業省力化の実証事業

についてですけど、3つの試験区の被度の平均値を見ると、やっかいなつるが減少しているなど、除草剤の効果の魅力というのは本当に大きいなと思います。安定飛行技術の確立とか、コスト削減などに課題があるということですが、県民の反応は、立場の違いによって賛否両論あるのは当然だと思います。

まとめを見ると、「現段階では実用化困難と判断される」と書いてありますが、3つめのほつに「林地除草剤の効果的な散布方法や環境への負荷について、引き続き、知見の集積や情報収集に努める」とありますが、結果的に無人飛行機での除草剤散布の試験も引き続きやっていくことになるのでしょうか。

○橋木山村・木材振興課長 この実証事業につきましては、昨年度もう終わっておりますので、再度無人ヘリを使って実証することまでは考えておりません。

ここで、申し上げますのは、今回無人ヘリを使っての自動航行については、機械メーカーへ聞き取りをしたんですけれども、将来的には確立し得る技術であるという回答があつて、近い将来実現するのではないかといったお話がありました。じゃあいつになるのかといわれると、なかなか示されませんので、我々の判断としましては、現段階では実用困難という判断をしたところです。

林地除草剤の使用に関しましては、そもそも論として、農薬取締法で規定されて、使っているということになっております。今回どの程度効果が持続するのか確認いたしました。来年の夏場、例えば1年半後まで使うのであれば、大体林地における作用、まく間隔ですとか、そういった知見の集積にはつながるかなと思っておりますので、まずはそういった意味で持続する

期間がどの程度なのかを見ていきたいなと思っております。

○横田委員 わかりました。いずれにしても、県民の理解を得ながら進めることが大事だと思いますので、慎重に進めていただきたいなと思います。

○井上委員 林業技術センターの取り組み状況は非常におもしろい。ICTを活用した森林調査の効率化は、今後どのように広がって行くんだろうかということで、興味があるところなんですけど、7カ所で作業量を比較すると、地上レーザースキャナーは平均で人力の5分の1程度の作業量であったと書いてあるわけですが、それと同時に、これは1つの作業として、若者がおもしろく仕事するには適しているような感じもしないでもなくて。私の言い方がちょっとよくないかもしれないんですけど、今後どのように活用されて、どんなメリットがあるのかを、明確に言葉にするとどんなふうになるんですか。

○日高林業技術センター所長 この地上レーザー計測器でございますけれども、現在価格が470万円ということで非常に高く、現在市場では、国有林のほうで一部導入しているということでございます。まだ民間までには普及していないということなんですけれども、材積を求めるときに、この実験データでは、大体20メートル掛ける20メートルの400平米を測定するので、人力ですと3～4人の人間を投入して直径と軸を図っていくんですが、この地上レーザー計測では1人でできるということでございます。その結果が5分の1の作業になったということです。

具体的には、これは森林を計測するために開発されたものなんですけど、レーザーの見通しが非常によい場合ということなので、実際にど

れぐらい使えるかは、まだ検証されていないということで、今回やったわけなんですけれども、直径はほぼ平均で3%の誤差で、使えるということでございます。したがって、5分の1に作業量が落ちるということですので、現地に普及していきたいと思っています。

ただ、木の高さについては10%——10%という40年生で20メートルになりますが、2メートル違ってくるとなると、材積に影響します。したがって、10%も少ないほうに影響しているとなると、生産者にとってデメリットになりますので、当面高さについては除いて、実際の作業では樹木の直径を全量図ったりする場合が多く、作業が大変ですので、木の高さについてはとりあえず従来の方法でやる。この場合でやったときに、大体現在やっている半分近くまでは作業量を軽減できると。

では、高さについてどうするかですけれども、ドローンを使って森林の地上を撮影しまして、それをGISの画面と重ねたときに、ドローンは樹木のとっぺんの高さが把握できるんですが、GISは地面の高さが把握できますので、平面上の上と下の高さは、これを計測するソフトはもう開発されています。ただ、一本一本、樹木の高さを出すソフトがまだ開発されていなくて、ドローンで撮った写真で一本一本研究員がマーキングして出すという研究をやっているんですけども、それでやった場合に高さも3%以内に抑えられたということですので、ソフトメーカーと協議して、高さのほうも使えるようにしていきたいと思います。

このタイプは立てて使うタイプなんですけど、面積が広がった場合は、背中に背負って歩くタイプのものが開発されております。これだと大面積を測量できるということで、若い方がI

CT機器と使って行う場合には、非常にマッチングするものではないかなと思っておりますので、効率的な使用方法を検討して、普及に向けて検討していきたいと考えております。

○**太田委員** 公共事業の働き方改革ですが、新年度からということで期待したいと思っておりますが、17ページの③の簡素化による負担軽減で、書類提出とか大変負担に思っておられるところがあるかと思っております。それはぜひ省略していただきたいんですが、問題になるのは、そこでの写真とかいろいろあるようですけど、これで不正が逆に誘発されてはいけないということで、その辺はきちっと対応していただきたいなと。もちろん配慮されていると思っておりますが、よろしくをお願いいたします。何かあれば。

○**田原自然環境課長** 書類の簡素化につきましては、委員が言われるように、そういった不正といいますか、工事をやる上で一番大事なものは品質確保ですので、今回いろんな働き方改革を進める上でも、ちゃんとした工事ができるのを前提に、このぐらいだったらいいのではないかとこのところ進めておりますので、十分考慮しながら進めているところです。

○**太田委員** わかりました。

○**野崎委員長** その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**野崎委員長** それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。執行部の皆様方お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後2時43分休憩

午後2時46分再開

○**野崎委員長** 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました補正予

算関連議案等について、部長の概要説明を求めます。なお、議案等の説明につきましては、簡潔をお願いいたします。

○**坊菌農政水産部長** 農政水産部でございます。よろしくをお願いいたします。

まず、お礼を申し上げます。2月3日に開催いたしました令和元年度宮崎県農産園芸特産物総合表彰式では、野崎委員長に、そして、2月5日、6日に開催しましたみやざきスマート農業推進大会では、野崎委員長、星原委員、横田委員、山下委員、井上委員に御出席いただきました。まことにありがとうございました。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元の常任委員会資料、表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。

本日は、Ⅰの予算議案、それから、Ⅱの議会提出報告、これは、県有車両による交通事故に関しての損害賠償額を定めたことについてでございます。それから、Ⅲのその他報告で、令和元年度産米の食味ランキング（「特A」取得）について、ほか3件について御説明させていただきます。

なお、一番下の公共事業における働き方改革への対応につきましては、先ほど環境森林部から説明があったと思っておりますので、省略させていただきます。

1枚あけていただきまして、Ⅰの予算議案でございます。議案第49号「令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）」、議案第60号「令和元年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）」についてでございます。

今回の一般会計の補正予算につきましては、（1）歳出予算課別集計表の2月補正額、左から2つ目のBの列になりますが、下から4段目、一般会計の合計の欄にありますように、25

億9,341万2,000円の減額をお願いしております。

補正額の内訳としましては、通常分、その隣のCの列になりますけれども、国庫補助決定等に伴います減額として71億5,519万4,000円の減額、一方、国が経済対策を打ち出しましたが、この国の経済対策といたしまして、その横のD列、45億6,178万2,000円の増額となっております。

また、特別会計の補正予算につきましては、2月補正額のBの列、左から2つ目の列の下から2段目の合計にありますように、1,150万1,000円の減額をお願いしております。

この結果、特別会計と合わせた農政水産部全体の補正後の額は、令和元年度最終予算額、Eの列の一番下にありますとおり、403億5,993万1,000円となります。

次に、2ページをごらんください。

繰越明許費についてでございます。

(2) 繰越明許費(追加)でございますが、経営体育成支援事業、以下12事業で、合計31億8,284万8,000円の繰り越しをお願いするものです。これは、国の経済対策によるものや事業主体において事業が繰り越しとなったものであります。

次に、下の(3)繰越明許費(変更)についてでありますけれども、11月議会で繰り越しの追加・変更をお願いしました事業のうち、公共農村総合整備対策事業以下6事業について、76億5,827万1,000円の増額変更をお願いするものでございます。これは、国の経済対策によるものや、工法等の検討等に日時を要したこと等によるものでございます。

繰越事業の執行につきましては、関係機関との連携を図りながら、早期の完了に努めてまいりたいと考えております。

次に、ページをめくっていただきまして、(4)債務負担行為補正(追加)についてであります。これは、水産基盤(漁港)整備事業の追加をお願いするものでございます。

それから、最後に、資料はございませんけれども、新型コロナウイルスについてであります。

本県でもきのう1件発生が確認されたわけありますけれども、これについては、全庁的な対応をしているところであります。

農畜水産分野への影響といたしましては、学校が休校になったことに伴いまして、牛乳の納入が停止になったことや、イベント中止による花卉等の需要の減少等が懸念されているところでございます。

それから、県内で発注している公共事業等につきましては、国からの通知を受けまして、感染防止の観点から、受注者から申し入れがあった場合には、3月15日までを期限とした工事及び業務の一時中止等を行うこととしておりまして、現在、県が発注している工事等につきまして意向を確認しておりますけれども、3月4日時点で、業務委託について4件の一時中止等の意向があり、対応しているところでございます。

今後、さらなる影響が発生することも考えられますので、引き続き注視をしまいたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○野崎委員長 次に、議案についての説明を求めます。

○鈴木農政企画課長 農政企画課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の269ページをお開きください。

農政企画課の補正額は、一般会計のみで、1億357万6,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄でございますが、15億5,393万4,000円となります。

それでは、主な内容について御説明します。

同じ資料の272ページをお開きください。

1段目の(事項)鳥獣被害防止対策事業費の1、鳥獣にまけない魅力ある地域づくり事業において、8,269万6,000円の減額でございます。

これは、野生鳥獣による農林作物等への被害軽減を図るため、市町村が実施する事業で、国庫補助が決定したことなどによる減額でございます。

農政企画課は以上です。

○愛甲農業連携推進課長 農業連携推進課でございます。

引き続き、歳出予算説明資料の273ページをお開きください。

当課の2月補正額は、一般会計のみで、1億3,086万6,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますように16億9,297万2,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

276ページをごらんください。

1つ目の(事項)構造政策推進対策費の説明欄にあります、2の結ぶ6次化!農業新ビジネス拡大支援事業における2,393万9,000円の減額であります。

この事業は、6次産業化を目指す認定事業者等が行う施設整備や市町村等の6次産業化に向けた計画策定等について支援する事業であり、国庫補助の決定に伴い減額するものです。

次に、277ページをごらんください。

(事項)特定研究開発等促進費の3,821万1,000

円の減額であります。

本事業は、現場に密着した迅速な技術開発を図るために、国の委託等を受けて、産学官連携による共同研究を行うものでありますが、配分額の確定や不採択等により、減額するものです。

農業連携推進課は以上でございます。

○日高農業経営支援課長 農業経営支援課でございます。

引き続き、歳出予算説明資料の267ページをお開きください。

当課の2月補正額は、一般会計で13億4,382万5,000円の減額をお願いしております。補正後の最終予算額は、右から3番目にありますように、40億1,202万3,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

282ページをごらんください。

ページ中ほどの(事項)青年農業者育成確保総合対策事業費の5、農業次世代人材サポート事業3億9,509万4,000円の減額であります。

これは、年間最大150万円を交付する農業次世代人材投資事業において、研修を支援する準備型及び就農後5年間を限度に交付する経営開始型の交付予定者が当初見込みを下回ったことなどにより減額するものです。

283ページをごらんください。

下から3段目の(事項)構造政策推進対策費の1、農地中間管理機構等支援事業4億8,028万9,000円の減額であります。

これは、農地中間管理機構を通じて集積した農地のうち、新規集積面積の実績に応じて国から配分される機構集積協力金が、集積面積が当初見込みにより減少したことなどにより減額するものでございます。

284ページをごらんください。

ページ下段の(事項)農地売買事業費の1、
県公社等推進事業1億58万5,000円の減額であります。

これは、農業振興公社の経営改善のための運転資金貸付金を1億円予算化しておりましたが、公社の運営努力等によりまして、今年度の貸付が不要となったことにより減額するものです。

農業経営支援課は以上です。

○菓子野農産園芸課長 農産園芸課でございます。

引き続き、285ページをお開きください。

農産園芸課の2月補正額は、一般会計で1億4,517万5,000円の増額補正をお願いしております。その結果、2月補正後の予算額は、右から3番目の欄の33億5,114万8,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

287ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)産地パワーアップ事業費の説明欄の1、産地パワーアップ計画支援事業で、2億6,655万6,000円の増額補正でございます。

これは、当初予定しておりました低コスト耐候性ハウス整備等の先送りや入札等に伴う減額分と、今回の国の経済対策に伴う、キュウリの低コスト耐候性ハウスの整備等の施設整備に係る増額分について、その差額分を増額補正するものです。

次の(事項)強い産地づくり対策事業費の説明の欄の2、農業用ハウス強靱化緊急対策事業で、2,360万8,000円の減額補正でございます。

これは、当初予定していた換気扇や防風ネットの整備など、ハウスの補強等が先送りされたことなどに伴い減額するものです。

288ページをお開きください。

一番下の(事項)青果物価格安定対策事業費の5,067万4,000円の減額でございます。

これは、次のページの上段の説明欄の3つの事業におきまして、野菜価格の低落時に、生産者に対し、価格差補給金を交付するための資金造成を行うものですが、本年度の資金造成に必要な額の決定に伴いまして、減額するものです。

農産園芸課の説明は以上でございます。

○小野農村計画課長 農村計画課でございます。

引き続き、資料の291ページをお開きください。

農村計画課の2月補正額は、一般会計で3億2,229万5,000円の減額補正をお願いしております。この結果、右から3番目の欄になりますが、補正後の予算額は31億303万5,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

294ページをお開きください。

一番上の(事項)国土調査費ですが、これは、地籍調査事業に関する経費であり、1億8,461万5,000円の減額でございます。内訳は、経済対策に伴う国の補正予算が5,610万円の増額と国庫補助決定等に伴う2億4,071万5,000円の減額であります。

次に、下段の(事項)土地改良事業負担金ですが、これは、国営かんがい排水事業に関する負担金であり、7,767万3,000円の減額でございます。内訳は、経済対策に伴う国の補正予算456万4,000円の増額と事業費の確定に伴う8,223万7,000円の減額であります。

農村計画課からは以上でございます。

○盛永農村整備課長 農村整備課でございます。

引き続き、説明資料の297ページをお開きください。

農村整備課の2月補正は、一般会計で7,251万

円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄にありますように、143億2,903万円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

299ページをお開きください。

一番下でございますけれども、(事項) 公共農村総合整備対策費の7,404万4,000円の増額、次に、300ページ、一番下の(事項) 公共土地改良事業費の26億8,776万4,000円の増額、301ページ、一番下の(事項) 公共農地防災事業費の7,543万8,000円の増額、この3事業につきましては、国の補正予算に伴う増額と国庫補助事業決定に伴うものでございます。

なお、国の補正予算につきましては、後ほど委員会資料にて御説明させていただきます。

次に、303ページをお開きください。

(事項) 耕地災害復旧費につきましては、22億2,819万6,000円の減額をお願いしております。今年度は、災害が発生しましたが、当初予算の計上額を下回ったことにより、減額するものです。

続きまして、常任委員会資料の5ページをお開きください。

補助公共事業の補正について、御説明いたします。

2の国の補正予算に伴う増の内訳をごらんください。

①の経済対策として、公共農村総合整備対策費におきまして、農業生産基盤、農村環境基盤を計画的かつ総合的に整備するため1億2,600万円、公共土地改良事業におきまして、畑地かんがい施設や水田などを整備するため15億4,980万円、また、公共農地防災事業費におきまして、農地、農業用施設の災害を未然に防止するため

2億8,618万1,000円をお願いしております。

農村整備課は以上でございます。

○福井水産政策課長 水産政策課でございます。

歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、305ページをお開きください。

水産政策課の2月補正額は、一般会計で2億2,314万5,000円の減額、沿岸漁業改善資金特別会計で1,150万1,000円の減額、合計で2億3,464万6,000円の減額補正をお願いしております。

2月補正後の予算額は、右から3列目でございますが、一般会計と特別会計の合計で18億1,843万2,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

307ページをお開きください。

一番下の(事項) 水産金融対策費2,136万1,000円の減額でございます。

これは、主に説明欄の1、漁業近代化資金利子補給金におきまして、漁業者等の漁船の建造やエンジンの更新などを促進するための制度融資である漁業近代化資金の利子補給金が確定したこと等により減額となったものでございます。

309ページをお開きください。

上段の(事項) 漁業取締監督費2,515万8,000円の減額でございます。

これは、主に漁業取締船たかちほの維持管理経費等の執行残でございます。

次に、その下の(事項) 水産試験場管理費1,748万1,000円の減額でございます。

これは、水産試験場本場及び漁業調査船みやぎ丸の維持管理経費等の執行残でございます。

次に、その下の(事項) 水産業試験費1億3,779万3,000円の減額でございます。

これは、主に説明欄の5にあります研究開発

等促進費におきまして、受託事業費の確定等に
伴い減額となったものでございます。

次に、310ページをお開きください。

特別会計の(事項)沿岸漁業改善資金対策
費1,150万1,000円の減額でございます。これは、
過年度貸付に係る償還金の額が確定したこと
に伴い、貸付金の減額を行うものでござい
ます。

水産政策課は以上でございます。

○外山漁村振興課長 漁村振興課でございます。

引き続き、歳出予算説明資料の311ページを
ごらんください。

漁村振興課の2月補正額は、一般会計のみで13
億673万円の増額をお願いしております。その結
果、補正後の予算額は、右から3番目の欄で
ございますが、58億1,933万1,000円とな
ります。

それでは、主な内容について御説明いたし
ます。

314ページをお開きください。

一番下の(事項)水産基盤(漁港)整備事業
費17億2,346万9,000円の増額ござい
ます。

これは、国の補正予算による増額等による
ものであり、後ほど委員会資料で御説明いた
します。

315ページをごらんください。

一番下の(事項)漁港災害復旧事業費1億4,649
万9,000円の減額及び次のページ、316ページ
ですが、(事項)水産施設災害復旧事業費5,298
万3,000円の減額につきましては、台風等による
災害が発生しなかったため減額するものでござ
います。

次に、議案第49号、債務負担行為について御
説明いたします。

常任委員会資料の3ページをお開きください。

水産基盤(漁港)整備事業についてですが、
国の補正予算に伴うゼロ国債で、令和2年度ま

での期間で、限度額1億2,490万円の後年度負担
が発生するため、債務負担行為の設定をお願い
するものであります。

続きまして、常任委員会資料の5ページをお
開きください。

補助公共事業の国の補正予算についてであり
ます。中ほど、2、国の補正予算に伴う増の内
訳、①の国の経済対策に伴うものですが、一番
下の水産基盤(漁港)整備事業費におきまして
2億1,000万円の増額をお願いしております。

これは、安定した水産物の供給を行うため、
北浦漁港の防波堤の整備を行うものです。

また、②の防災・減災、国土強靱化対策に伴
うものですが、一番下の水産基盤(漁港)整備
事業費におきまして、13億6,000万円の増額を
お願いしております。

これは、川南漁港ほか4漁港におきまして、
防波堤や岸壁の整備を行い、防災・減災対策を
推進するものであります。

漁村振興課は以上であります。

○谷之木畜産振興課長 畜産振興課ございま
す。

歳出予算説明資料の317ページをごらんくだ
さい。

2月補正予算額は、18億4,274万2,000円の減
額補正をお願いしております。その結果、補正
後の予算額は、右から3列目の35億6,364万6,000
円となります。

それでは、主な内容について御説明いたしま
す。

319ページをお開きください。

一番下、(事項)畜産振興対策事業費でありま
す。

320ページをお開きください。

一番上の3、「稼げる農」で呼び込む中山間地

域移住定着促進事業1,220万7,000円の減額であります。

この事業は、市町村等による受け入れパッケージ計画の策定、新規就農者等の研修や就農に必要な初期整備に係る費用を支援するものですが、初期設備等に係る事業費が見込みを下回ったことに伴う減額でございます。

次に、その下の(事項)畜産団地整備育成事業費、1の畜産競争力強化整備事業17億6,133万円の減額についてであります。

この事業は、いわゆる畜産クラスター事業でありまして、畜産の体質強化を図るため、計画に基づき地域の中心的な経営体が行う、施設整備等を支援するものですが、事業実施主体からの事業取り下げや事業見直し等による事業費の縮減により減額するものでございます。

次に、その下の(事項)畜産物価格安定対策事業費、2の肉用牛肥育経営安定対策事業1,542万8,000円の減額についてであります。

この事業は、いわゆる牛マルキン事業の生産者負担金の一部を県が負担するものですが、事業費の確定等により減額となっております。

畜産振興課の説明は以上でございます。

○三浦家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課でございます。

歳出予算説明資料の323ページをお開きください。

家畜防疫対策課の2月補正額は、635万8,000円の減額補正をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、右から3列目、11億1,638万円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

325ページをお開きください。

下から2つ目の(事項)家畜衛生技術指導事業費についてであります。下の説明欄をごらんください。1の死亡牛BSE検査推進事業、372万6,000円の減額は、法に基づく検査対象月齢が、本年度から、これまで48カ月齢以上だったものが、96カ月齢以上となり、検査頭数が減少したことに伴い減額するものです。

説明は以上でございます。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はありますか。

○横田委員 農業経営支援課にお尋ねしますが、農地中間管理等の支援事業ですが、4億8,000万円の減額ということなんですけれども、現時点で、目標面積に対してどれぐらいの農地集積割合になっているのかを教えてください。

○日高農業経営支援課長 本年度の農地利用の集積の目標面積としましては、3,000ヘクタールということで事業展開しておりますけれども、現時点で、大体1,200ヘクタールから1,300ヘクタール程度の状況となっております。目標の40%から45%程度という状況となっております。

○横田委員 40%から45%ぐらいの割合ということですが、非常に苦戦されているんじゃないかなと思います。

今、宮崎県も、いわゆるスマート農業を進めようとしておりますが、スマート農業は、若い人たちにとって非常に魅力的なおもしろい経営形態になっていくんじゃないかなと思いますので、すごく期待しているんですけど、それを進めると同時に、農地集積は非常に大事だと思うんです。それを考えると、農地中間管理機構がしっかりと機能を発揮していただくことが非常に大事だと思いますので、なかなか簡単にはいかないと思うんですけど、農家に理解していただきながら、ぜひもっと積極的に推進して

いただければと思います。

○山下委員 関連なんですけど、地元の川南町で聞きますと、何か行き詰っているようなお話を聞くんですが、貸し手もですけれども、借り手のほうは今状況的にはどうなのでしょう。

○日高農業経営支援課長 委員が御指摘のとおり、借り手も含めて非常に厳しい状況にあるというふうに私どもは認識しております。

そのような中で、市町村が中心になって、人・農地プランの実質化ということで、話し合い活動を中心にプランを見直していただいて、受け手である担い手をしっかり明確にした上で、そこに集積させていくという話し合い活動を行っておりますので、そういった活動を加速化させながら、農地の集積を少しでも進めていけるように支援していきたいと思っております。

○山下委員 ことしは野菜がすごく暴落していますので、なかなか農家の意欲が。後継者問題もそうなんですけど、今人口減少対策でいろいろな手を打たれているけれども、特に露地系の人でないと農地は要らないわけですから。施設の人には広い面積は要らないし、そこあたりもあわせて何か手を打ってもらわないと、この行き詰った状態が続くんじゃないかなと思って非常に心配しています。当然、農家人口が減る中で、土地も余ってくるんだけど、それを誰かに使ってもらって、遊休農地がないように、耕作放棄地がないようにしないといけないので、ぜひ力を入れてやっていただきたいとお願いしておきます。

○太田委員 3ページの債務負担行為のところなんですけど、水産基盤（漁港）整備事業とありますが、これは具体的にどこの漁港かわかりますか。

○外山漁村振興課長 箇所につきましては、延

岡市の島野浦漁港と野島漁港について予定しております。

○太田委員 わかりました。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

○鈴木農政企画課長 常任委員会資料の7ページをお開きください。

損害賠償額を定めたことについて専決処分を行いましたので、御報告させていただきます。

事案は、県有車両、いわゆる公用車による交通事故1件でございます。損害賠償額は10万8,950円でございますが、県が加入する保険から全額支払われております。

私からは以上でございます。

○野崎委員長 執行部の説明が終了いたしました。報告事項についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○菓子野農産園芸課長 農産園芸課でございます。

常任委員会資料の8ページをごらんください。

令和元年産米の食味ランキング（「特A」取得）についてでございます。米の食味ランキングにつきましては、一番下の参考のとおり、一般社団法人日本穀物検定協会が昭和46年から実施しており、今回で49回目となっております。協会の食味官能試験によりまして、一番下の表のとおり5段階にランクづけされており、特Aは最上位のランクとなっております。

ページの一番上、結果の概要についてです。本県からは、下の表と右下の地区区分の図にありますとおり、5産地・品種から出品し、霧島

ヒノヒカリと西北山間ヒノヒカリの2地区で特Aを取得しました。本県における特Aの取得は、平成27年産の霧島*コシヒカリ以来、4年ぶり2回目でございます。

全国の状況でございますが、155産地品種が出品されまして、特Aは54点で、九州では、本県を含め5県、計8点が取得している状況でございます。

続いて、2、特A取得に向けた取組状況についてでございます。

平成27年に設置しました宮崎米「特A」取得対策会議を中心としまして、農業者、産地一体となった食味向上に向けた取り組みを推進しております。具体的には、各地域に実証圃を設置し、対策マニュアルに基づく栽培管理を推進しており、気候変動に強い稲をつくるための土づくりの徹底や米の粒の充実を高めるための栽培指導に取り組んでまいりました。また、気象予報士と連携し、週1回、JA及び生産者等へ気象情報を提供し、栽培管理に反映していただいたところです。

最後に、3、今後の対応についてです。

今回の特A取得を踏まえまして、引き続き対策マニュアルに基づく栽培管理を県内産地に波及させ、県全体の主食用米の食味のレベルアップにつなげていきたいと考えております。また、特A取得を生かした生産販売戦略につきまして、地区全体の取り組みとして、関係機関、団体とも相談しながら、農業所得の拡大につなげてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○林田漁業・資源管理室長 常任委員会資料の9ページをごらんください。

令和元年度うなぎ稚魚の採捕状況等についてでございます。

1の今年度のうなぎ稚魚特別採捕許可の概要のうち、(3)の採捕期間ですが、近年の状況と潮回りを踏まえ、12月21日に開始し、資源保護等も考慮して、実質90日の4月3日までを予定しております。

次に、2の採捕状況です。2月25日現在の県内採捕量は、179キログラムと、前年度の同じく67日目の採捕量の39キロの4倍以上の採捕状況となっております。

下のグラフに、平成21年度以降の各漁港全体の採捕量を示しておりますが、平成29年、30年度と連続して極端な不漁になったところですが、今漁期は既に昨年最終値を上回っているところでございます。

次に、資料の10ページをごらんください。

3に水産庁が取りまとめた本県と国内全体のシラスウナギの池入れ数量を示しております。シラスウナギの池入れが始まる11月から、翌年5月までの数量と、括弧書きにて今期の集計が終わっております1月末の時点と比較しております。令和元年度は、1月末で宮崎が2.1トン、全国が11.4トンと、昨年までと比較し、順調な池入れ状況となっているところです。

このように、今漁期は、国内外とも好漁となり、養殖業者の池入れも順調に進んでいるところですが、国際的にもウナギ資源の適正な利用管理が求められる中、引き続き、国と連携して適正な管理に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○三浦家畜防疫対策課長 引き続き、常任委員会資料の11ページをごらんください。

アフリカ豚熱(ASF)等に対する本県の防疫対策についてであります。

※次ページに訂正発言あり

まず、1のアジアにおけるASFの発生状況についてですが、一昨年8月にアジアで初めて中国で確認されて以降、12の国と地域に拡大し、特に昨年9月には、本県と直行便のある韓国の農場でも確認され、その後、北朝鮮との国境付近で、野生イノシシの感染が多数報告されております。

次に、2の国内での豚熱(CSF)の発生状況ですが、岐阜県での発生以降、中部から関東にまで拡大しておりましたが、本年1月以降、沖縄でも6例発生し、現在まで57事例、16万5,000頭を超える被害となっております。

このため、飼養豚へのワクチン接種につきましても、一番下に記載しておりますように、発生地域とその周辺の21都府県で順次開始されているところでございます。

右のページをごらんください。

本年度補正でお願いした緊急対策事業の取組状況です。

(1) 野生動物進入防止策の進捗状況につきましては、全体農場数が436に対して、事業対象農場が356農場で、国、県の支援に加えまして、市町村からも6分の1を追加補助していただいたことから、対象農場の全てで順次取り組んでいるところです。

しかしながら、資材納入のおくれや施工業者の人手不足等により、年度内竣工が困難な状況となっており、繰越手続中でございます。

(2) 水際防疫対策としましては、ホテル、旅館、ゴルフ場に表のとおり、マット及び消毒薬を配布し、靴底消毒の徹底を依頼しております。また、海外旅行者や外国人技能実習生等に対しましても、リーフレット等を活用し、畜産物の持ち込み防止を周知徹底しております。

(3) の野生イノシシ対策につきましては、

猟友会会員が捕獲したものは、本年度これまでに598頭、死亡イノシシにつきましては、30年9月以降20頭を検査しており、全て陰性を確認しております。今後とも、常在危機の意識のもと、生産者、関係者と連携してしっかり防疫対策に取り組んでまいります。

家畜防疫対策課は以上であります。

○菓子野農産園芸課長 申しわけございません。先ほどの説明の際に、ヒノヒカリと説明すべきところをコシヒカリと説明しておりましたので、修正させていただきます。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。その他報告事項についての質疑はありませんか。

○山下委員 1つ聞かせてください。委員会資料9ページのウナギの稚魚の採捕ですけれども、ここ数年間ウナギが非常に高騰して、ウナギを食べる価格が上がって大変だったんですが、ことしの価格等については昨年と比べたらどうなんでしょう。

○林田漁業・資源管理室長 ことしのシラスウナギの販売単価ですけれども、今から申し上げますのは、内水面振興センターが販売する分についての価格ですが、本年度につきましては、全国的な豊漁を受けて、現在30万円まで価格が下がっております。平均でいいますと、現時点で72万円程度で、昨年が90万円ですので、約8割という状況でございます。

ちなみに昨年も、その前の平成29年度が非常に不漁で価格が高騰しまして、その反動を受けて、一昨年と比べますと、価格が少し低下していたところです。

○山下委員 我々がウナギ屋に行くと、3年前に比べると、昨年、ことし、今もそうですけれども、1.5倍ぐらいに上がっているものですから、ウナギ屋から足が遠のいていたんです

が、ことしは全国的に豊漁だと聞くので、若干は下がるのかなと思いますけど、出荷価格についてはいかがでしょうか。

○林田漁業・資源管理室長 今後販売される製品の相場については、何とも申し上げられないところではありますが、現在、新しく入ったシラスウナギは、まだ製品として出ておりません。ことしの土用の丑の日以降に出てくると思われませんが、初期に池入れされたものについては、それほど価格が下がっておりませんので、もうちょっと後のほうで価格に反映してくるのではないかなと推測されます。ただ、これについては輸入物との相場の関係もございまして、今の時点では何とも予測がつかないところです。

○佐藤委員 その他報告事項の食味ランキングで、5産地、西都市のコシヒカリは早場米かと思いますが、あと延岡市がヒノヒカリ、小林市と美郷町がヒノヒカリ、そして、おてんとそだちは小林市と美郷町から出しているということだと思います。

平成27年の霧島ヒノヒカリ以来の2回目ということではありますが、他県の佐賀、熊本、長崎、鹿児島はわかりますか。やはりヒノヒカリとかが多いんですか。九州内のほかの産地でどういう米がつけられているのか。ちょっと勉強不足なのですが、もしわかれば。

○菓子野農産園芸課長 今回、当県からはヒノヒカリが2品種、特Aをとりました。ヒノヒカリは、特Aの取得は減退しておりまして、全国でも3地区ということで、54点のうち3地区となります。他県におきましては、例えば長崎県は「にこまる」、佐賀県は県オリジナルの「夢しずく」「さがびより」とか、あと鹿児島県は県独自育成の「あきほなみ」というような品種、全国的にはやはりコシヒカリが一番多くて、16

品種でコシヒカリが特Aをとっている状況です。

ただ一方で、今申し上げましたように各都道府県で育成されている品種についても良食味のものがふえているようで、そういった各都道府県のオリジナル品種も特Aをとっているような状況にはございます。

○佐藤委員 ヒノヒカリは宮崎県以外はどこでつくられたんですか。

○菓子野農産園芸課長 済みません。今すぐお答えできません。ちょっと時間をいただければと思います。

○佐藤委員 後で結構です。

○横田委員 特Aをとれたことはすごくうれしいニュースだったと思います。関連で教えていただきたいんですが、特Aをとれたことが販売価格にどのように反映されるのかを知りたいんですけれども。

○菓子野農産園芸課長 特Aを取得したことによって、具体的な単価差というのはなかなか評価は難しいところだと思います。ただ、店頭で購買者に対して訴求するという意味では、非常にPR効果は高いと販売の担当等からは伺っておりまして、消費者の方に訴求する、PRする上では大変大きな力になると考えております。

○横田委員 霧島地区と西北山間地区、市町村でいえば小林市とか美郷町ですけど、霧島地区なら霧島地区みんなが、例えば、特Aのシールを貼られるとかそういうことではないんですね。

○菓子野農産園芸課長 御指摘のとおり、霧島地区の米、ヒノヒカリについては表示といたしますか、PRできることとなります。あくまでも、この出品市町村というのは、その地区の中の1サンプルというような位置づけではありますので、今御指摘のように、例えば西北山間でも高

千穂のお米等でも同じようなPRはできると。

ただ1点、景品表示法の関係で注意すべき点がございまして、例えば平成30年産にヒノヒカリを取得した産地だということまではいいいですけれども、必ずこの商品进行评估したものではないと。そういう産地で取れたお米ということまでの表現ということで、景品表示法の関係で表示についてもそういったルールを指導されている状況でございます。

○横田委員 当然、その地域内でも技術の差とかいろいろあって、特AからBとか、いろいろあると思うんですよね。特Aをとれたことはみんなの誇りというか、目標になればいいなと思いますので、全体がレベルアップしていけるように、ぜひ、また別の地域でも特Aがとれるように頑張ってもらえればと思います。

○菓子野農産園芸課長 ありがとうございます。御指摘のとおり頑張りたいと思います。先ほど、もう一件、ヒノヒカリを取得している他県の産地では高知県がありますので、本県と合わせて3県になります。

○横田委員 豚熱についてですが、最近あまり発生したというニュースも聞かないんですけど、ワクチンを接種したことが効果としてあらわれていると判断してよろしいのでしょうか。

○三浦家畜防疫対策課長 愛知県等は接種してすぐの段階で発生というところもあったんですけど、ワクチンは主要豚には非常に有効なワクチンということですので、少なくとも中部地域、関東地域については、もう十分ワクチンの抗体化を持っていることになろうかと思いません。それで、発生自体が少なくなっているのではないかと。沖縄県につきましても、聞くところによると2月下旬から接種を始めるといったようなことですので、今後ワクチンが有効に働

けば、少なくともワクチンを接種している地域については、今後の発生は少なくなると思いますか、発生しないのではないかなという期待はしているところです。

○横田委員 清浄国のこととかいろいろ難しい問題もあるんだと思うんですけど、今回のことをまた次にぜひ生かしていただきたいなと思います。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 その他で何かございませんか。

○鈴木農政企画課長 最後に、新型コロナウイルスに係る農政水産部の影響について、口頭で御報告させていただきます。

資料はありませんが、既に御案内のとおり、小中学校の休校に伴いまして、学校給食への影響が若干出ているところでございます。例えばお米の使用につきましては、大体年間全体の3%程度の減少ということになります。ただ、お米は低温の倉庫で保管することができますので、これ自体は大きな影響は今のところは見られないところでございます。

また、野菜につきましても既に納品されているニンジンやジャガイモ、タマネギなどは冷蔵保管ができますので、それ自体は特段の大きな影響は見られておりません。ただ、葉物野菜などについては今後キャンセルが発生し、さらに市場にあふれるということもあり得ますので、今後市場価格が下がる可能性があります。そこら辺はしっかりと影響を見て行きたいと考えております。

さらに、部長が冒頭に申し上げましたが、学校用の、学校給食の成乳につきましては、乳業団体で市販の牛乳や加工向けとして調整をしておりますが、納入品休止による減収が若干考

られるのではないかと、今のところは見込んでおります。

さらに、スイートピーなどの花卉、花につきましても、卒業式や送別会などの行事やイベント等の中止によりまして、市場や小売業において需要の減少が既に見られる状況でございます。ここら辺もまだ市場価格の推移というのはどうしても発生してから2～3週間はかかりますので、今後市場価格の動向を、全ての品目についてしっかりチェックしまして、また国の対策も今後発表されると聞いておりますので、その国の対策等も含めて、県内でしっかり対応してまいりたいと思います。

以上、口頭ではございますが、御報告をさせていただきます。

○野崎委員長 今の件について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時41分休憩

午後3時43分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

明日は10時から当初予算の審議を行いますので、よろしく申し上げます。

ほか、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 本日はこれで終了いたします。

午後3時43分散会

令和2年3月6日(金曜日)

午前9時57分再開

出席委員(8人)

委員 長	野崎 幸士
副委員 長	凶師 博規
委員	星原 透
委員	横田 照夫
委員	山下 寿
委員	佐藤 雅洋
委員	太田 清海
委員	井上 紀代子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	佐野 詔藏
環境森林部次長 (総括)	松田 広一
環境森林部次長 (技術担当)	廣津 和夫
環境森林課長	川口 泰夫
みやぎきの森林 づくり推進室長	黒木 逸郎
環境管理課長	富山 典孝
循環社会推進課長	蕪 美知保
自然環境課長	田原 博美
自然公園室長	藤本 英博
森林経営課長	濱 砂正則
山村・木材 振興課長	橘木 秀利
みやぎきスギ 活用推進室長	有山 隆史
林業技術 センター所長	日高 和孝

木材利用技術
センター所長
工事検査監

美戸 司
木嶋 誠

農政水産部

農政水産部長
農政水産部次長
(総括)
農政水産部次長
(農政担当)
農政水産部次長
(水産担当)
畜産新生推進局長
農政企画課長
中山間農業
振興室長
農業連携推進課長
みやぎきブランド
推進室長
農業経営支援課長
農業改良対策監
農業担い手対策室長
農産園芸課長
農村計画課長
畑かん営農推進室長
農村整備課長
水産政策課長
漁業・資源管理室長
漁村振興課長
漁港漁場整備室長
畜産振興課長
家畜防疫対策課長
工事検査監
総合農業試験場長
県立農業大学校長
水産試験場長
畜産試験場長

坊 菌 正 恒
河 野 讓 二
大久津 浩
毛 良 明 夫
花 田 広
鈴 木 豪
小 倉 久 典
愛 甲 一 郎
東 洋 一 郎
日 高 義 幸
坂 本 美 奈 子
戸 高 朗
菓子野 利 浩
小 野 正 寛
酒 匂 芳 洋
盛 永 美 喜 男
福 井 真 吾
林 田 秀 一
外 山 秀 樹
鈴 木 宣 生
谷 之 木 精 悟
三 浦 博 幸
中 山 俊 行
甲 斐 典 男
山 本 泰 嗣
田 中 宏 明
徳 留 英 裕

事務局職員出席者

政策調査課副主幹 前野陽子

議事課主任主事 渡邊大介

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました令和2年度当初予算関連議案について、部長の説明を求めます。

なお、議案等の説明につきましては簡潔にお願いいたします。

○佐野環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。本日もどうぞよろしく申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元にお配りしております常任委員会資料の表紙をごらんください。

本日の説明事項は、提出議案が8件であります。

Iの予算議案といたしまして、議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計予算」など4件とIIの特別議案といたしまして、議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」など4件であります。

1ページをお開きください。

環境森林部の令和2年度当初予算案について御説明いたします。

1の歳出予算集計表(課別)についてであります。

この表は、議案第1号を初めとする4つの予算議案に関する令和2年度の歳出予算を課別に集計したものであります。

一般会計は、令和2年度当初予算Aの列の申ほどに網かけしております小計の欄にありますように、208億4,123万円となっております。

また、特別会計は、下から2段目の小計の欄

にありますように、12億2,687万2,000円となっております。

この結果、環境森林部の令和2年度当初予算は、一番下の合計の欄にありますように、一般会計、特別会計を合わせまして220億6,810万2,000円で、令和元年度6月現計予算額Bと比較いたしますと、89.7%となったところであります。

次に、2ページをごらんください。

2の債務負担行為(追加)についてであります。

令和2年度に日本政策金融公庫が宮崎県林業公社に融資したことによりまして、万が一損害を受けた場合の損失補償を行うものであります。

具体的には、来年度、林業公社の経営改善を図るために、現在の借入金残高の一部について、日本政策金融公庫からの低利の融資に借りかえることを予定しております。その借入れに対し損失補償をするものであります。借入額の限度額は3億6,173万5,000円となっております。

私からの説明は以上でございますが、詳細な内容につきましては、それぞれの担当課長等から御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○野崎委員長 部長の概要説明が終了いたしました。

これより、3課ごとに班分けして議案の審査を行い、最後に総括質疑の時間を設けることとします。

歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、あわせて、決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いします。

なお、委員の質疑は、3課の説明が終了した後をお願いします。

それでは、環境森林課、環境管理課、循環社会推進課の議案の審査を行いますので、順次説明を求めます。

○川口環境森林課長 環境森林課でございます。

初めに、各課室の当初予算につきまして、常任委員会資料3ページ以降の3、新規・重点事業及びお手元の冊子、令和2年度歳出予算説明資料により御説明いたしますが、常任委員会資料に記載している事業につきましては、歳出予算説明資料における説明を省略し、常任委員会資料で詳しく御説明いたします。

それでは、環境森林課の当初予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の205ページをお開きください。

一番上の段、左から2列目の欄にありますように、36億1,428万8,000円をお願いしております。内訳は、その下にありますように、一般会計が32億1,915万9,000円、特別会計が3億9,512万9,000円であります。

それでは、以下、主な事項につきまして御説明いたします。

207ページをお開きください。

まず、一般会計についてであります。一番下の(事項)環境保全推進費3,908万4,000円あります。

208ページをお開きください。

説明欄5の環境保全普及啓発推進事業1,814万2,000円は、県立図書館に設置している環境情報センターの運営や同センターが実施する環境講座等の実施、専門家の派遣のほか、環境保全に関する広報を行う啓発紙「ecoみやざき」の発行などに要する費用であります。

210ページをお開きください。

下から3段目の(事項)ひなもり台県民ふれ

あいの森等管理費4,896万3,000円であります。

これは、ひなもり台県民ふれあいの森の指定管理に要する経費や、施設の老朽化に伴う計画的な修繕などを行うものであります。

211ページをごらんください。

下から2段目の(事項)林業公社費6億2,040万2,000円あります。

212ページをお開きください。

説明欄1の貸付金は、一般社団法人宮崎県林業公社の円滑な運営を図るため、日本政策金融公庫等からの長期借入金への償還に必要な資金を公社に貸し付けるものであります。

次に、特別会計について御説明いたします。

213ページをごらんください。

山林基本財産特別会計についてであります。

一番上の段、左から2列目の欄にありますように、予算額は1億6,669万円あります。

中ほどの(事項)県有林造成事業費6,459万6,000円ありますが、これは、県有林の間伐などを実施するものであります。

次に、下から3段目の(事項)元金9,202万7,000円と次の214ページの(事項)利子1,006万7,000円につきましては、県有林に係る日本政策金融公庫からの借り入れに対する償還金であります。

215ページをごらんください。

拡大造林事業特別会計についてであります。

一番上の段、左から2列目の欄にありますように、予算額は2億2,843万9,000円あります。

中ほどの(事項)県行造林造成事業費1億5,804万7,000円ありますが、これは、県行造林の間伐などを実施するとともに、立木販売による収益を森林所有者等へ交付するものであります。

次に、下から4段目の(事項)元金6,240万円と一番下の(事項)利子799万2,000円につつま

しては、県行造林に係る日本政策金融公庫からの借り入れに対する償還金であります。

環境森林課の当初予算については以上であります。

次に、新規・重点事業について御説明いたします。

お手元の環境農林水産常任委員会資料の3ページをお開きください。

新たな宮崎県環境基本計画策定事業について御説明いたします。

初めに、環境基本計画の策定につきまして、右側のページで御説明させていただきます。

まず、1の計画策定の趣旨であります。本県環境行政の基本方針である現行の宮崎県環境計画が令和2年度に終期を迎えますことから、新たな計画を策定するものであります。

次に、2の計画の概要についてであります。

(1)の計画の役割にありますように、本計画は、宮崎県環境基本条例に基づき策定するものであるとともに、県の総合計画の部門別計画に位置づけられており、本県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものであります。

また、本計画の一部は、①から⑤に記載してありますとおり、各法に基づく県の計画として位置づけるほか、今回新たに、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく県計画としても位置づけることとしております。

(2)の計画の構成のイメージにつきましては、総論、基本計画等で構成し、本県の環境の目指す将来像や目標、施策の方向性等を示すこととしております。

(3)の計画期間につきましては、令和3年度から12年度まで10カ年計画とし、原則5年後に見直すこととしております。

次に、3の計画策定の進め方についてありますが、(1)から(3)にありますように、宮崎県環境審議会に諮問し、また、県民等の幅広い意見を反映させた上で、県議会の議決を経て策定することとしております。

(4)の計画策定スケジュールにありますとおり、環境審議会、パブリックコメント、常任委員会への御報告など、段階を踏まえながら進めてまいる予定としております。

事業の概要等につきましては、左側のページに記載しておりますが、予算額は1,516万6,000円で、財源としましては産業廃棄物税基金を活用することとしております。

次に、5ページをお開きください。

森林・林業長期計画策定事業につきまして御説明いたします。

初めに、森林・林業長期計画の策定につきまして、右側のページで御説明させていただきます。

まず、1の計画策定の趣旨であります。本県林政の基本方針である現行の森林・林業長期計画が令和2年度に終期を迎えますことから、森林・林業・木材産業を取り巻く情勢の変化を的確に反映した新たな計画を策定するものであります。

次に、2の計画の概要についてであります。

(1)の計画の役割にありますように、本計画は、県の総合計画の部門別計画に位置づけられており、本県林政の基本方針となるものです。

(2)の計画の構成のイメージにつきましては、総論、基本計画、重点プロジェクト、地域計画で構成し、森林・林業・木材産業の目指す将来像や目標、施策の方向性等を示すこととしております。

(3)の計画期間につきましては、令和3年

度から12年度までの10カ年計画とし、5年後に見直すこととしております。

3の計画策定の進め方につきましては、環境基本計画とおおむね同様の手順、スケジュールとしており、令和3年2月議会での議決を経て、計画の策定と考えております。

事業の概要等につきましては、左側のページに記載しておりますが、予算額は337万7,000円で、財源は一般財源であります。

次に、7ページをお開きください。

森林環境譲与税基金積立金について御説明いたします。

森林の整備及びその促進に関する施策の財源として譲与される森林環境譲与税につきまして、事業を円滑に実施するため、基金に積み立てるものであります。

予算額としましては、来年度の県への譲与額を1億7,300万円と見込んでいるところであります。

この基金を活用する来年度の事業につきましては、右側のページの上段に記載しておりますが、1にありますように、総事業費1億9,400万円を計上し、うち1億6,200万円を譲与税充当予定としております。

2の具体的な取組ですが、記載のとおり、8事業に取り組むこととしておりますけれども、新規事業2本及び改善事業2本の内容につきましては、後ほど担当課・室から詳細を御説明いたします。

なお、ページ中ほどから森林環境譲与税の年度別の表を掲載しております。

今年度の制度開始時点の見込みが、上段の変更前(令和元年度)の表であります。国の来年度予算案におきまして、近年の気象災害の激甚化・多発化を踏まえ、森林整備を一層促進さ

せるため、下段の変更後(令和2年度から)の表のとおり、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,300億円を活用し、来年度から前倒しで増額されるものであります。

この結果、本県分としましては、1億1,600万円の予定が1億7,300万円に、県内市町村分としましては、4億6,100万円の予定が9億8,000万円に増額されるものと見込んでおります。

私からの説明は以上であります。

○黒木みやざきの森林づくり推進室長 私からは、新規・重点事業のうち「水と緑の森林づくり」県民総参加強化事業について御説明いたします。

常任委員会資料の9ページをお開きください。

この事業は、宮崎県水と緑の森林づくり条例に定める県民等の主体的な参画による森林づくりを推進するため、森林づくり活動への支援や普及啓発を行うものであります。

予算額は5,181万2,000円で、財源としましては、宮崎県森林環境税基金を活用することとしております。

右側のページをごらんください。

森林づくり活動に取り組む団体の会員は高齢化しておりまして、ボランティアの参加者数は頭打ちの状況にあります。このため、多様な主体による森林づくりへの参加を促し、若い世代への森林環境教育を進め、県民の森林への関心や森林環境税の認知度を高める必要があると考えております。

取り組みとしましては、写真にありますような公募による森林づくり活動への支援や苗木の提供による植樹活動の支援、企業の森林づくりの誘致、また、森林づくりボランティアの集いの開催や普及啓発などに取り組むことにより、一番下、矢印で示しておりますが、県民共有の

財産である森林を次世代に引き継ぐ機運の醸成につなげていきたいと考えております。

私からの説明は以上であります。

○富山環境管理課長 環境管理課の当初予算について、まず御説明いたします。

歳出予算説明資料の217ページをお開きください。

当課の当初予算の総額は、一般会計で3億7,495万6,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

219ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)大気保全費7,782万5,000円であります。

このうち、説明欄の1、大気汚染常時監視事業5,331万9,000円は、法律に基づき、PM2.5や光化学オキシダント等の大気汚染物質を常時監視するものです。

次に、一番下の水質保全費6,843万7,000円あります。

説明欄1、水質環境基準等監視事業4,824万8,000円ですが、法律に基づき、河川や海域、地下水について、有機性の汚濁物質やヒ素、カドミウム等の有害物質等を常時監視するものや、分析装置の機器更新に要する費用でございます。

次に、221ページをごらんください。

(事項)公害保健対策費1億367万4,000円あります。

これは、旧土呂久鉱山による公害健康被害に係るもので、認定患者の方々への障がい補償費給付金や、認定患者を含む土呂久地区住民等の健康状態を観察する経費でございます。

常任委員会資料の11ページをお開きください。浄化槽整備事業について御説明いたします。

1の事業の目的・背景は、河川汚濁の原因で

ある生活排水の処理率を向上させるため、合併処理浄化槽の整備を促進し、河川環境の保全を図ることです。

予算等は事業概要に記載のとおりでございます。

右のページをごらんください。

1の生活排水処理の状況の表にありますように、生排率は全国と比較するとやや低く、合併処理浄化槽の割合が高いのが特徴です。

また、2、浄化槽の設置状況のように、本県設置基数の約半数が単独処理浄化槽で、生活排水処理を推進するためには、これらを合併処理浄化槽に転換する必要があります。

そこで、左のページの(5)事業の内容をごらんください。

①浄化槽整備事業補助金において、アの個人が合併処理浄化槽を設置する際に、市町村が助成を行った場合や、イの市町村が主体となり合併処理浄化槽を設置する場合に補助を行い、また、転換を促進するために、②の単独処理浄化槽転換促進補助事業として、アでは、不用となる単独処理浄化槽の撤去に係る費用を補助する制度をこれまで実施してきました。

今回、これらに加え、イの宅内配管工事に係る費用の補助を新たに追加することとしました。

具体的な補助スキームは、右のページの一番下の右側、(4)の宅内配管工事費補助にありますように、上限額を30万とし、その3分の1または4分の1を市町村に補助するものでございます。

事業効果としましては、単独処理浄化槽の転換が進むことによって、河川の浄化が促進され、県民の生活環境、公衆衛生の向上が図られることとなります。

次に、常任委員会資料の37ページをごらんく

ださい。

議案第40号「宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

1の改正理由ですが、浄化槽法の改正により、浄化槽の点検等を行う浄化槽保守点検業者の登録に関して、点検に従事する浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項が法律に追加されたことに伴い、今回所要の改正を行うものです。

2の改正の内容ですが、浄化槽保守点検業者に対して、点検業の登録の有効期間3年ごとに1回以上、浄化槽管理士に保守点検業務に関する研修を受講させることを義務づける規定を追加するものです。

なお、経過措置としまして、改正条例の施行日から3年の間に登録の有効期限が満了する業者については、今回の改正規定にかえて、研修の機会を確保するために必要な措置を規則で定めることとしております。

なお、施行年月日は令和2年4月1日でございます。

環境管理課の説明は以上です。

○無循環社会推進課長 循環社会推進課について御説明いたします。

歳出予算説明資料の223ページをお開きください。

当課の当初予算の総額は、一般会計で8億6,225万9,000円をお願いしております。

それでは、その主な事項について御説明いたします。

225ページをお開きください。

まず、上から5段目の(事項)一般廃棄物処理対策推進費4,243万1,000円でございます。

このうち、説明欄の2、海岸漂着物等地域対

策推進事業の3,394万6,000円でございますが、これは、国の海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を活用して、市町村が実施する海岸漂着物等の回収・処理事業に対して間接補助を行うものであります。

次に、その下の(事項)産業廃棄物処理対策推進費7億5,768万2,000円でございます。

このうち、説明欄の2の産業廃棄物処理監視指導事業の(2)廃棄物不適正処理防止対策強化事業の6,822万3,000円は、保健所に廃棄物監視員を配置しまして、不法投棄の早期発見、指導、原状回復の徹底等を図るものであります。

次に、226ページをお開きください。

(事項)廃棄物減量化・リサイクル推進費の6,214万6,000円でございます。

このうち、説明欄の1、循環型社会推進総合対策事業の5,271万6,000円でございますが、大量消費・大量廃棄から循環型社会への転換を総合的に推進するため、廃棄物の減量化や適正処理に係る意識啓発、リサイクル製品の利用促進のための総合的な施策を実施するものであります。

それでは、常任委員会資料の13ページをお開きください。

新規事業、宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画管理事業についてであります。

この事業は、1の事業の目的・背景にありますように、策定後8年が経過しております宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画を改定し、海岸漂着物に係る海岸管理者及び市町村の取り組みを推進するものであります。

予算額は、2の事業の概要のとおりで、事業内容は、(5)にありますように、新たに漂着しているごみの組成調査を実施し、これに基づいて回収実績・予測等の修正を行いますとともに、沿岸海域の漂着ごみ等の円滑な処理に資するよ

うに、マイクロプラスチック対策等の新たな問題も踏まえながら計画の改定を行うものであります。

右の14ページをごらんください。

改善事業、災害廃棄物対応力強化事業についてであります。

まず、事業の目的・背景であります。災害廃棄物は、短期間に大量かつ混合状態で発生するため、処理が非常に困難で、早期復興の大きな障害となっております。このため、あらかじめ処理の流れ等を想定した事前対策が極めて重要です。

このため、県と市町村・関係団体との連携マニュアル及び市町村が活用できるモデルマニュアルを作成するとともに、実際の災害場面を想定した図上演習を実施しまして、災害廃棄物対応力を身につけた人材の育成と処理体制の整備を図るものであります。

予算額は、事業概要に記載のとおりでして、具体的には、(5)にございますように、今年度取り組んでおりました、実際の災害を想定した図上演習を継続して取り組むとともに、県を中心に災害発生時に市町村や関係団体で活用できるマニュアルを策定するものです。

これにより、3の事業効果のとおり、本県における災害廃棄物処理体制が整備され、これまで以上に円滑な処理が可能になるものと考えております。

続きまして、15ページをお開きください。

公共関与推進事業についてであります。

この事業は、事業の目的・背景にありますように、産業廃棄物の適正処理を確保するため、公共関与により、廃棄物総合処理センター「エコクリーンプラザみやざき」の安全で安定した運営を支援し、県内処理体制の確立を図るもの

であります。

予算額は、事業の概要のとおり、3億6,136万1,000円で、(4)にありますように、運営主体である環境整備公社を支援するものであります。

(5)の事業内容の②運営資金貸付金2億8,000万につきましては、右の16ページの表をごらんください。

表の左端、項目の欄にあります。①の産廃事業収入から②の産廃事業費用を差し引いた③の産廃事業収支は、操業を開始した平成17年からずっと黒字で推移しております。

しかしながら、エコクリーンプラザみやざきを整備時に、産廃枠分の事業費を、日本政策投資銀行等から借り入れた、④の償還金及び⑤の償還利息を差し引いた後の⑥の借入金償還後収支は、平成19年度から赤字となっております。県では、平成22年度から⑨の県の運営費貸付金にありますように、公社に対して運営費の貸し付けを行っております。

今年度は、⑧の金融機関からの一時借入金が2億8,000万円と見込まれることから、その同額を⑨の県の運営費貸付金として、来年度当初に公社へ貸し付けるものであります。

この運営費貸付金につきましては、公社が解散する際には、公社が所有する産廃分の埋立枠の残余容量を転用するなど、財産を処分することにより、貸付金の回収は可能と見込んでいます。

この事業は、来年度が最終年度となりますことから、令和3年4月以降、新たな運営主体となる宮崎市への円滑な移行が図られるよう、関係機関との協議をさらに綿密に行うなど、万全を尽くしていきたいと考えております。

続きまして、17ページをお開きください。

新規事業、不法投棄対応連携モデル事業であります。

この事業は、1の事業目的・背景にありますように、循環型社会の実現に向けた官民の連携を推進するため、廃棄物の適正処理に関してノウハウを有する民間団体と協働して、放置されるおそれのある不法投棄事案の原状回復に迅速かつ効率的に取り組むものであります。

予算額は、2の事業の概要のとおりでして、実施主体となる宮崎県産業資源循環協会は、従来から、公共施設などで廃棄物の撤去等のキャンペーンに取り組んでおりますほか、このような事業の創設も要望してこられました。

今年度からは、名称を産業廃棄物協会から改め、循環型社会実現の一翼を担うプレーヤーとなるべく、さまざまな取り組みを模索しておられ、今後、不法投棄の監視・指導に関しましても、幅広く県民や関係団体等に担い手として参画していただく上で、モデル的な取り組みになるのではと考えております。

事業内容は、原因不明の不法投棄現場について、廃棄物の撤去や処分などの原状回復に要する経費を助成するものであります。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

別冊資料の決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の10ページをお開きください。

⑪番の「循環型社会の実現に向けた取り組みについて、4R等の普及啓発に向けた取り組みをより一層強化するとともに、リサイクル率などの向上に向け、市町村と一体となって実効性のある対策に取り組むこと」についてです。

循環型社会の実現に向けた取り組みにつきましましては、県や市町村、関係団体からなる4R推進協議会を組織しまして、県民への普及啓発活

動に取り組んでいるところでございまして、具体的には、ごみの減量化やリサイクルの取り組みを支援する事業やごみ減量化テキストの作製、事業者の先進的なリサイクル施設の整備に対する補助制度などの取り組みを実施してきているところでございます。

令和2年度は、再生利用率の目標値を設定した宮崎県環境計画の最終年度となりますことから、現計画の目標達成に向けた取り組みを継続するとともに、各市町村の現状を踏まえた新たな計画の策定にも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

循環社会推進課の説明は以上でございまして。

○野崎委員長 議案に関する説明が終了いたしました。

委員の皆様から質疑はございせんか。

○井上委員 環境森林課にお尋ねしますが、第4次宮崎県環境基本計画の策定についてです。令和2年で終期を迎えることから、また新たに計画をつくっていくわけですけれども、今までの計画の集大成や反省点についてどんなふうにご検討されているのかと、次の計画に向かって、前計画とはどこが違うというか、何を今後強調していきたいのかについて教えていただきたい。

○川口環境森林課長 まず、現計画の成果ですけれども、環境計画の進捗状況を毎年9月に常任委員会にも報告しているところなんです、計画の総括をしないといけないと考えています。今その作業をしている最中で、9月に骨子案を御提示する際に、計画の成果も総括した形で御報告しようと思っております。

データが平成30年度になるんですけれども、平成30年度の進捗状況を昨年9月に御報告した際には、指標等の目標値、例えば新エネルギー

の総出力電力とか、環境情報センターの利用者数とか、そういった指標は目標値を達成しまして、おおむね順調に進んでいるのかなど。途中経過ですけど、そういったことを御報告したところです。

一方、一般廃棄物とか、産業廃棄物の処分量が計画を下回っていて、今後もそういったものに力を入れていかないといけないなということで、昨年9月では、そういった評価をしているところです。

9月には、令和元年度分までの調査の内容も大体出てきていると思いますので、骨子案を御説明するのとあわせて全体の評価を報告したいと思っています。

それともう一点、次の計画をどういった計画にしていくのか。これは、今後詳細を決めていくんですけども、今のところ変更点としては、気候変動の適応策の分野を拡大するとともに、気候変動の現状と将来予測を盛り込むなど、記載内容を充実したいというのが一点と。

また、先ほど説明しましたけれども、食品ロスの削減推進計画としても位置づけることにしておりますので、食品ロス削減推進に関する部分を追加するといったことが考えられると思いますし、環境審議会でも、SDGsの視点を盛り込んでくれという意見もございましたので、計画における各施策がSDGsの17の目標とどう関係してくるのかとか、そういったのをわかりやすく表現できればと考えているところです。

○井上委員 今おっしゃった答弁どおりでいいと思うんですね。気候変動の問題とか、食品ロス、SDGsの問題も、ぜひそのあたりを。県民参画というテーマが出ていますので、パブリックコメントを受けるだけではなく、県民との対話ができる、コミュニケーションがとれる、

そういう意味での環境基本計画にさせていただきたい。具体性のあるものにしていただきたいと要望しておきます。大変いい答弁をいただいたと思っていますので、期待していますから、よろしくをお願いします。

次の森林・林業長期計画策定事業で、似たような現状なので、今後どうやっていくのかを教えてくださいんですけども。以前の議会では、山会議の問題がすごく耳に入るぐらい、よく聞かせていただいていたんですけど、山会議は現状どういう動きをしているのか。

山会議は非常に大きな力を持つとされていて、今後も重視していただけると思うんですが、今後の計画の中でここをしっかりと押さえておかないと。本当に山の現状というのが、荒れ方というか、変わり方というのは、私たちが思っている以前の山とはちょっと違うのではないかと思います。

どこを通ってみてもわかるように、太陽光発電の関係で、これが山と言えるのかと思うようなところもありますし、本来、山というのはどういう形で、山全体をどんなふうに見ていくかが、とても大事なのではないかなと思いますので、この計画の中でそういう議論がされるのかどうか、そこを聞かせていただきたい。

○川口環境森林課長 今、山会議がどういった状況かという御質問があったと思うんですけども、山村の状況が各地域でそれぞれ違うということで、7つの地域会議をつくって、各地域に応じた課題を検討して、対応策をそれぞれでやっていこうと。そういった施策の提案とかを本部会議に上げていただいて、新規事業につなげていくとか、そういった活動を今やっております。

山会議のテーマとしては、資源循環の林業の

推進とか、山村地域の活性化、所得の向上といった形で、取り組んでいるところです。

森林・林業長期計画も、山会議の地域協議会とかを使って、地域の林業従事者とか、県民の方々から意見をいただいて——実際今年度、7つの会議で意見交換をやっています、その中で、基本は担い手とか、労働力不足の話とかが大半を占めていますが、植林や下刈り作業の省力化を推進してほしいという要望も受けたりしておりますので、そういった山会議で、各地域の意見や要望とかも踏まえながら、計画策定を進めていきたいと思っています。

○井上委員 地域によって、課題のありようが違うところもいっぱい出てきていると思うんですよね。ですから、希望を持っているところについては、具体的にそこを押さえた上で、今後、山を守りながら、私たちはどうやっていくのか、7割の山をどうしていくのかをきちんとしないといけないと思うので、この山会議が持つ役割を明確に、意見はかみ合ったものになっていけるように、ぜひ努力していただきたい。

この計画そのものも非常に期待しています。スマート農業と言われるように、今後、スマート林業、賢い林業というのを考えなければいけないと思いますので、そこを含めてやっていただくようにお願いします。

○横田委員 環境管理課の浄化槽整備事業についてお尋ねしますが、これは3カ年事業ということなんですけど、この事業で、3年間で単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換できる基数は、どれくらい見込んでおられるのかを教えてください。

○富山環境管理課長 ここ3年間ぐらいの実績なんですけれども、単独浄化槽の転換基数が大体400基前後ございます。これがどこまでこの事

業で伸びるかが、我々も興味深いところなんですけれども、現在、この事業自体は、国がもう始めています。今、市町村も始めているところがございまして、話を聞いてみると、少し伸びたという話もございますから、我々が今、毎年400基ぐらい転換しているものが、少しでも伸びるのではないかなと期待は持っているところです。

あとはやってみないとわからないところがございまして、この機会に、私たちも単独処理浄化槽をできるだけ合併処理浄化槽にかえたい。そして、河川等の生排率を上げて、河川等を浄化をしていきたいと思っています。

○横田委員 この事業は、令和元年に浄化槽法が改正されて、今度の4月1日から施行されることを受けての事業だと思うんですけど、今度の改正法は、チェックシートとかをつくって県知事も強く関与できるような内容になっていたと思います。何で国がそういうことをやったかということ、水環境を守るために、できるだけ早く単独処理浄化槽をなくしていきたいという強い思いからだと思います。

それと、今度策定される予定の環境基本計画の中でも、本県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るということで、計画の役割がうたっていますので、法律が改正されたことを一つのきっかけとして、市町村も含めて、できるだけ早く合併処理浄化槽に転換できるように、さらなる御努力をお願いしたいと思います。

○富山環境管理課長 大変ありがたい言葉をいただきまして、ありがとうございます。我々も、この機会にこういった補助制度を設けて、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽にかえたい人の意欲を増してほしいと。もう既に単独処理浄化槽で水洗が来ているということで、それからま

た合併処理浄化槽にかえるのはなかなかハードルが高いものですから、そのハードルをまず低くしていきたいということがあります。

そして、委員がおっしゃったように、浄化槽法の改正の中で、特定既存単独処理浄化槽という言葉ができて、単独処理浄化槽で生活排水等が著しく損なわれているものにつきましては、行政の強い指導ができるようになってきております。そこら辺も活用しながら、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を伸ばしていきたいと考えています。

○横田委員 よろしくお願ひします。

○太田委員 12ページの一番上の1の生活排水の処理状況を見てみると、公共下水道、農業集落排水施設等の宮崎県の数値が出ていますが、このパーセントを高めるのはもう限界で、それで合併浄化槽のところをできるだけ高めていくということでもいいんですか。地理的にはもう限界ということですか。

○富山環境管理課長 ここに書いてありますように、生活排水を処理する方法には、合併処理浄化槽と下水道、そして農業集落排水事業がございますが、それぞれの処理施設が計画的に処理率を上げるという計画で進んでおります。

ただし、農業集落排水事業は既にほぼ行き渡ってしまっていて、伸びる余地がないんですが、合併処理浄化槽と下水道で生活排水処理率を上げていこうという生活排水処理計画というのを持っておりますので、その計画に基づいて上げていきたいと考えています。

本県は特に合併処理浄化槽が多いものですから、浄化槽を推進することは意義があるのではないかなと考えております。

○太田委員 3ページ、4ページの環境基本計画策定事業のところ、今、井上委員がきちん

と言われましたので、新しいテーマとして、プラスチックごみが新たなテーマとして出てきているようで、13ページの海岸漂着物の中でもプラスチックごみ等の問題が指摘されているようですが、基本計画の中で、こういったテーマも論じられるのかどうか。どういう考えでおられるのかをお聞きします。

○蕪循環社会推進課長 実を申しますと、環境基本計画の改定の3ページの事業内容の③のところにあるように、宮崎県循環型社会推進計画としても位置づけておりまして、最近、循環型社会形成のための新たな問題としてプラスチックごみの問題が上がっておりますので、この計画の中でしっかり議論して、位置づけていきたいなと考えております。

また、13ページの海岸漂着物の地域計画のほうですが、本県の海岸漂着物は、これまでは、どちらかというと災害後に河川に流出して海に流れ着いた流木とかの除去が主な目的だったんですが、海のほうに流出してしまったプラスチックごみが新たな課題となりました。世界的な問題になっているプラスチックごみ問題も踏まえた上で、国の基本方針とかも改定されましたので、それを受けた形で、プラスチックごみ問題も含めて計画の中に位置づけていこうと考えているところです。

○太田委員 わかりました。

本会議の一般質問でもこういった問題の質問がありましたけど、その中で、摩耗したアスファルトのごみも問題になっているという話も聞きました。今、そういったアスファルトに関する環境問題が論じられるようになっているのかどうか。何か情報があれば。

○蕪循環社会推進課長 廃棄物で考えますと、アスファルトは、剥ぎ取ってしまったらがらと

いう形で建設系の廃棄物にはなるんですが、既に張っているものであれば、それが摩耗して粉じんになりますと、私どもでは把握していないところです。

ただ、その関連で、アスファルトとかで、プラスチックが剥ぎ取られてマイクロプラスチック化して流出しているとか、別の問題として意識されているところもあろうかと思しますので、海岸漂着物の地域計画の中ではその辺も含めて議論していきたいと考えています。

○太田委員 わかりました。

○星原委員 7ページの森林環境譲与税基金積立金の活用の成果ですが、これまで市町村の支援あるいは人材の育成・確保、木材の利用促進に取り組まれているんですけど、実際、この基金を使ってこういう事業をされてきて、どういう成果と課題が見えてきているのかなと思う。今年度も継続のものもあるわけですけど、その辺はどういうふうに捉えていますか。

○濱砂森林経営課長 8ページの2番の具体的な取り組みに事業が上がっておりますけれども、まず市町村の支援ということで、ことし始まりました新たな森林経営管理制度については、県でも市町村の支援を行っておりますし、市町村に譲与された譲与税も市町村で利用して、その推進を進めています。まず、最初に取り組む意向調査という手続があるんですが、意向調査を26市町村のうちの24市町村が既に取り組みを進めております。取り組めていない市町村もまだ2つあるんですけども、初めとしては順調に進んでいるのかなと考えているところであります。

それと、次の人材育成につきましては、林業大学校の研修費用としてこのお金を使っているわけですけども、これにつきましても、ことし、長期課程では21名を修了させることができ

ましたし、来年度についても、現在のところ21名の研修生が受講していただけるということで、資格取得も予定どおりされておりまして、これについても順調に進められていると考えているところです。

○星原委員 特に市町村の譲与税の使い方について、なかなか厳しいのではないかという見方が、要するに、職員の数とかいろんな形の問題で、県と市町村の連携がうまくいっているのかなと思うんですが、今のところ、そういう課題はないんですか。

○濱砂森林経営課長 この森林経営管理制度の運営の仕方に関しては、市町村に専門の職員が少ないこともありまして、やはり市町村はいろいろ苦労しているという話を聞いております。

県としても、農林振興局の普及指導員を中心にいろいろな相談を受けているところですので、制度が適正に運用されるように進めていきたいと考えています。ことし、市町村からのアンケートをとっておりまして、現在、市町村にどんな課題があるのか、どういった県の支援が必要かというところを調査しておりますので、そういったことを含めて、来年度に向けて、県の体制も含めて整備していきたいと考えております。

○星原委員 もう一点、木材の利用促進という形でここにいろいろ掲げているんですけども、この辺の利用促進の方法は毎年同じようなやり方をやっているといいのかな。要するに、木材の活用の仕方をどう考えていくのかが一番の課題ではないかなと思うんです。これから、特に工業関係の建物なんかは更新の時期が近づいてきている感じがするんです。そういう分野まで広がっていいのか、あるいはどういうふうを考えているのか。今、特に鉄骨なんかが高くなっていて、木材利用に方向が転換しているような話も

聞くんですけど、今後どう取り組んでいくのか、その辺の考えはこの中にもあるんですか。

○有山みやざきスギ活用推進室長 木材利用の促進についてですが、森林環境譲与税基金の事業の目的にありますように、直接的に森林整備をする財源として、またその促進に関する施策の財源として活用が認められています。森林整備を促進するためには、当然、木材の利用、県産材の利用拡大は重要です。今までは住宅需要がございましたけれども、人口減少に伴い、委員がおっしゃられたように、公共建築物を初めとする非住宅分野での利活用が非常に重要になってくると思います。

そういったところで、これまで余り木材が使われていなかった非住宅分野で、より木材を使ってもらえるように、木造の提案、設計する建築士とか、そういった方への木造塾を今年度から開催しております、人材の育成を図っているところです。

また、きょうの宮崎日日新聞の1面にございましたけれども、一般に流通されている材でも割と大きな建物が建てられる。一般に流通している材というのは、これまで住宅で使われていた3メートル、4メートルの柱材だとか断面が3寸、4寸とかいうサイズの材なんですけれども、そういったものでも建てられる設計のノウハウをよりわかってもらえるように、そういったことにも取り組んでいきたい。

また、施主の意向、意識を高めるために、木育活動にも積極的に取り組んでいきたいと考えています。

○凶師副委員長 予算書の219ページで、予算額としては小さいんですけども、水質保全費の(5)、都城盆地硝酸性窒素削減対策事業にはずっと取り組まれているかと思うんですが、概要で

構いませんので、現状というか、どのような推移になっているか。

○富山環境管理課長 御存じとは思いますが、都城盆地は地下水が硝酸性窒素で汚染された経緯がございます。それから計画を立てて、畜産関係とか生活排水とか、いろんな面で対策をとってきました。

我々も計画を推進していく上で事務局として動いているわけなんですけれども、都城盆地の井戸水を百何本、毎年測定したり、県の監視井戸——5本ですかね——何本か持って濃度計をずっと見てきております。その経緯を見ますと、大体少しずつ下がってきている傾向はございます。

ですから、今、各関係部局がいろんな対策をしています。引き続き対策を行っていくことが大切だと考えていますので、今後の推移をまた見ていきたいと考えております。

○凶師副委員長 この都城盆地だけ特化して県内でこういう対策事業を打たれているということで、今、御答弁にあったとおり、やはり畜産から出ている汚水の関係があったり、生活排水の関係があるということですが、改善傾向にあるのは間違いないということで理解してよろしいですか。

○富山環境管理課長 硝酸性窒素のデータから見れば、下がっている状況です。

○凶師副委員長 わかりました。

○太田委員 15ページの公共関与推進事業ですが、きのうの補正のときにも確認したような気もするんですけど、貸付金については、令和2年度で終了ということでもいいですか。

また、今、事業内容の②のことを聞いたんですけども、①、③も終了ということになるんですか。そういうイメージでいいんですか。

○蕪循環社会推進課長 実を申しますと、公共
関与推進事業については、昨日、補正予算のと
きに御説明させていただきました浸出水調整池
の補強工事分という形で出していました貸付金
約10億円については、来年度は満額落とす形に
なっております。

ここに上がっております運営資金貸付金は、
年度当初に公社が資金ショートするであろう部
分について、今回継続して不足分について貸し
付けるということとして、来年度いっぱい当
該事業は終了することになります。

○太田委員 今のは②のことですよね。当然、
①、③も終わるということでいいんですか。

○蕪循環社会推進課長 当該事業は令和3年度
から宮崎市に移行しますので、そういう意味で
は、この事業は全て終了するというところでござ
います。

○太田委員 わかりました。じゃあ、この事業
はこれで全て終了ということになりますね。念
のため、聞かせてもらいました。

もう一つ、歳出予算説明資料の220ページ、環
境管理課の放射能測定調査に要する経費という
ことでずっと上げられていますけど、宮崎県内
のどこに調査地点があるのかと——これは東日
本大地震の後に設置されたのかなという気がし
ますが——その後、結果として余り変更はない
のかどうか、その辺の状況だけ教えてください。

○富山環境管理課長 放射能測定は県で定期的
に行っているんですが、空間の放射能——大気
中の放射能です——4カ所で実施しております。
衛生環境研究所と都城保健所、小林保健所と延
岡保健所で行っておりまして、そのデータから
見ますと特に問題はありません。

地震のときや北朝鮮の核実験とか、いろいろ
あったときには調査自体を綿密に測定するよう

なこともやっておりますが、北朝鮮の核実験の
ときも特に問題はございませんでした。

○太田委員 わかりました。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上で環境森林課、
環境管理課、循環社会推進課の議案の審査を終
了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時3分休憩

午前11時5分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

これより、自然環境課、森林経営課、山村・
木材振興課の議案の審査を行いますので、順次
説明を求めます。

○田原自然環境課長 それでは、歳出予算説明
資料の227ページをお開きください。

自然環境課の当初予算は、左から2列目の欄
にありますように、一般会計で42億2,524万1,000
円をお願いしております。

それでは、以下、主なものについて御説明い
たします。

229ページをごらんください。

中段の(事項)自然保護対策費1,566万3,000
円であります。

これは、自然環境の保護等に要する経費で、
説明欄の5、改善事業の宮崎県版レッドデータ
ブック改訂事業は、2010年度に発行した宮崎県
版レッドデータブックを改訂するため、県内に
生息・生育する希少な野生動植物について、改
めて生息状況等について調査を行うなどして、
新しくレッドデータブックの発行・配布を行う
ものであります。

230ページをごらんください。

一番下の(事項)森林病虫害等防除事業費9,210万5,000円であります。

これは、松くい虫被害の拡大を防止するため、ヘリコプターによる薬剤散布や被害木の伐倒駆除などに要する経費であります。

次の231ページをごらんください。

中段上の(事項)山地治山事業費27億2,480万9,000円であります。

これは、台風や集中豪雨による荒廃山地を復旧するための復旧治山事業や、災害を未然に防止するための予防治山事業などを実施するものであります。

1枚めくっていただいて、232ページをごらんください。

一番上の(事項)保安林整備事業費3億4,019万9,000円であります。

これは、水源涵養等の公益的機能が低下した保安林において、植栽や下刈り、除間伐等を実施し、保安林が有する公益的機能の維持増進を図るものであります。

次に、その下の(事項)県単治山事業費6,958万2,000円と、その下の(事項)県単補助治山事業費5,933万1,000円であります。

これらは、県や市町村において、国庫補助の対象とならない、小規模な災害復旧や治山施設の維持管理等を行うものであります。

次の233ページをごらんください。

中段下の(事項)鳥獣管理費6,906万9,000円あります。

これは、鳥獣被害対策及び生息実態調査等に要する経費で、説明欄の1の有害鳥獣捕獲促進総合対策事業は、捕獲班等に対する活動助成や安全管理及び技術向上に関する研修等の実施により捕獲体制の強化を図り、適切な捕獲を促進するものであります。

次に、一番下の(事項)狩猟費1,298万8,000円あります。

これは、狩猟免許試験の実施や免許の更新、狩猟者登録等に要する経費で、1枚めくっていただいて、次の234ページの最上段の説明欄の4のみやざきの狩猟を担う人材確保・育成事業は、減少が進む狩猟者を確保するため、狩猟免許の取得に対する経費への支援や、初心者講習会、技術向上講習会の開催などを行うものであります。

最後に、次の235ページの一番下の(事項)治山施設災害復旧費3億円あります。

これは、台風等により治山施設が被害を受けた場合の災害復旧事業に要する経費であります。

私からの説明は以上であります。

○藤本自然公園室長 お手元の常任委員会資料の19ページをお開きください。

新規事業、九州自然歩道魅力ステップアップ事業であります。

1の事業の目的・背景についてですが、本県の九州自然歩道は、美しい自然風景や森の恵みを体感する場として、多くの県民の方々が利用しております。

この歩道につきまして、老朽化や自然災害等で通行できない区間が生じていることから、詳細な現況調査を行い、整備・利用計画を策定し、自然の大切さなどを学ぶ魅力ある場としての利活用を図ることを目的としております。

2の事業概要であります。予算額は800万円、財源は森林環境税基金であります。

右のページをごらんください。

県内を走る九州自然歩道は、コース図にありますように、高千穂町祖母山から高原町高千穂峰に至る8コース、全長372キロメートルであります。

左のページに戻っていただきまして、(5)の事業内容ですが、これらのコースにつきまして、路線の見直しや見どころ箇所調査、関係市町・団体等からの利用状況等の情報収集を行いまして、地元関係者や有識者等参画による、インバウンド対応や森林セラピー、環境学習等での活用を見込んだ整備・利用計画を策定いたします。

事業効果は記載のとおりであります。

続きまして、21ページをお開きください。

国立公園満喫プロジェクトの推進であります。

この事業は、1の事業の目的・背景にありますように、霧島錦江湾国立公園におきまして、訪日外国人旅行者等を引きつける取り組みを計画的、集中的に実施することにより、利用者の増加や国立公園を活用した地域の活性化を図るものであります。

2の事業概要ですが、予算額は2億739万円、財源は国庫、森林環境税基金等であります。

(5)の事業内容であります。①の国立公園インバウンド受入対策推進強化事業では、地元ガイドなどを対象とした講習会や山の日におけるアクティビティ体験等のイベントを開催することとしております。

また、新たに、ミヤマキリシマ群生地や展望所などの見どころを疑似体験できるVR動画等の制作も行うこととしております。

②、③はハード事業で、えびの高原などにおきまして、遊歩道や休憩所などの老朽化対策や案内板の多言語化などを、県及び市町村支援により実施するものであります。

事業効果は記載のとおりであります。

私からの説明は以上であります。

○濱砂森林経営課長 森林経営課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の237ページをお開

きください。

森林経営課の当初予算は、一般会計で81億4,437万5,000円をお願いしております。

それでは、主な事業について御説明いたします。

240ページをお開きください。

一番下の(事項)森林整備事業費23億650万8,000円であります。

これは、再造林や下刈り、作業道開設などの森林整備を行う森林所有者等を支援するものであります。

241ページをごらんください。

3つ目の(事項)水を蓄え、災害に強い森林づくり事業費1億6,435万4,000円あります。

これは、県の森林環境税を活用して、水源地上流の広葉樹植栽などにより公益的機能の高い森づくりに取り組むものであります。

次の(事項)地方創生道整備推進交付金事業費16億1,172万4,000円あります。

これは、山村地域の交通ネットワークづくりを推進する林道の開設・舗装などを行うものであります。

242ページをお開きください。

1つ目の(事項)森林環境保全整備事業費3億4,214万5,000円あります。

これは、森林整備の低コスト化などにつながる林道を整備するものであります。

243ページをごらんください。

下から3段目の(事項)林業技術センター管理運営費9,768万2,000円あります。

これは、林業技術センターの施設管理や林業技術に関する試験研究などを行うものであります。

次に、244ページをお開きください。

3段目の(事項)林道災害復旧費25億2,465

万2,000円であります。

これは、令和2年度に発生する林道災害の発生に備えて、国庫補助事業により復旧予算を計上するものであります。

続きまして、新規・重点事業について御説明いたします。

常任委員会資料の23ページをお開きください。

適正な伐採推進対策事業についてであります。

1の事業目的にありますように、伐採パトロールや適正な伐採の普及啓発などによりまして、無断伐採などの発生を防止するものであります。

2の事業の概要ですが、(1) 予算額は250万4,000円であり、(2)の財源は森林環境譲与税基金などであります。

(5) 事業内容といたしましては、①の適正な伐採等現地指導の支援といたしまして、県、市町村、警察などで行う伐採パトロールについて、ドローンの利用によって、効率的な監視・指導を行うものであります。

次に、②の適正な伐採等の推進といたしまして、伐採事業者等を対象とした研修会や大会開催等を行うものであります。

続きまして、25ページをお開きください。

新たな森林管理システム推進事業についてであります。

1の事業の目的ですが、今年度からスタートした森林経営管理制度の運営主体となる市町村を支援することにより、制度の円滑な推進を図るものであります。

2の事業の概要ですが、(1) 予算額は3,251万4,000円で、(2) 財源は森林環境譲与税基金であります。

(5)の事業内容ですが、①の森林経営管理制度市町村支援では、市町村職員を対象とした研修や、モデル地区における地上レーザー計測

等を用いた効果的な作業の実証、市町村が森林管理に用いる林地台帳の精度向上を進めるものであります。

次に、②の森林経営管理制度推進体制支援では、制度の周知に加え、市町村への情報提供などを行う森林管理推進員を本庁に配置するものであります。

続きまして、27ページをお開きください。

「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業についてであります。

1の事業目的にありますように、みやざき林業大学校におきまして、研修内容の充実や研修機材の整備等を行うものであります。

2の事業の概要ですが、(1) 予算額は1億143万6,000円であり、(2) 財源は国庫、森林環境譲与税基金などであります。

(5)の事業内容ですが、①の研修事業では、専門的な知識や技術の習得などを行うために、長期課程など5つの研修コースを実施することとしております。

②の運営事業では、研修指導員6名の配置やオープンキャンパスの開催などにより、適正な運営に努めてまいります。

③の新規事業、「みやざき林業大学校」研修環境整備事業では、風倒木の処理など、新たなニーズに対応した研修機材の導入や、シャワー室などの整備により、研修内容や研修環境の改善を図ることとしております。

当初予算につきましては以上であります。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項について御説明いたします。

別冊の決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況についての10ページをお開きください。

下の枠、「夏」の林業現場働き方改革」下刈労働軽減実証事業につきまして、引き続き、省力

化技術の確立及び普及に取り組むこと」という御指摘を受けたところであります。

この事業では、夏場の重労働である下刈りの省力化手法の実証を行っておりまして、今年度は、10月に行う秋の下刈りを事業対象として認めたとところであります。

今後とも、下刈りの省力化技術が林業現場に普及できるよう、令和2年度も事業を継続するとともに、森林組合等と連携し、取り組みを続けてまいります。

続きまして、特別議案を御説明いたします。

常任委員会資料に戻っていただき、38ページをお開きください。

議案第43号「林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

これは、令和2年度に県が実施する林道事業について、市町村から負担金を徴収するものであります。

1の地方創生道整備推進交付金事業については、事業費の100分の10を延岡市など5市町村から、2の山のみち地域づくり交付金事業については、事業費の100分の5を西米良村から、3の県単林道災害復旧事業については、事業費の100分の10を上記の市町村において、県が林道の災害復旧事業を実施する場合に徴収します。

対象となる市町村からは既に同意を得ておりますが、地方財政法第27条第2項の規定により、議会の議決に付すものであります。

森林経営課からの説明は以上であります。

○橋木山村・木材振興課長 それでは、歳出予算説明資料の245ページをお開きください。

山村・木材振興課の当初予算額は、左から2列目の1段目の欄にありますように、48億4,698万3,000円をお願いしております。その内訳は、一般会計が40億1,524万円、特別会計が8億3,174

万3,000円であります。

それでは、主な事項について御説明いたします。

247ページをお開きください。

中ほどの(事項)林業・木材産業構造改革事業費11億6,324万2,000円ではありますが、下の説明欄にあります4の林業経営構造対策事業費補助金の1億240万7,000円は、高性能林業機械の導入支援、5の木材産業構造改革事業費補助金の6億1,290万円は、木材加工流通施設等の整備支援など、国庫補助事業の国への要望額を計上しているところであります。

次に、249ページをお開きください。

中ほどの(事項)林業担い手総合対策基金事業費1億8,373万7,000円ではありますが、説明欄4の改善事業、森林の仕事就業定着促進事業2,236万円では、林業就業者の確保・定着のため、緑の雇用の研修修了者等の継続雇用や再参入者のOJT研修を行う事業体に助成金を交付するものであります。

また、5の(1)の就労条件整備事業9,800万円は、事業主が負担する社会保険等の掛金を一部助成するものであります。

同じく、5の(3)の改善事業、魅力ある林業就労環境創出事業680万円は、事業体が行う福利厚生施設の整備や伐倒作業時における労働災害防止対策、経営コンサルティング経費等に対し助成を行うものであります。

次の(事項)しいたけ等特用林産物振興対策事業費7,349万円につきましては、主に、シイタケ等の生産拡大、品質向上、消費拡大に要する経費ではありますが、説明欄4の新規事業、みんなで食べよう！県産乾しいたけ消費量アップ事業115万3,000円では、若年層を中心に乾シイタケのおいしさや料理方法について理解を深めて

もらうため、学校給食の食材提供と組み合わせた食育講座や宮崎県産乾しいたけ料理の店におけるフェアを開催するものであります。

次に、251ページをごらんください。

林業改善資金特別会計であります。

これは、議案第8号で提出している特別会計予算であります。説明はこの資料でさせていただきます。

中ほどの(事項)林業・木材産業改善資金対策費8億3,174万3,000円ではありますが、これは、経営の改善や新たな生産方式を導入するための施設整備に対して、無利子の資金を貸し付けるものであります。

次に、常任委員会資料の29ページをお開きください。

新規事業、みやざきの林業省力化推進モデル事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、ドローン等によるレーザー計測で得られた高精度の森林情報の活用等により、森林調査や造林・下刈りなど、森林作業の省力化・軽労化について実証を行うものであります。

右の30ページの現状及び課題をごらんください。

(1)の森林調査ですが、これは、立木1本ごとに直径や樹高を計測し、森林を評価する毎木調査のことですけれども、作業は人力で行っているため、その省力化が課題となっております。

一方、近年、ドローンによる森林レーザー計測により、本数や樹高のほか、標高データなどの情報取得が可能となっているものの、データの活用方法などは十分確立されていない状況にあります。

また、(2)の造林・下刈り作業ですが、その

省力化・軽労化が求められている中で、乗車式下刈り機械やドローンによる苗木運搬などの実用化が進められておりますけれども、現場での実証が不足している状況にあります。

このため、その下の事業内容及び効果のところですが、左側の四角囲みにありますように、ドローン等によるレーザー計測で得られた高精度森林情報と従来の方法による森林調査との比較検証を行うとともに、右側の四角囲みにありますように、データを活用して造林・下刈りプランを作成し、そのプランに基づく省力化機械による作業の実証を行うものであります。

左の29ページにお戻りいただきまして、2の事業の概要ですが、予算額は985万円、3の事業効果ですが、森林調査や森林作業の省力化・軽労化が進み、林業担い手の確保や労働安全性の向上が図られるものと考えております。

続きまして、31ページをお開きください。

改善事業、山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、特用林産業への新規就業希望者に対し、技術習得のための研修期間に就業準備給付金を給付するとともに、引き続き就業した者に経営開始給付金を給付することにより、山村地域を支える担い手の確保・育成を図るものであります。

右の32ページのグラフであります。生産量につきまして、乾シイタケ、備長炭、いずれも減少傾向にありますものの、生産者数は近年、ほぼ横ばいで推移しております。

また、③に記載しておりますように、美郷町におきましては、備長炭生産者32人のうち13人がIターン者となっているなど、新規担い手が産地を支えてきているところであります。

その下の事業内容ですが、①にありますよう

に、研修生1人につき、月額12万5,000円を最長2年間、年間最大で150万円給付いたします。

また、②にありますように、受け入れ生産者等への謝金として、月額5万円の年間最大60万円を給付いたします。

さらに、今回新たに追加したメニューになりますが、③にありますように、研修後に経営を開始しても、しばらくは収入が得られないことなどから、研修修了後に引き続き就業した者等に100万円を1回限り給付いたします。

31ページに戻っていただきまして、2の事業概要ですが、予算額は1,783万円、3の事業効果ですが、安心して研修に専念し、研修修了後に経営を開始できる環境を整えることにより、山村地域を支える担い手の確保・育成が図られるものと考えております。

次に、35ページをお開きください。

議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明させていただきます。

1の改正の理由としましては、新たな依頼試験等の設定に伴い、関係する使用料及び手数料項目を改正するものであります。

2の改正の内容ですが、表の1段目の使用料につきまして、木材利用技術センターで貸し出す際に、その都度、実費で使用料を算定しております試験機器につきまして、今回、新たに依頼試験の区分を設けましたので、4件の使用料を追加するものであります。

また、2段目の手数料ですが、人件費の引き上げに伴いまして、引っ張り試験など3件について改定を行うとともに、使用料と同様に、その都度、実費で手数料を算定しておりました試験機器について、真空・加圧試験など、新たに9件の手数料を追加するものであります。

3の施行期日であります、令和2年4月1日から施行することとしております。

私からの説明は以上であります。

○有山みやざきスギ活用推進室長 常任委員会資料33ページをお開きください。

新規事業、森林産業サプライチェーンマネジメントモデル構築事業であります。

まず、右側の現状と課題でございますが、合法木材供給認定事業者の認定を受けた素材生産事業者が500社以上存在している中で、事業者ごとの規範意識等の認識の差が著しいため、全ての事業者の意識向上はもとより、合法性を担保する新たなルールを整備し、また、原木市場や製材・集成材工場においても受け入れ体制に差があるため、持ち込まれた木材の合法性を担保するためのチェックシートの作成など、業界の合意形成にも取り組んでいく必要があると考えております。

このため、本事業においては、対策として、下の図の枠で囲われたところですが、素材生産事業者が伐採箇所の位置や面積等の情報をデータ等で提出するとともに、木材を受け入れる原木市場や製材工場側において、そのデータ等をもとに木材の合法性を総合的に評価する仕組みをつくりたいと考えております。

左のページに戻っていただきまして、2の事業の概要にありますように、予算額は1,029万3,000円であります。

3の事業効果ですが、本事業によりまして、合法性を担保する木材の流通適正化を図ってまいりますと考えております。

次に、常任委員会資料の36ページをお開きください。

議案第31号「宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例」について説

明いたします。

1の改正理由は、国の交付金を受けて平成21年に設置した宮崎県森林整備加速化・林業再生基金の設置期間については、国による実施期間の見直しに伴い、令和12年度までとするとともに、基金の残高を国庫に返還するため、所要の改正を行うものであります。

2の改正内容ですが、条例の終期を定めた附則を改正するとともに、処分についての特例を定めるため、条項を追加するものであります。

3の施行期日ですが、令和2年4月1日から施行することとしております。

以上、第2班の説明でございました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○野崎委員長 議案に関する説明が終了いたしました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○太田委員 委員会資料の19ページの九州自然歩道魅力ステップアップ事業ですが、老婆心ながら、こういった自然歩道で、私が体験したので該当するかどうかわかりませんが、ある方が、この峠から見ると海が見えるのよねとか、旭化成の煙突が見えるところだとか言われたんですけど、杉とか、いろんな民有林だろうと思いますが、展望がきかないようなところもあって、ここを直すといいんだけどねとか言われていました。

私が通ったところがそういうところかどうかわかりませんが、自然歩道というか、山から海を見下ろす眺望は、意外といいポイントがあるのではないかなと思って。もしそういうのが散在するようであれば、地権者との相談の中で、うまくそういうスポットをつくらなければいけないかなと思っていましたので、念のため、そういう地点があればということで、そういう改造もできる

のかなと。

○藤本自然公園室長 今言われたように、眺望のきくところ、ここに立てば非常に見晴らしがいいとか、いろんな自然の状態を楽しめるとか、そういったところもありますので、今回の調査によりまして、そういう見どころを地元の方々からいろいろ聞いて、今言われた街とか、海とかが見えるところも含めて、しっかり調査して、そしてどのような見せ方をするか、施設整備も含めて、今回の調査でやっていきたいと思っております。

○太田委員 いい名所がまたできるといいなという思いです。

次に、23ページの適正な伐採推進対策事業で、近年、ドローンの活用がいろんなところに出てきていまして、本当にこういったものを活用すべきだと思います。

この場合のドローンというと、例えば、ほかのところでもドローンの活用との説明がありましたが、地形をきちっと確認していくとかがあろうかと思えますけど、適正な伐採推進対策事業でのドローンの活用というのは、適正な現場作業、無断伐採とか、土砂流出とか、そういった違法に近いやり方をするのを見張るものなのか。現場が変な形に切られてしまっているぞという、現場確認のためのドローンなのか、現行犯逮捕のような感じのドローン検査なのか、どういうイメージですかね。

○濱砂森林経営課長 これまで伐採パトロールに行ったときに、伐採地は広がっているわけですが、そこをずっと見て回るのはなかなか大変な作業で、1日当たり2カ所とか、3カ所ぐらいしかできなかったんですけども、今回、ドローンを飛ばして、その伐採の状況を確認することに使用します。

言われたように、どういう伐採がされているかを確認することと、その面積がどれぐらいあるとか、そういったところを、ドローンを使うことによって、パトロール数を大体1.5倍にふやせるのではないかということで、効率化を図る意味で、今回ドローンを使うことにしております。

○太田委員 わかりました。

最後になりますけど、32ページの山村地域を支える特用林産業関係の事業ですが、説明にありましたとおり、備長炭の生産はIターンの人たちが非常に多いという説明がありましたけど、シイタケも含め、そういう方がふえていらっしゃるという思いなんです。

備長炭の場合は、火をたいて、窯を見ながらやるという意味では、芸術家的な雰囲気があるのかな。そういう若者の帰郷する心、ふるさとに戻るような、何かそんなものを刺激するのか。そういうのが、シイタケあたりにも何か出てくるといいのではないかなと思うんですが、備長炭にこんなにIターン組が多い、その辺の分析はどんなものでしょうか。

○橘木山村・木材振興課長 委員御指摘のとおり、県外で行います移住相談会でも、炭焼きをしたい、もしくはそういったところで就業できないかという相談がありまして、県としましては、備長炭の振興対策協議会を県と市町村と、あと主な生産者でつくっているんですけども、その生産者の方に行ってもらって、そういう気持ちがあるのであれば見にきませんかというような移住相談、もしくは就業相談に乗り出しているところです。

そういった中で、若者を中心に、やりたいと。ただ、やるからには、技術の習得ですとか、あとは経営をどう維持していくか、そういったも

のも必要ですので、まずは生産者のところに来ていただいて見ませんかという働きかけをしておりまして、市町村にも積極的に協力していただいている状況です。

そういった一定のニーズが都市部ではありますので、そういった方に来ていただいている現状にあるかとは思っております。

○太田委員 わかりました。炭というと、炭をみんながどう使っているのかが気になって、その開拓も必要かなと思うんです。例えばウナギとか、鮎とか、販売店では、ガスより炭のほうが水っぽくなく焼けるとか。それから茶道をされている方とかの販路があるのかなと思いますが、どんなところに今後活用する場があるのか、現状はどうなのか。

○橘木山村・木材振興課長 主に使われている用途としましては、今委員がおっしゃいました料理等での使い道のほかに、茶道で使うとか、そういったものがありまして、現在、生産者の方から聞いていますのは、白炭を中心に、供給してほしいといったような要望がかなり舞い込んではいるようなんですけども、なかなか生産量が限られているので、追加して送ることができないと。

問屋さんに聞きましても、そういうニーズが非常に高まっています、こういった新規参入をする余地があると思っております。

備長炭につきましては、そういった技術をちゃんと身につければ、大きな収入源として生計を立てて、山間地域で生活していけるというような状況にありますので、今後ともしっかりと育成対策、新規対策に努めてまいりたいと思っております。

○太田委員 わかりました。

○山下委員 新規事業の森林産業サプライチェ

ーンマネジメントモデル構築事業についてお尋ねします。

確かにこうやることで、誤伐、盗伐の問題が解決する可能性は非常に高いと思うんですが、それによって素材生産業者あたりに、この総合評価シートで点数がついたりするようなことが書いてあるわけですが、この点数によって、業者に対して何か特典があるのか。今までよりは、素材業者あたりは手難しくなるというか、時間がかかるというようなことが出てくると思うんですけれども、それに対するメリットがあるのか教えてください。

○有山みやざきスギ活用推進室長 誤伐・盗伐の取り組みに対しての効果ということで、いろいろ意見交換した中で、こういった事業を考えたわけなんですけれども、確かに素材生産事業者にとっては、現状の取引で何ら手続が必要ないのに、新たに手間がかかる。

これに対しまして、県としても、取り組みを評価してあげることで、そういった事業者を、例えば面積——先ほど委員がおっしゃられたように、ドローンを活用して伐採跡地を、適正な伐採をしましたよといった手続を付与することで、流通や、そういった事業者がより活動しやすくなるように評価して、それを周知、啓発していくことで、よりその事業者が事業をやりやすくなって、事業量をふやしていけるんじゃないか。

そういったメリットも考えられますので、そういった事業者を伸ばしていきたい、前向きに取り組んでいきたい事業者を応援したいということで考えていますので、県としては、そういった効果について、普及を図ることで、そういった事業者の取扱量がふえていくような取り組みにしていきたいと考えております。

○山下委員 例えば素材生産業者は、国有林を買う、民有林を買う。そうすると、木を切って出すことと、今度は後の植えつけになると、全然別なんですよね。それが一貫した形で評価につながることにすると、非常に問題があるのではないかなと思うんですよ。

森林組合とか、そういうところでは一貫する可能性があるけれども、通常の素材業者が山を買う場合は、立木を買うんですよね。そうすると、切って出したら終わりなんです。だから、そこを評価するときに、つなげた評価をしないのかなと思うんですけども、どうなんでしょうか。

○有山みやざきスギ活用推進室長 委員がおっしゃる観点が肝だと思っております。伐採事業者と造林事業者がこれまで連携できていない、県内は再造林率が73%にとどまっていますが、SDGsとか、循環型社会を形成する中で、より再造林の意識を持って再造林を進めるために、伐採跡地をきれいにして、次の再造林につなげる、造林しやすくする。

造林事業は、この林業の中で一番人力に頼るところ、一番労力がかかる場所ですので、ほかの事業でも省力化、軽労化の取り組みをしますけれども、造林事業者がやりやすくなるような取り組みを素材生産業者にもしていただきたい。そういったことを評価して、取り組みを広げていきたいと考えています。

○山下委員 確かに言われることはよくわかるんですけど、例えばお父さん、おじいちゃんが持たれていた山を相続して、東京に住んでいる方に財産権があったとするじゃないですか。その人から山を、立木は売りますよ、土地も一緒に譲られたらどうですかと言うと、先祖代々つながれた財産だから、土地は手離したくないとい

う方もいらっしゃるんですね。そういう人たちは、当然、森林組合にお願いするか、お願いがあれば、もちろん山を切る人に、そこも委託するでしょうけれども、そういう場合で、外れていく可能性があるのです。今言われるようなことが非常に理想なだけども、なかなか一体としてやれない部分もあると思うんです。

ですから、状況によっては素材業者が植えるところまでやるよ、分けてくださいねということで、そこまでの費用を含めた形で山林を買収される素材業者もおられるんですけども、その限りでないのです、今後の評価に対してはそこあたりを注意してやっていただかないと、問題があるのかなと思います。

○有山みやざきスギ活用推進室長 今年度より施行されております森林経営管理制度によりまして、意欲と能力のある林業経営者に委ねる仕組みを整備しています。意欲と能力のある林業経営者について、本県では、ひなたのチカラ林業経営体と呼んでいますけれども、そういった事業者を公表、評価しています。

そういったところに預ければ、長期的に安心して預けられるというようなことで周知を図っていききたい。そのための人材育成、事業体育成を進めていきたいと考えております。委員の御指摘を踏まえて取り組みたいと思います。

○山下委員 ぜひそういうことにつなげて、一体としてやられると非常にいい事業になるなと思いますので、よろしくをお願いします。

○野崎委員長 午後の再開は13時10分とします。暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時7分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

委員の皆様からほかに質疑はございませんか。

○井上委員 自然環境課のところで、宮崎県版のレッドデータブックを2010年から始めて、今度改訂するという事なので、ぜひこれは丁寧にやっていただきたいと思いますが、今、大分変化している部分があるのではないかなと思うんですけど、現状はどうか。

○田原自然環境課長 レッドデータブックですけども、2010年に一度つくってしまっていて、あわせてレッドリストというのもつくっています。レッドリストは、毎年調査をお願いして、希少な動植物がどのぐらい変化しているのかというものなんですけど、レッドデータリストについては2015年に一度つくっています。

今回は、レッドデータブックということで、大体10年置きにつくっているんですけども、一つは、絶滅種は2010年では49種だったんですが、それが5年後のレッドリストで見ると52種にふえていました。

もう一つ、それに載せている動植物の掲載種が、2010年は大体1,600種ぐらいだったんですけど、それが1,800種ぐらいにふえているということで、毎年、いろいろ変化していくといたしますか、少なくなるものもありますし、新たに入ってくるものもあります。今回、10年後ということで、専門家の方々に見ていただいて、最新の情報を本にして、貴重なものは守っていく。

それから、開発に当たっても、レッドデータブックを参考に、森林なんかを開発する際に貴重なものがあつたら、それをどこかに持っていくとか、そういったものに使っていこうと思っています。

○井上委員 身近な環境の変化というのはすごくよくわかると思うんです。特に10年経過していますから、年数がある程度かかっている。こ

れでつくったものを、私たちはここに住む者としてもきちんと受けとめるといふか、広報していただくということをごひやっていたきたいなと思っております。

続けて、次のページ、流木の発生の関係ですけれども、予算額は2,000万円ですが、県議会議員をしていると、災害のたびに地域に行って、流木によって川がどれだけ傷められているかを実感するわけです。

そのたびに、流木の現状といふか、流木ができるだけ少なくなるように、常に地域住民の皆さんにも申し上げて、できるだけ山の状況を見てください、いつも下ばかり見ていないで上を向ってください、山をきちんと見てくださいと。山を守ることがどれだけ大切かを自覚していただきたいと常に住民の方にも申し上げるんです。

流木の防止対策事業となっておりますが、今までの予算での流木の防止の成果、それから、これからもこの予算額でその成果が出てくるのかどうかを教えてくださいたいんですけれども。

○田原自然環境課長 今の事業ですけれども、荒廃溪流等流木流出防止対策事業ということで、一応、環境税を使わせていただいております。

実際、これは大変要望が多い事業でありまして、今、委員が言われたように、台風なんかで、上流部ですけれども、溪流に木がたまってくるので、それを除去するのと、もう一つは、今の状態で倒れかかってきているようなところを処理していくという事業です。

この予算で足りるかといふと、大きな災害が来たときには要望が多くなりますし、ないときにはそんなにないといふとおかしいですけれども、この2,000万円でやっていけるところはやっていくというような事業です。

○井上委員 倒木がどんなふうにかに影響する

かは市町村が本当は一番把握しているわけです。

上流の市町村が把握していらっしゃると思うんですけど、自分のところだけの予算でそこをとめるだけの力があるかといふと、なかなか市町村も難しいところがあるので、倒木も含めて、災害のたびに崩れていくところは崩れているので、そのまま放置しないことを含めて対策をきちんと打つのと、そこが危険であることを市町村も把握しておくということです。災害の前に打てるだけの手を打っていくといふ。

そして、きちんと対策がとれるように、県を力にさせていただいて、池の整備も含めて一緒になってやっていけるように、できるだけ情報交換をうまくやっていただけるようお願いしておきたいなと。

この予算枠だとなかなか難しいのではないのかなといふ気がしないでもないので、これについては常々、興味のあるところで、なかなか大変でしょうけど、よろしく願います。

続けて、今回は、新規事業で出しているものでも非常に興味を持てるものがいっぱいあって、私も今回の新年度の予算書を読んで大変うれしく思ったんですけれども、太田委員からも出たんですが、ドローンを活用した伐採パトロールの支援です。

最近はどこでもドローンという言い方をされるんですが、実際にドローンをきちんと操作できる人材はどのくらいいて、すぐに事業にかかった場合に、対応できる人数はどのくらいいるのかを教えてくださいたい。

○濱砂森林経営課長 委員が御心配されるように、ドローンの操作は、今、取り組みを始めたばかりで、今年度は各農林振興局にドローンを1台ずつ配備することにしております。

そういった中で、ドローンを出先機関に引き

渡す際に、操作でありますとか、法律的な取り決めでありますとか、そういったところをきちっと伝えた上で、ドローンを操作できる人を確保したいというのが一つあります。

それと、毎年民間の資格取得講習があるんですけども、来年度の事業の中で、農林振興局で各1人ぐらいずつをそういった講習に参加させて、地域で操作できるリーダーとなるような人材を養成していきたいと考えております。

また、林業大学の研修の中で、森林組合とか市町村、そういった方たちに対してのドローンの操作研修にも取り組んでいきたいと考えております。言われるように、これから、そういう取り組みを進めていくと。

○井上委員 県立農業大学校は、早速、免許が取れるように。スマート農業の大きな力の一つでもあるので、それをやろうとしている。スマート林業という言い方をすれば、スマート林業でそういうのをやっていかないといけない。そういう意味でいうと、林業大学校はそういう力をこれから持てる人たちがいっぱい出てくる。

そして、林業に対する興味を湧き立たせていただくためにも、そういうことも含めてやっていただけるといいなと思うんですが、私たちが委員会の調査で林業大学校に行ったときにそういうお話は聞いてはいるんですけど、どんなふうに今後していこうとされているのか、お聞かせください。

○日高林業技術センター所長 林業技術職の中でドローンを操作できる人材ですが、県の職員では、林業技術センターの研究員で2名ほどドローンが操作できる場所です。

それから、今年度林業大学校の講習で、県の研究員、それから民間にお願いして、林業大学校の生徒に対してドローンの操作研修を行って

おります。これは民間の研修に行きますと2日間で大体30万円程度の経費がかかるんですが、林業大学校は通常の規定の講義で行えるということでございます。

先ほど委員が御指摘なされたように、今後、林業大学校生は、これまでの林業と違いまして、イノベーション、ICT、AIを活用して、現場の労働条件を変えていかないといけないということで、まさに若い林業大学校生はそういった適応能力は高いと考えておりますので、林業労働の環境を変えるという意味でも、林業大学校でのドローン等を含めたICT等機器の講義は充実させていきたい、どんどん進めていきたいと考えております。

○井上委員 ちょうど大学校長が見えているし、今答弁していただいたので、続けて、「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業についてもお聞きしたいんですが、宮崎県がこれから力を入れて、お金もかけてやらないといけないのは、農業大学校と林業大学校をきちんとしていくことがとても大事だと思うんです。卒業生、初年度でやられた方たちは、今どうしておられるんですか。就職先とかも含めてどんなふうになっているんですか。

○日高林業技術センター所長 林業大学校につきましては、通常の授業に加えまして、年度後半、昨年11月とことしの2月の2回にわたって、実際の林業、木材関係の会社にインターンシップを実施しております。

それから、県内の事業者から林業大学校生のコミュニケーションの場が欲しいというようなことでしたので、昨年11月、林業3団体の方を対象として、企業ガイダンスを実施させていただいたところです。

令和元年度は21名の林業大学校生がおります

けれども、年度が明けて、21名中17名の方が県内の森林組合や民間の事業体、それから自分の家を継ぐということで、就職がほぼ決定しております。

残り4名の方につきましては、行くところがないとかそういうことではなくて、林業の分野がいいのか、造林の分野がいいのか、木材の分野がいいのかということで、さらに深掘りして、自分の合うところはどういうことで、検討中でして、見通しとしては、3月末をもって21名全員が、ほぼ県内の林業事業体等に就職できるのではないかと考えております。

○井上委員 ぜひ、林業大学校とのコミュニケーションや連携、そういうのを決して絶たないようにしていただきたいんです。

常々、大学校で行われる研修も含めてそうですが、私も呼んでいただいたので、林業大学校まで行って講習も受けさせていただきましたが、内田洋行の社長がお見えになって、お話を聞かせていただきましたが、外からの力を入れること、そして卒業生もそこに関係性を持たせていくことをぜひやっていただきたい。

それと、今度も女性の方が4名林業大学校においでになっているので、林業大学校を今後どうしていくのか。4名の女性が入ってきたことは、林業大学校がどういう方向性で行くのかという一つの道筋をあらわしていると言ったらおかしいんですが、男性でないとだめだということはないわけで、林業関係も、女性の人たち、もりこちゃんがいっぱい入ってきたほうがいいわけなんだけれども、そういうことも含めて林業の担い手になるような人たちをどう育てていくのかをしっかりと考えておく必要がすごくあると思うんです。

今回の予算の中で、研修も含めてそうですね

けれども、林業大学校があることの意味、宮崎県が林業についてどういうふうに関与しているのかを、市町村を含めてきちんとしていかなければいけないと思うんです。今回の予算の中でそれをやろうとしているのか、それはどうなんでしょうか。

○日高林業技術センター所長 今年度開講いたしましたみやざき林業大学校ですけれども、林業大学校生というのは、長期課程で1年間学ぶ方が注目されがちなんですけど、短期課程、それからリーダー養成ということで、5つの課程を設定しているところです。

もちろん、ことしは開校初年度ということもございまして、長期課程の1年生の1年間学ぶ中身を十分検討してきたところです。今後、短期課程だとか、あるいはリーダー養成だとか、そういったところにもさらにカリキュラムの充実を図ってまいりたいと考えております。

そういった中で、ことしからスタートした新たな森林経営管理システム等で、市町村はなかなか林業の専門技術職の職員がいないということで、市町村の対象の職員の方も、林業大学校でそういった知識やスキルを身につけていただくようにすると同時に、伐採届等の事務につきましても、林業大学校生にもそういった手続きも学んでいただくというような形で、市町村の職員、それから林業大学校生、そういった手続も含めて、講義ができて、コミュニケーションがとれるように林業大学校をプラットフォームとした形で林業技術の普及という点で融合させていきたいと考えております。

○井上委員 もう一つ、宮崎県が誇れるところで林業技術センターがあるわけですけど、技術センターとの連携もとっていただいて、木を植えて、育てて、それがどう利用されているのか、

そして自分たちがしている仕事は将来性がある、どんなふうにも今後生かされていくのかも含めて、林業大学校の中で、きちんとした、整合性があるという言い方も変なんですけれども、系統立てたことをやっていただきたいと思うんです。

林業大学校だから、そこだけで学ぶとかではなくて、市町村の人たちも含めてですけれども、スマート林業を含めて、林業が産業としてどう成り立っていくのかというところをきちんと自覚していただくように、ぜひ地域の一つの大きな力になれるように、ここで勉強していただくといいなと思うんです。

きのう、補正予算のときに林業技術センターの所長のお話を聞いたら、CLTだけではなく、ほかにも韓国なんかで実際に建物として建っているのを聞くと、生徒さんも韓国に行って、見てくださるといいなと思ったりもします。

宮崎県の木材関係者の方たちも含めてそうですけれども、そういうことも含めて、常に連携をとりながら、新しい情報を入れながらやっていただくといいなというふうに思って期待していますので、ぜひやっていただきたいんですけど、海外に行かせる金はないですよ。

○日高林業技術センター所長 まさに、今、委員が御指摘いただいたことは、これまでの林業者は、山で木を伐採される方は、木を伐採して、住宅用の柱とはりだけとか、そういったものを使うということで原木市場に出されて、そこで入札があって、価格が1万円ちょっとだと。

それを受けて、市場の価格だけで材を出しているということで、現場の山元でやられている方は、そこから先で木材がどういうふうに使われているかについては余り関知してこなかったということですから、これから林業者にな

られる方は、自分たちの切った材が一体どういうふうに使われているのか、市場で、末端でどういうふうになっているのか、だったらどういう出し方をしたほうがいいのか、これでは使い方としておかしいということを学ばせる必要があると考えております。そういった意味で、まさに末端で木材を使われている内田洋行の方に名誉校長として、昨年、特別講義をしていただいた。

また、林業大学校に木材を使われる韓国の方が視察に来られました。そういった、海外の情報等も含めまして、山で切り出す林業大学校生や林業者が、末端で木材がどのように使われているか、どれぐらいの価格で動くのか、どういうものに付加価値が付くのか、そういったもので山元としても供給体制を考えると。そういう意識を育てていきたいと考えております。

○井上委員 ぜひ期待していますので、よろしくをお願いします。

森林経営課長にお尋ねしたいんですけど、新たな森林管理システムの推進事業の内容の中で、私が再三にわたって申し上げていることなんだけれども、林地台帳に反映させるための森林簿の精度の向上です。ここは物すごく宮崎県にとってみれば大事なところなんです。

ドローンとかいろいろ方法はあったにしても、林地台帳をきちんとすることはとても大事なことですけど、今現在の林地台帳は、どのくらい市町村は意識を持ってやっていただいているのかを教えてください。

○濱砂森林経営課長 市町村の林地台帳については今年度から公表を始めたわけですから、林地台帳をつくる段階で、県がこれまで森林簿というもので森林の管理をしてまいりました。

その森林簿は、所有者一人一人について、こういった山を持っていらっしゃる、杉なら杉の何年生が生えているというような形で、森林資源を管理するために森林簿というのをつくってきておまして、市町村が管理する林地台帳という制度が始まりました。これまで森林簿は、資源を重視して管理してきたという意味もあって、所有者でありますとか地籍調査が終わっていない場所の地番でありますとか、そういったところが正確でない部分がありました。

森林簿を反映して林地台帳をつくっていただいておりますので、現時点では森林簿のデータが基礎になって林地台帳ができていくという意味で、地籍調査が終わっていない箇所についてはそういう状況になっています。

そういったところを、まず、森林簿のデータを少しでも向上させて、林地台帳と情報がリンクできる、情報が相互に共有できるような形にして、林地台帳の精度を向上させるのと、市町村も、今、経営管理制度を進める上で、みずから林地台帳の精度を向上させる取り組みも進めておりますので、林地台帳と森林簿の相互の情報を共有することで、両方の精度を高めていくことに取り組んでいるところであります。

○井上委員 地籍調査もなかなかなんです。地籍調査を待っていらっしゃる地域の方とかもいらっしゃるんです。市町村に問い合わせると、なかなか地籍調査に入る状況にはならない。今生きているうちに線引きをするなら引いておきたいという人たちもいらっしゃる、地籍調査はみんな待っていらっしゃるが多いですけど、なかなかそこがうまくいっていないので。

林地台帳と森林簿はそれ以下だというふうに考えざるを得ないんです。だから、これが令和

2年度と令和3年度まででどこまで進むのかが、ちょっと。市町村がしっかりと地籍調査を進めていくのをバックアップするしかないのかなと思ったりもするんですけど、市町村とのそういう話し合いは十分にされているんですか。

○濱砂森林経営課長 地籍調査を進めていただきたいのは市町村の方とお話ししているところでもありますけれども、それについては国の予算も伴うということで、市町村の取り組みを進めていただくようお願いしているところです。

その一方で、どうやって地籍調査が終わっていないところの精度を高めていくかという中で、地籍調査とは別に森林境界を明確化するというところで、両者の方に立ち会っていただいて、そこにGPSでとりあえず座標を残そうという取り組みを進めているところです。

そういった取り組みと、今年度、地籍調査が終わっていないところについても、杉の山があるとすれば、そこが大体所有界であろうというところを一応森林簿として整理して、それを林地台帳に反映していただいて、地籍調査が終わっていないところは境界が目安として使えるようなところを、ちょっと精度は低いんですけども、そういった形で境界を明確化するというか、そういったところを進めていく予定にしているところです。

○井上委員 なかなか難しい。私ははっきりと理解できないところもいっぱいあったんですが、宮崎の山をきちんと守っていくということと、森林管理をどうしていくのかはきちんとしておかないと。

それから、誤伐や盗伐もあるわけだから、そういうことも含めて、ここは苦しくとも進めないといけないというか、きちんとやっていかないといけない内容なので、大変でしょうけれど

も、一生懸命やっていただきたい。

予算もこれで本当に大丈夫なのかなという思いがしないでもないんですが、この予算をどう使うかにもよると思うんです。上手な使い方というか、整合性のある実効性のある使い方をやっていただきたいなと要望しておきます。

○橋木山村・木材振興課長 先ほど森林経営課長から申し上げた境界明確化事業の概要なんですけれども、県では、平成21年度から市町村で協議会を立ち上げていただいて、地籍調査の進んでいないところの森林整備を行う場合、境界が明確化していないとなかなか進まないといったようなことから、県内を7つの地域に分けて、協議会を立ち上げていただいて、これまで10年間で1万1,396ヘクタールの境界の明確化をしてきております。

これにつきましては、地籍調査ではございませんけれども、次期地籍調査が入った場合、大変、参考になるかという取り組みでありまして、これについては31年度までの予算を計上しております。

来年度からは森林環境譲与税を財源として、そういった境界明確化につきましても市町村独自の取り組みとして財源を充てることのできるようなことになっておりますので、その点について、県から市町村に事業を移していく形で進めていただけるように、市町村に今お願いしているような状況です。

○井上委員 ぜひ、予算確保ができるなら、そういうふうに努力していただきたいと思います。

○田原自然環境課長 先ほど井上委員から質問がありました流木対策の事業なんですけれども、私の説明が足りなかったんですけれども、2,000万円の事業につきましては、県の環境税を使っている事業ということで、国の事業とかの対象になら

ないようなところを——大きなところでは、山地治山事業では国の事業を使って、今回、予算を二十数億円お願いしておりますけれども、そういったものを当然使うことを考えておりますし、近ごろ、木をとめる力、捕捉効果の高いスリット式のダムもつくっております。そういったところも今進めておりますし、そこから下流側になると、今度は県土整備部のほうでそういったスリット式の整備をやります。

それから、大もとの森林整備、災害に強い山づくりが一番の根本ですから、そこら辺につきましては、当然、木を切る業者、それから今度は確実に再造林していくということで、先ほど委員から言われましたように、国有林も含めてですけれども、そういった関係のところと連携してやっていくということです。

○野崎委員長 ほかに、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 以上で、自然環境課、森林経営課、山村・木材振興課の議案の審査を終了いたします。

各課の説明及び質疑が全て終了いたしました。

これから総括質疑を行います。環境森林部全般について質疑はありませんか。

○横田委員 おととしの台風で県内の至るところの山肌が崩れて、大きな杉の木とかが、物すごい数倒れています。ほとんどそのままの状況で残っているわけなんですけど、それを見たときにほとんど岩が見えているんです。

あの岩の上のほうを見ると、岩の上に、1メートルもないぐらいの土の層というか、それぐらいしかないんだなというのがよくわかるんですけど。だから、県内の山はほとんどああいふ地層なのかなというふうに思うんですけど、そこらあたりは何か把握されているんでしょうか。

○**田原自然環境課長** 宮崎県のそういった地質といますか、火山性の灰が積もってというようところが一番の特徴的なところですか。災害が起きやすいというようところもあると思うんですが、事業の中でも、そういう火山性のところだからこういった事業ができるという国の採択基準に逆に乗りやすいということもあるんですけど、委員がおっしゃるように、地質的にどうしても弱いというような特徴といますか、そういったことはあります。

○**横田委員** おととの台風でも思ったんですが、浅い土の層の上にはいっぱい大きな木が生えていて、強い風に揺さぶられて、根っこがちょっと浮いたところに水が入ってきて、どさっとずれてしまったんじゃないかなというふうを感じるんですけど、今、伐採した後に植林していますが、将来的にそういうことがずっと繰り返されていくのかなという不安もあるものですから。当然、今は台風とかもどんどん大型化しているし、線状降水帯みたいな大雨もたくさん降るようになりましたので。

この前、北部九州の朝倉市に行って、この前の被害の状況とかも見てきたんですけど、そこで聞いたんですが、山が手入れされている手入れされていない関係なくずれているという話も聞いて、それは地層の関係とかが大きいのかなと思ったものですから、そういう地層の中で、植林計画とかも、考えていかないといけないのかなとすごい不安を感じるものですから、余計なことかもしれませんが、率直な自分の気持ちを言わせていただきました。

○**野崎委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**野崎委員長** その他で、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**野崎委員長** それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。執行部の皆様方、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時42分休憩

午後1時51分再開

○**野崎委員長** 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました令和2年度当初予算関連議案について部長の説明を求めます。なお、議案等の説明につきましては簡潔にお願いいたします。

○**坊菌農政水産部長** 農政水産部でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。座って説明いたします。

お手元の環境農林水産常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。

本日は、1の予算議案、それから2の特別議案は議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」外3議案について御説明させていただきます。

1ページをごらんください。

令和2年度農政水産部予算案の基本的な考え方についてでございます。

(2)の農政水産部の予算編成における基本的な考え方にもございますように、令和2年度は第七次宮崎県農業・農村振興長期計画(後期計画)及び第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画(後期計画)の最終年度となっておりますことから、これら計画の総仕上げとして本県水産業の成長産業化を着実に推進してまいります。

具体的には、まず農業分野では、「国際競争を勝ち抜くマーケットイン型の産地経営体育成

プロジェクト」といたしまして、人財の育成、販売力の強化、生産力の向上の観点から、農業大学校における、学生だけではなく農業者なども対象とした、スマート農業の先進技術を学べる環境づくりや農産物の流通合理化と安定的な物流確保の促進、さらには生産力のところにありますように、危機事象への備えといたしまして、引き続き、防災・減災、国土強靱化対策、家畜・植物防疫対策の強化に取り組みますとともに、生産性の向上や生産基盤の強化に向けた取り組みを一層推進してまいりたいと考えております。

また、「多様な地域特性・資源を生かす地域づくりプロジェクト」といたしまして、山間地域の農村集落における農業を核とした他産業とも連携したような新ビジネスの創出支援や棚田地域の有する多面にわたる機能を維持するための取り組みを推進してまいりたいと考えております。

水産業の分野におきましては、「漁業の担い手確保・魅力ある水産業構築プロジェクト」といたしまして、新たな漁業を創出するため、最新技術を用いた深海漁場の開拓に取り組むとともに、本県漁業者の所得向上や関連産業の底上げに向けた県産水産物の輸出拡大や販売拡大を推進してまいりたいと考えております。

3ページをごらんください。

議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計予算」、議案第12号「令和2年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算」についてでございます。

農政水産部の一般会計と特別会計を合わせた令和2年度の予算額は、令和2年度当初予算額Aの列の一番下にありますように、445億3,553万7,000円をお願いしております。

次に、右側の4ページをごらんください。

債務負担行為についてであります。一覧表

にあります事項について追加をお願いするものでございます。

次に、6ページをごらんください。

このページから32ページまでは令和2年度当初予算案における新規・重点事業となっております。

それから、33ページと34ページをごらんいただきたいと思いますが、先ほど令和2年度予算の基本的な考え方の中で説明いたしました生産基盤の強化や生産性の向上に関連する予算といたしまして、令和2年度当初予算案における農政水産部の主な補助公共事業とスマート農業関連事業を参考として整理させていただいております。

詳細につきましては、またごらんいただきたいと思いますが、新規・重点事業及び特別議案等の詳細につきましては、後ほど関係課・室長から説明させていただきます。

私からは以上であります。どうぞよろしく願いいたします。

○野崎委員長 部長の概要説明が終了いたしました。

これより、3班に班分けして議案の審査を行い、最後に総括質疑の時間を設けることとします。歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いします。

それでは、まず農政企画課、農業連携推進課、農業経営支援課の議案の審査を行いますので、順次、説明を求めます。なお、委員の質疑は説明が終了した後にお願いいたします。

○鈴木農政企画課長 農政企画課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の297ページをお開きください。

農政企画課の令和2年度当初予算は一般会計のみで、17億1,376万円5,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

300ページをお開きください。

1つ目の(事項)中山間地域活性化推進費の説明欄5の新規事業、山間地域で稼げる集落モデル構築支援事業1,515万6,000円につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明させていただきます。

次に、同じページ1段下の(事項)世界農業遺産推進事業費の説明欄の1、新規事業、世界農業遺産地域活力創造事業2,368万1,000円でございます。

これは、世界農業遺産の認定を生かしたツアーや特産品開発等による地域経済の活性化、若い世代への教育活動等の人材育成、神楽などの伝統文化継承の支援等を行い、地域の活性化につながる活動を支援する事業でございます。

次に、1段下の(事項)鳥獣被害防止対策事業費の説明欄の1、鳥獣にまけない魅力ある地域づくり事業5億6,047万4,000円でございます。

これは、依然として鳥獣による農林作物被害が大きいため、引き続き、集落ぐるみの対策を総合的に支援するとともに、多くが埋却処分されている捕獲鳥獣、いわゆるジビエを新たな地域資源として利活用を図り、地域振興を目指すものでございます。

それでは、続いて常任委員会資料の7ページをごらんください。

新規事業、山間地域で稼げる集落モデル構築支援事業について御説明いたします。

本事業では、条件不利な山間地域の農村集落において、農作物や地域の資源を活用した新た

なビジネスを創出するため、集落によるモデル構想の策定や構想実現に向けた新たな取り組みの実証・調査を支援するとともに、それらをサポートする体制を整備するものです。

右側8ページをごらんください。

まず、山間地域の農業の現状と課題ですが、山間地域は、人口減少や高齢化率が県平均より高い水準で進行しており、販売農家1戸当たりの耕地面積は、平坦地と比べて3分の1程度と小さく、規模拡大にも限界があり、農業だけで生活していくには不利である状況でございます。

これらのことから、若い世代の集落外への流出、農業生産の縮小、集落機能の低下などがもたらされているのが現状でございます。このため、地域内にある農産物や地域資源を活用した、地域の稼ぐチャンスと活力創出が必要であると考えております。

事業の内容は、①の農村集落活性化モデル構想策定にありますとおり、集落で話し合いを進めながら、魅力ある地域資源の活用や多様な人材の活躍を足がかりに、集落全体で協力して稼ぐことを目指し、そのための構想策定や実証・調査等を支援いたします。

また、②構想実現サポートとしまして、モデル構想策定やその実現に向けて、サポーターによる助言等の伴走支援を行ってまいります。

左側7ページに戻っていただきまして、2の事業の概要をごらんください。

予算額は1,515万6,000円、事業期間は令和4年度までの3カ年を予定しております。

続いて、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

別冊の決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の11ページをお開きください。

11ページ上段の⑬「地域が潤う農泊クラスタ

一支援事業について、事業の検証を行いながら、さらなる支援の拡大に努めるとともに、継続して取り組むこと」についてでございます。

この事業では、農泊を新たに始める農家への研修会や外国人旅行者を取り込むための誘致営業を香港で行うなど、各地域協議会における農泊の取り組みを推進してきたところです。この結果、農家民宿軒数は平成30年の1年間で14軒増加し、また香港から新たな教育旅行の誘致などが実現したところであります。

さらに、令和元年度からは宮崎の魅力を活かす農泊地域総合支援事業において43件の農家民宿をオンライン予約サイトに登録するなど、個人旅行者が容易に農家民宿を活用できる体制を整備したところでございます。

令和2年度においても引き続き農泊の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく御指導いただければと思います。

農政企画課からは以上でございます。

○愛甲農業連携推進課長 農業連携推進課でございます。

歳出予算説明資料の303ページをお開きください。

当課の当初予算額は一般会計のみで、19億7,899万7,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

306ページをお開きください。

まず、上から2つ目の(事項)農産物流通体制確立対策費の説明欄の5の新規事業、青果物の物流改善促進事業712万2,000円につきましては、後ほど委員会資料で説明いたします。

次に一番下の(事項)構造政策推進対策費の説明欄の2の改善事業、地域ぐるみで創る6次産業拡大支援事業1,298万8,000円とその下の3

の新規事業、みやぎきの6次化夢実現支援事業164万円であります。

これは、研修会の開催や専門家派遣等により地域ぐるみの6次産業化を推進するとともに、6次化事業者が生産した商品を大消費地の量販店等でテスト販売し、商品の評価等を確認しながら販売力の強化を図るものであります。

307ページをごらんください。

一番上の(事項)農産物高品位生産指導対策費の説明欄の2の改善事業、「GAPで変える！」産地ステップアップ支援事業538万5,000円でございます。

これは、GAPのさらなる推進や定着を図るため、県が主体となり、GAP指導員の育成研修やスキルアップ研修を行うとともに、農業教育機関に対してGAP認証取得の支援を行うものでございます。

次に、常任委員会資料の9ページをごらんください。

青果物の物流改善促進事業についてであります。

本事業は、物流改善につながる実証事業や施設・機械等の整備を支援し、本県農産物の流通合理化と安定的な物流確保を促進するものでございます。

事業内容につきましては右のポンチ絵をごらんください。

まず、上段の現状と課題にありますとおり、働き方改革が進められる中、トラックドライバー等が労働時間を守り、関東・中京方面向けのトラック輸送を行うためには、カーフェリー利用が不可欠となっております。

特に、本県では産地が分散し、大消費地からも遠隔地にありますことから、農産物の集荷や荷積みを始め、遠距離輸送など、トラック運転

手の労働負荷が大きくなっており、農産物の輸送環境はますます厳しくなることが予想されます。

このため、中段の事業内容にありますとおり、青果物の物流体制改善及び物流拠点を活用した効率化の検討を進めてまいりたいと考えております。

具体的には、輸送パレット化等による産地物流モデルの構築や貨客混載等の実証による中山間地域物流の確保に取り組みますとともに、産地の物流拠点におきまして、物流改善に必要な荷役装置や予冷庫の導入等を支援し、持続可能な長距離輸送体制の構築による県産青果物の安定供給を目指してまいりたいと考えております。

7ページに戻っていただき、2の事業の概要ですが、予算額は712万2,000円、事業期間は令和2年度からの3カ年を予定しております。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況についてでございます。

別冊資料、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の11ページをごらんください。

⑭の「中山間地域における貨客混載輸送試験に引き続き取り組むこと」についてでございます。

中山間地域におきましては、担い手の減少や高齢化の進行により、農産物の安定輸送が課題となっておりますことから、県では、平成29年度から、路線バスやコミュニティバスなどを活用した貨客混載の検証を行い、運賃の負担や荷積みなどの作業実態から、コミュニティバスの活用が現実的であると考えております。

このため、令和2年度当初予算案におきましても、コミュニティバスを活用した貨客混載等による共同輸送の実証を進め、引き続き、中山間地域における農産物の安定輸送体制の構築に

努めてまいりたいと考えております。

農業連携推進課は以上でございます。

○日高農業経営支援課長 農業経営支援課でございます。

歳出予算説明資料にお戻りいただき、309ページをお開きください。

当課の当初予算額は一般会計で、50億7,991万2,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明します。

311ページをお開きください。

下から2段目の(事項)農業会議・農業委員会費の3億3,973万6,000円です。

これは、県農業会議や各市町村の農業委員会が実施する、農地利用の最適化や法人化、その他農業経営の合理化等への指導活動に対する農業委員手当及び農業会議業務費等です。

312ページをお開きください。

下から2段目の(事項)農業経営改善総合対策費のうち、2の新規事業、農業人材育成総合拠点強化事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明します。

次に、その下の(事項)青年農業者育成確保総合対策事業費です。

313ページをごらんください。

6の農業次世代人材サポート事業の7億212万7,000円です。

これは、国の農業次世代人材投資事業において準備型及び経営開始型で年間150万円を上限に交付を行うものでございます。

314ページをお開きください。

上段の、(事項)担い手育成総合対策事業費のうち3の改善事業、農水産業における外国人材の定着促進事業の1,100万円です。

これは、農業に新たな外国人材を受け入れるための仕組みづくりや環境整備を行い、新たな

外国人雇用制度のもとでの円滑な外国人材の活用と着実な定着を図るものです。

歳出予算説明資料につきましては、以上です。

続きまして、常任委員会資料11ページをお開きください。

新規事業、農業人材育成総合拠点強化事業について御説明します。

1、事業の目的・背景にありますように、本事業は、農業大学校において、農業の先進技術等を学ぶ場を「みやざきアグリビジネス創生塾」と位置づけ、学生のみならず、農業者、農業技術者等にも門戸を広げ、体系的なカリキュラムを実施することで、農業人材育成の総合拠点機能を高めるとともに、県内外から優秀な人材を呼び込み、県内就業を促進するものであります。

事業内容については、右側のポンチ絵をごらんください。

中段の事業内容のとおり、大きく3つの柱で事業を展開します。

まず、①農業大学校における先進技術の学習環境強化です。

現状では、先進的な技術の初歩的な学習が主体ですが、今後は、外部講師などによる体系的なカリキュラムを構築し、みずからの経営に見合った技術や装置が選択できる能力等を養います。

あわせて、学んだ技術を農大校内で実践学習できるよう、園芸ハウスや畜舎に複合環境制御装置を導入したり、校内で農業用ドローンの操作資格が取得できる体制を構築します。

さらに、先進技術を実践している農業者等とも連携し、農業者の圃場での学習等も実施します。

次に、下段の②農業者や農業技術者等を対象としたセミナーを開催したり、③次世代の地域

リーダーを養成するための研修も実施してまいります。

こうした取り組みにより、県内外から集まる農業人材の育成や県内就業・定着等を促進してまいりたいと考えております。

11ページに戻っていただき、2の事業の概要ですが、予算額は3,667万5,000円、事業期間は令和2年度からの3年間で予定しております。

続きまして、常任委員会資料の4ページをお開きください。

債務負担行為についてであります。当課からは5件お願いしております。

表の一番上から3件及び5件目の事項については、農業制度資金の融資に対する令和2年度以降に必要な利子補給の債務負担をお願いするものです。

上から4件目の事項は、県農業振興公社が農地取得等を行うために必要な無利子資金を、全国農地保有合理化協会から借り入れる際、国の規程に基づき、損失補償を行うためにお願いするものです。

続きまして、常任委員会資料の35ページをお開きください。

議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてです。

1の今回改正する使用料及び手数料の名称は、使用料が農業大学校授業料及び農業大学校宿泊室等使用料、手数料が農業大学校入学料となります。

2の改正の理由につきましては、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、令和2年4月から施行される高等教育の修学支援新制度の実施に必要な所要の改正を行うものです。

高等教育の修学支援新制度の概要につきましては、下の表にありますように、農業大学校を

含む一定の要件を満たす大学等において、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生を対象に、授業料及び入学料の減免制度の創設と給付型奨学金の支給の拡充を行うものです。

次に3の改正の内容についてです。

まず、(1)にありますように、授業料等減免を受けようとする学生の入学料については、減免の可否が決定されるまでの間、徴収を猶予する必要があるため、条例第3条第2項を改正し、入学料は規則で定める時期に納付するものとし、規則において入学料の徴収猶予等の規定を設けるものであります。

次に、(2)にありますように、授業料を納付済みの学生が、授業料等減免対象者として認定を受けた場合に、減免額の還付を行う必要があるため、条例別表第1の11の項を改正し、還付事由に「大学等における修学の支援に関する法律第8条第1項による知事の認定を受けた場合」を追加するものであります。

最後に、(3)にありますように、入学料を納付済みの学生が、授業料等減免対象者として認定を受けた場合に、減免額の還付を行う必要があるため、条例別表第2の295の2の項を改正し、還付事由に「大学等における修学の支援に関する法律第8条第1項による知事の認定を受けた場合」を設けるものであります。

施行期日は令和2年4月1日でございます。

農業経営支援課は以上でございます。

○野崎委員長 議案に関する説明が終了いたしました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○太田委員 委員会資料の8ページですが、構想実現サポートというところに、伴走するサポーターと書いてありますが、これはどういう方をイメージしているのでしょうか。

○小倉中山間農業振興室長 想定しているのは、県とか市町村、また農協等の農業団体のOBの方を今考えているところでございます。

○太田委員 私たちもいろいろ視察に行ってみると、町や村を活性化するために、本当にばりばり頑張っているような若者といますか、そういう人たちもいらっしゃるんですけど、宮崎県でもそういう方はいらっしゃると思うんです。今、OBと聞きましたけど、若者とかは対象にはなっていないんですかね。

○小倉中山間農業振興室長 公募して、応募者を見て選定させていただきたいと思っているんですけども、フルタイムでの勤務になりますので、若い方でしたら別に職業を持たれている方が多いかと思しますので、第一線を退いた方で、熱意を持ってこういったことに挑んでいただける方ということで、OBと申し上げました。

○太田委員 わかりました。公募されるということですから、どういう意欲を持っている人が応募するかわからないから楽しみかもしれませんけど。OBが悪いという意味じゃないんです。ノウハウを持っている人がならないといけないし、情熱も含めてという思いで。

人によっても大分違うし、この前、おがわ作小屋にも行かせてもらいましたけど、村長が頑張っておられるなというのを感じました。イメージとしてはわかりました。

次に、9ページの物流改善促進事業であります。これも、イメージ的には、改善して、できるだけ合理化していくといいますか、経費がかからないように、それが生産者に返っていくような思いだろうと思いますが、9ページの一番下に物流拠点の設置数というのがありますけれども、これが2カ所から3カ所にふえたようですが、3カ所というのはどういったところに

なるんですか。川崎市あたりもそういうのになっているのかなと思ひまして。

○愛甲農業連携推進課長 物流拠点の設置数のところなんですけれども、平成30年度までに2カ所とありますが、これは既に拠点として位置づけた施設でございます。

具体的に申しますと、生目にある経済連の青果センターと、JA尾鈴の集出荷場に周辺の農産物が集まるような仕組みができて上がっておりますので、現時点ではこの2カ所を拠点として位置づけております。

今後としましては、そのような機能を果たす施設を県下のどこかに設置したいという思いがあるんですけれども、候補としては、JA宮崎中央に大きな集出荷場がございます。ハピスというところなんですけれども、そこを対象にできないものかと思っているところでございます。

○太田委員 わかりました。ポンチ絵を見たら川崎市があるのかなと思ったんですが、これは意味が違いますね。

次に、12ページの右側の先進技術を使って学習できる環境の整備というところではありますが、ここに園芸ハウスや畜舎に複合環境制御装置を導入とありますけど、複合環境制御装置というのはどういったものですか。

○日高農業経営支援課長 例えば園芸ハウスでございましたら、ハウス内の日照量とか温度とか湿度とかCO₂といったものを測定しまして、数値がある程度の基準までに達すれば、その数値に基づいて、例えば自動的に開扉させるとか、あとデータを集積して、収穫量が多い環境を自動的につくり出すような、そういった自動的にハウス内の環境を制御するようなシステム、仕組みが複合環境制御装置になります。

あと、畜産であれば、温室の指数を指標とし

て不快指数等を計算して、自動的に送風するなり、散水するなり、保温をするなりといったそういう機械を導入する仕組みがございますので、そういった仕組みが複合環境制御装置になります。

○太田委員 わかりました。

次に農業大学の取り組みであります、ビジネス創生塾という位置づけで、学生のみならずいろんな民間の農業者にも門戸を開放するというイメージで書いてありますけれども、学生さんにとってもお互いに活性化するものがあるのかなと思って、ぜひ頑張っていただきたいと思いますが、時間的には、夜にやるのか、日中に学生さんも一緒に集まってやるのか、そこら辺のイメージはどんな感じですか。

○日高農業経営支援課長 基本的には、授業をメインに考えておりますので、昼間農大生が受ける授業の中で、一般の方も受けられるというイメージで開催したいと思っております。

今後、参加率とか、そういったものも見ながら時間帯等についてはまたいろいろ御相談していきたいと思っておりますが、イメージとしては先ほど申し上げたように、基本的には授業の中でやっていくことで考えています。

○太田委員 最後に、35ページの使用料及び手数料徴収条例の改正の理由に、修学支援新制度の実施に必要な所要の改正を行うということで、②に給付型奨学金の支給の拡充とありますが、これは日本学生支援機構が実施していると書いてありますけど、支給ですから、いい意味でやりっ放し、ローンではなくてということだろうと思っておりますが、例えば額的なものとかはどんなものなんでしょうか。

○戸高農業担い手対策室長 この奨学金につきましては、一応、3段階に分かれておまして、

ここに書いてあります授業料等が免除になる学生は、自宅学生については年間35万400円、それから自宅外の学生については年間80万4000円の支給がなされるという形になります。

○太田委員　そういう制度なんですね。わかりました。

○星原委員　まず、先ほど太田委員が言いましたが、8ページの山間地域で稼げる集落モデル構築支援事業、中山間地域を守るためにはいろんな事業をしていかななくてはいけないのは十分理解するんですけども、今後のことを考えたときに、5年ぐらいもてばいいのか、10年もつのか、そういうことではなくて、継続してずっと中山間地域が守られていく、そこで生活できる環境をいかにつくっていくかではないかなと思うんです。

私の地元を見ても50代以下はいないんです。あと10年たったらどうなるのかなという、それぐらい厳しい状況の中で、今、20代とか30代の人地域の中にどうやったら帰るとするか、そこで生活基盤を築ける内容にしていくかということをやっている限りはこういういろんな事業をされて、それもやらなくちゃいけないことなんですけれども、これをやることで、何となく自分たちは一生懸命やっているということになるけど、果たして10年先のことを考えたときにこれが続くのか。

根本的にそこら辺をどうやっていくか、もう少し掘り下げて取り組んでおかないと、厳しい状況になるんじゃないかなと想像しているんですが、その辺はどういうふうに捉えたらいいんですか。

○鈴木農政企画課長　今、星原委員がおっしゃったことは、まさにそのとおりで、これからどうやって山間地域を守っていくかというところに

なりますが、もちろんこの事業だけで守るということではなくて、委員がおっしゃったように複合的に対応していかないといけないと考えています。

そこで、どう考えているかというところの視点ですけれども、日本全体で人口が減っているので、平場でやっても人が減るのは大前提であります。その中で、これからより少なくなっていく人間で、その地域で、特に我々の場合は農林業を営んでいただく。

その根本には、地域の農業であれば、土壌であったりとか、そこに人の手を入れていく。今まで入れていたところを急に外すことはできないので、それをいかにやり続けられるか。

その一つの手段として、今回は暮らしという観点から、稼ぐための一つの手段としてサポーターというノウハウを入れて、その地域に住んでもらうということを想定しております。

ただ、今委員が少し先端のお話をされたのでお答えしますと、そこに人を何とかとどまらせるとか、そこに人を沢山呼んできてふやそうとはそもそも根本として考えておらずに、その地域に、1人でも2人でも農地なり林地を管理してもらう人にいてもらい続ける。そこを国土の保全として位置づけていただけるようにしたいということを思想として考えております。

○星原委員　課長の言われることも十分理解した上で今言っているんですけど、農業大学校とか農業高校とか学生の時代に、地域の若い人の中でそういう意欲を持ったような人たちをどうやって見つけていくか、そういう希望者を育てていくか、そういうことに本格的に取り組まないとなかなか厳しいんじゃないかなという思いがあるわけです。

農業が好きな子もいるし、あるいは農業で行

きたいとか、あるいは林業で行きたいとか、そういう子供たちがいる。その人たちが自分に誇りを持って地域に住んで、ちゃんと生活できる基盤をつくってやるためにはどうしたらいいのか。

今の時代の人たちが次の世代にどういうことをやっておけば残ってくれるのか、そういうところまで考えた事業にしていけないと、今の地域のそこに住んでいる人たちが何とかすることも大事なんですけど、その先のことをどうしていくかということに今から視点を置いておかないと、どうなるのかなという気がするんです。

ですから、そういう点についても、皆さん方だけじゃなくて、いろんな地域におりていって、地域の声あるいは学校なんかに行って学校で学んでいる子供たちの声とか、いろんなものを集約して、事業を組み立てていったほうがいいんじゃないかなと思うんですが、そういう考えはどうなんですか。

○鈴木農政企画課長 委員がおっしゃった、よそから来ていただく考え方は、まさに近年は田園回帰という形で、国の資料等でも用いられるように、外から今度は田舎に来たい、いわゆる都会から地方へという流れも一定数出ているのもまた事実です。

ただ、今までは来たいという方を受け入れる受け皿がなかなか用意されておらずに、ちょっと関心を持った人が実行に移すまで、その間に少し差があったというふうに認識しております。

その中で、この事業も含めてなんですけれども、少しでも田舎に来たいと思った方にできるだけ手を差し伸べる。思ってくれた人を大事にしたい。そのきっかけづくりとしてこういう受け皿を用意することにしました。

その手段が、例えば、評価は別として、100万

円を配るから来てくれというものもあったと思いますけれども、いろんな手段の中で、少しでも関心を持ってくれる人に、今までよりもさらにハードルを低くして受け皿を設ける。

そういう思想でやっておりますので、今回の事業を御承認いただけるのであれば、そういう関心を持っている方にファーストステップとして踏んでもらえるような、そういうつくり方を事業の目的にしております。

○星原委員 ぜひ、この事業でというわけじゃなくて、中山間地域を守っていく視点で捉えたときにどういうふうになるか。今の現状と10年後とか20年後に向けてその集落や地域がどうなっていくのか。そういうものに向けても、いろんな判断をして取り組んでおかないといけないんじゃないかなと。

それができなければ、多分、崩壊していくだろうと思うんです。誰も住まなくなってきたら、その地域は多分崩壊するだろうなど。今でさえ、我々の地域で、平地であっても、猿が出て、鹿が出て、イノシシが出て、そういう鳥獣害の被害が出て、もう農業は厳しいよと。次、自分たちの子供や孫たちにさせたくない。何をしたらいいのかわからない状況になってきつつあるんです。

そういう中で、みんなが、都会というか、町なかに住んで、それでいいのか。決してよくない。山も守り、田んぼ、畑も守らなくちゃいけない。そういうのは、その地域にある程度住んでくれないと守れないと思うんです。住ませるためには、生活が維持できる、そういう基盤ができるためにはどういうことに事業として今後取り組んでいくかということを考えてほしいなと思っています。

○横田委員 今の星原委員と同じような意味合

いになるかもしれませんが、農政企画課の鳥獣被害防止対策事業ですけれども、山間・中山間だけじゃなくて、比較的、街場でもイノシシの被害とかを聞くようになってきました。この事業ですけど、宮崎県は広いので、地域の指定とかそういうのがあるんでしょうか。そこを教えてください。

○小倉中山間農業振興室長 当事業につきましては、各市町村で鳥獣被害に対応するための計画を立てていただきまして、それを実行する形になりますけれども、特に中山間地域でないといけないとか、法的な指定とか、そういうのはございません。被害が出たところについては、基本的に対応できるという性格の事業です。

○横田委員 これまで中山間地とかに行ったときに、網の柵であったりとか電柵であったりとかいろいろ見るわけですけど、平場というか、街場の対策も同じような対策になるんでしょうか。

○小倉中山間農業振興室長 これにつきましては、イノシシが対象か、もしくは鹿が対象か、猿が対象か、獣種によってそれぞれ柵の違い等もございますけれども、特に地域によってこういう施設でないといけないという指定はございません。それぞれの被害に応じた施設ということになります。

○横田委員 平場の田んぼというのは、片一方は山だけど、あとは山ではない平地が広がっているとかがあると思うんですけども、それを網とかで囲むのもなかなか難しいような気がするんですけど、どういう対策が一番地域に合うのかはよくわからないんですけど、そこらあたりは市町村とかと協議しながら進めていくことになるんでしょうか。

○小倉中山間農業振興室長 それにつきましては

は、各地域に特命チームというのを組んでおりますけれども、そちらのメンバーとして、県の出先である農林振興局、市町村もメンバーになっておりますが、そちらに御相談いただくか、県の総合農業試験場の中に鳥獣被害対策の支援センターをつくっておりますので、そちらに専門の職員も置いておりますので、御相談いただければ、技術的なアドバイス等もできるかと思っております。

○横田委員 約5億6,000万円とかなり大きな額ではあるんですけど、山間・中山間のところなんかはまだまだ取り組まなくてはいけないところもいっぱいあると思います。優先順位とか、そういう感じになるんでしょうか。

○小倉中山間農業振興室長 これにつきましては、近年は国の補助金も潤沢に予算化されておりますので、ここ数年は市町村の希望のほぼ満額をかなえさせていただいておりますので、特に優先順位というのはなく、希望があればほとんど全てを実施させていただいております。

○横田委員 わかりました。ありがとうございます。

○佐藤委員 7ページの山間地域で稼げる集落モデル構築支援事業の集落というくくり、集落というのは、高千穂かわのぼりとか五ヶ瀬町の夕日の里づくりとかがありますけれども、幾つかの公民館でのまとまりでもいいのか。

これを見ると、近隣集落という集落活性化の考え方というのもありますが、一番小さな地域のまとまりが集落という捉え方なのか、そこを教えてもらっていいですか。

○小倉中山間農業振興室長 集落の考え方としては、まとまって計画がつくれて、いろんな行動や事業ができる単位というようなことで、最大として小学校の単位ぐらい、最小としてはおっ

しゃったとおりの1集落です。集落はかなり小さなものから大きなものまでございますけれども、話し合いができる、まとまりのある複数集落であれば構わないと考えております。

○佐藤委員 幾つかまとまっても、一つの集落という考え方でいいということですね。

○小倉中山間農業振興室長 はい。委員のおっしゃるとおり、複数集落でもまとまりがあればそれで構わないと考えております。

○佐藤委員 わかりました。

○井上委員 中山間地対策でひなた生活圏というのをやりますけれども、あれとは全然違うんですよね。圏域という言い方からすると、あっちのほうが広いということだから違うんですよね。集落単位という感じですね。

○小倉中山間農業振興室長 本事業につきましては、それぞれの集落・地域で新しい挑戦を応援していきましようというようなことで、余り大きな単位ではなくて、一定のまとまりのある集落、複数集落までは構わないかと思うんですけれども、そういう単位での事業の実施を考えているところです。

○井上委員 令和4年度までに大体5集落というのが書かれているんですけども、イメージとして、どの地域でどのぐらいの集落でどんなふうにできるというのは何かあるんですか。

○小倉中山間農業振興室長 まだ事業実施前ですのでイメージというのはございませんけれども、5集落というのは、最初は5集落ということで、3年間で5集落以上やりたいなど。

とりあえず1年目については5集落から始めていきたいなということで、その集落が3年事業をやるか1年で卒業していくかについてはまた別の問題ですけれども、考えとしては、一応、市町村から推薦を受けた集落や団体等について

事業を検討させていただいて、実施させていただく。

考えとしてはいろいろなところがあるかと思えますけれども、中山間地域で今ある程度頑張られているようなところを、さらに支援していきたいなと考えているところです。

○井上委員 これは、テーマとして中山間地域で稼げる集落モデルとなっているので、やり方によっては地域にすごく活力が出るし、そこが核になってほかに広がっていく。先ほど佐藤委員が言われたように、それが3つか4つになっていく可能性だってある。これで一つに固まれる可能性があるわけですね。

そういうことをイメージしていらっしゃるんだと思うんですけど、だったら、例えば、地域の中にある特産品みたいなのがあって、それをつくり上げていながら、それを大事にしながら商品の開発をしたり、いろんなことをしたり、地域の農協の婦人部の方たちなんかを中心にして何かをすとか、今までいろんな事業があったけれども、それを集落単位という言い方にしていくわけだから、市町村の山間地域と言われるところにどうメッセージが届くかだと思うんです。

やればこんなふうにして支援ももらえるし、こういうことができますよという具体性がイメージできたほうがいいと思うんです。見ていると、夕日の里づくりだとかおがわ作小屋村、これは、今、成功例であるところですね。

だから、例えば、6次化だとか農事組合法人もいいとなっているから、ただぼやっとならなくて、もっとイメージができるようにして。今は1,500万円ぐらいの話だけれども、これが少なくとも手に届いたときに大きな力になっていくようにするにはどうし

たらいいかということが、もうちょっと見えたほうがいいんじゃないかなと思うんです。

今回の新規のモデル事業の中では、これは非常におもしろいと思うんです。だから、提案はいいとしても、実効性、予算をつぎ込んだ分だけ効果が出てくるようにしていかないと、これだけだと、目指す姿は書いてあるけれども、集落のありようが今は物すごい変わっているから、集落をどう捉えて、集落にどうやって楽しくアプローチして、おもしろがっていただけるようにしていくのかがいまいまだわからないと思うんです。

中山間地対策では稼げるのが物すごい大切なんです。稼げるというキーワードは物すごくいいキーワードなので、稼ぎ方にはいろいろあることも含めて、ICTを使った稼ぎ方もあるだろうし、どう発信していくかということもあるだろうし、これをもうちょっと、おもしろげにと言ったらおかしいけど、力があるかのごとくということもおかしいですね。

そういうのもいけないかもしれないけれども、仕上げ方にもうちょっと工夫が必要なんじゃないのかなと思う。1,500万円がマックスなのかもわからないけれども、1,500万円でこれだけのことができるとするなら、すごくいいんじゃないかなと思う。

物すごくいい内容になるなと思うんだけど、どうやって市町村と一体となって、いわゆる山間地域と呼ばれるところの集落の人たちとうまくできていけるか。どう道筋をつないでいくのかがなかなか見えにくいところがあるんだけど、そのあたりはどんなふうに考えておられますか。

○鈴木農政企画課長 今、井上委員がおっしゃった、まさに進め方の部分は私どもも重要だと思っ

ています。特に今回の分は、今、室長が申し上げましたとおり、イメージを持っているか否かでいうのももちろん持っていて、想定しているところはもちろんあるんですけども、公募の事業なので、どこどこでやりますというのはまだ申し上げられないのがまず実情でございます。

その上で今回の事業を組んだ理由は、今までには、国の事業もそうですけれども、提案型で、提案を待っている。やりたい人を待っているのが多くの事業の進め方なんですけれども、こちらは、待っているだけではなくて、むしろ積極的にアプローチをして引き上げていく。

簡単に言ったら、稼げる手段がなかなか思いつかないとか、ノウハウがある人がなかなかいない中で、ただ「いいものがある」という、そういうアイデア段階でもしっかり酌み取れるように。

山間地域はなかなか条件が不利で、農業の生産もそうですけれども、連携化の事業もありますが、物を運ぶのも大変だったりしてなかなかそこまで行きつけないところに、こちらから手を出してどんどん積極的にやっていくということを念頭に置いています。

そういう意味で、中山間地域ではなくて山間地域ということに限定しているのは、それがより難しいところ、中山間の中でも、中間地域よりも山間地域のほうが難しい。今、手を打たないと難しい。

先ほど星原委員がおっしゃったようなところと本当に同じで、今そこに手を打たないとだめだということに対して、積極的に手を出していこうと。そのための手段として今回考えております。

なので、井上委員がおっしゃったような、進め方が大事だということは、本当にそのとおり

だと思しますので、しっかり我々も来年度予算をいただいて取り組んでいきますし、議会でもそのあたりの進め方をまた見ていただければと思っています。

○井上委員 最初に太田委員が言われたことに戻んですけど、サポーターは誰なのかと思ったら、結局市町村のOBだったり、JAさんのOBだつたりと言われているけれども、サポーターから主たる実行者になる可能性があるわけです。

委員会で椎葉村に行ったら、若い人たちがいて、その若い人たちが商品開発やらを含めているいろいろやっているわけです。ただ、現実には、小さな単位の中ではあるけれども、それが集落全体に広がっていくようなものにはなかなかないということで、まだまだ知恵はあるんだと思うんです。そういうところでどうアプローチできるのか。

どういう人たちがサポーターなのかは、今回、人口減少対策特別委員会で行ったいろんな地域の中で、いろんな集落ごとでもうかっていくレストランをつくったりとか、ああいうことも含めてやっていらっしゃるところやらを見ると、とんでもないような発想から始まって、結果、ここに来ないと食べさせんぞみたいのところまで押し上げていっているものなんかがあるわけなんです。

そこを含めて考えていくと、まだ最初は種まきで、この3年間でどう仕上げていくかにもよるんだけれども、そういう人たちをどうつかまえて、ある程度のお金もバックアップしていかないといけないだろうけど、どうやって育てて、芽や花を開かせるようにしていくのが大事なのかなと思う。

移住してこられる人たちもそうだけれども、

実際、親元に帰ってきている若い人たちもいて。確かに町村の職員さんも大事だし、JAのOBたちも大事なんだけど、現実にそうやって何かをしてもがいているような人たちを、集落ごとにしていける力をこっちが持てると何か一つでき上がるのかなと。

逆転の発想みたいなもの、今までとは違うような形のことを考えていかないと、今までどおりの発想では、なかなか、山間地域が稼げる集落モデルなどというのは夢のまた夢になってしまうので。

でも、テーマとして絶対にこれはあるべきテーマなので、そんなふうにして仕上げていけるとおもしろいだろうし、また活力になると思うんです。エネルギーにもなると思うんです。

これは私が今回注目している事業の一つでもあるんだけど、どういうふうにして集落の人たちがやってみるかと言ってくれるようになるか。参加していただける、注目してもらえるようにしてほしいです。もっとメッセージの仕方を工夫してもらえるといいなと思うんです。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 以上で、農政企画課、農業連携推進課、農業経営支援課の審査を終了いたします。

次に、農産園芸課、農村計画課、農村整備課の議案の審査を行いますので、順次、説明を求めます。

○菓子野農産園芸課長 農産園芸課でございます。

歳出予算説明資料の317ページをお開きください。

農産園芸課の当初予算額は一般会計のみで、35億6,727万9,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

319ページをお開きください。

下から2つ目の(事項)産地パワーアップ事業費の説明欄の1、産地パワーアップ計画支援事業8億5,353万2,000円でございます。

これは、産地パワーアップ計画に基づき、意欲ある農業者等が取り組む生産・出荷コストの削減や高収益な作付体系への転換を図るため、園芸ハウスや集出荷貯蔵施設等の整備、農業機械のリース導入などを支援するものでございます。

その下の(事項)強い産地づくり対策事業費の説明欄の1、宮崎の農業「強い産地づくり」対策事業17億9,132万6,000円でございます。

これは、農産物の高品質化や高付加価値化など産地活動の強化を図るため、国の強い農業づくり交付金を活用しまして集出荷貯蔵施設や低コスト耐候性ハウスなどの整備を進めるものでございます。

次に322ページをお開きください。

上から2つ目の(事項)花き園芸振興対策事業費の説明欄の2、新規事業、魅力ある「みやぎの花」流通・販売力向上事業161万4,000円です。

これは、花卉品目における輸送環境の変化や消費ニーズに対応するため、鮮度や日持ち性向上などのポストハーベスト対策や品目に応じた低コストで効率的な輸送形態の検討を行うとともに、マーケット開拓及び新たな需要の創出を図るものでございます。

次の(事項)果樹農業振興対策事業費の説明欄の2、新規事業、ブランド果樹産地リノベーション推進事業389万4,000円でございます。

これは、本県果樹の主力であるマンゴー、き

んかん、日向夏のブランド3品目におきまして、収量・品質の向上を推進するとともに、経営改善対策を行うことにより、産地をリノベーション、刷新、再生し、果樹産地の維持・発展を図るものでございます。

一番下の(事項)特用作物生産改善推進費の説明欄の2、新規事業、かんしょ・さといも病害対策強化事業816万7,000円につきましては、後ほど常任委員会資料で説明いたします。

次に323ページをごらんください。

2つ目の(事項)産地強化対策事業費の説明欄の1、新規事業、耕種版インテグレーション加速化事業734万2,000円につきましても常任委員会資料で説明いたします。

それでは、常任委員会資料の13ページをお開きください。

かんしょ・さといも病害対策強化事業でございます。

本事業は、サツマイモ基腐病やサトイモ疫病の発生により、重要な露地品目の産地存続が危ぶまれていることから、これらの病害対策を強化することで産地の維持を図るものでございます。

右のページをごらんください。

まず、カンショにつきましては、左上、現状の欄の左側でございますように、昨年11月議会で承認いただいた補正事業で、現在、本年産の作付に向けまして、健全種芋への更新等の侵入防止対策を推進しているところでございます。

本事業では、中段の事業内容の欄の左側でございますように、1のかんしょ病害対策強化事業で、蔓延防止対策の徹底としまして、万が一、本年産の圃場で病害が発生した場合に、初発圃場の発生株の迅速な持ち出しや周辺圃場の消毒による封じ込め等の初動対応の強化と、優良種

苗供給体制の強化としまして、種苗供給事業者、先だつての現地調査でもごらんいただきましたが、バイテクセンター等の車両消毒設備等の導入や病害の感染経路など、新たな知見に基づく現地実証圃の設置など、防疫体制の強化を図ります。

次に、里芋では、上の現状の欄、右側をごらんください。

これまで進めてまいりました疫病対策を継続するとともに、中段、事業内容の欄の右側にございます2のさといも疫病対策強化事業で、疫病対策マニュアルに新たな知見等を追加・改訂しながら、これを活用した現地実証により、疫病発生の少ない中山間地域を重点対象に種芋産地の生産安定化と産地拡大を図ってまいります。

これらの取り組みに加えまして、下の欄にございますように、各種研修会等も実施しながら、カンショ産地の維持と里芋産地の再興に取り組んでまいります。

左側13ページに戻っていただきまして、2の事業の概要のとおり、予算額は816万7,000円、事業期間は令和4年度までの3カ年を予定しております。

次に15ページをお開きください。

耕種版インテグレーション加速化事業でございます。

本事業は、担い手の減少や高齢化等が進行する露地野菜産地の維持拡大に向けまして、産地の作業体制を分析し、生産性向上に係る資機材の導入を支援するとともに、優良な取り組みの他産地・他品目への展開を通じまして、生産から加工・販売までの一体的なルールに基づく契約取引、すなわち耕種版インテグレーションの取り組みを加速化するものでございます。

右のページをごらんください。

上の欄にございますとおり、農業産出額・栽培面積ともに減少傾向にある露地野菜の現状を踏まえ、これまでの加工・業務用野菜の産地育成支援の取り組み成果や残された課題を解決するために、作業体制のブラッシュアップ、こういったものの取り組みにより、産地の生産性を向上する仕組みを構築してまいりたいと考えております。

具体的には、中段の左側①の生産体制効率化事業により、省力化や軽労化の観点から一連の生産体制の効率化を図るため、中心的な経営体が作業を効率的に受託するための機械や資材の導入を支援いたします。

さらに、右側②の産地展開加速化事業で、生産管理から収穫・調整、出荷、販売までの一連の作業体制を分析し、効率的な生産体制を構築するとともに、優良事例のPRや研修会の開催を通して、他産地・他品目への取り組みを拡大します。

これらの取り組みで、下にございます契約農家では機械等の投資コスト削減による経営安定、中心となる経営体では省力・軽労化や生産コスト削減による生産拡大や安定生産、さらに右側の実需者では確実な原料確保による計画的な加工場の稼働、こういったものが期待できるものでございまして、露地野菜の産出額増加あるいは農業所得の向上につなげてまいりたいと考えております。

左側15ページに戻っていただき、2の事業の概要のとおり、予算額は734万2,000円、事業期間は令和4年度までの3カ年を予定しております。

農産園芸課からは以上でございます。

○小野農村計画課長 農村計画課でございます。

歳出予算説明資料の325ページをお開きくださ

い。

農村計画課の当初予算額は一般会計のみで、57億6,422万円をお願いしております。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

327ページをお開きください。

まず、下段のほうにあります(事項)公共農村総合整備対策費でございます。

主なものとして、説明欄2の国営造成施設管理体制整備促進事業8,681万6,000円ですが、これは国が造成した施設を管理する土地改良区の管理体制の強化を図るもので、一ツ瀬川地区ほか6地区へ助成するものであります。

また、3の基幹水利施設管理事業1億8,086万4,000円につきましては、市や町が管理するダムなどの大規模な国営造成施設の管理費の一部を補助し、農業用水の安定供給や農村地域の防災・環境保全等の機能強化を図るもので、一ツ瀬川地区外3地区へ助成するものであります。

次に、328ページをお開きください。

中ほどの(事項)国土調査費でございます。

これは、1の地籍調査事業11億2,255万7,000円により、一筆ごとの土地について、所有者や地番、地目、面積を明確化するものであり、宮崎市外16市町村等で実施するものであります。

次に、一番下の(事項)土地改良計画調査費でございます。

説明欄4のこれからの水田農業を支える農地汎用化推進事業340万円につきましては、暗渠排水施設の維持管理手法を確立し、農家や関係機関に普及させることにより、施設の長寿命化を図るとともに、将来発生する再整備費のコストを削減するものであります。

次の5の新規事業、みんなで守る棚田地域振興事業につきましては、後ほど常任委員会資料

により説明いたします。

次に329ページをごらんください。

2つ目の(事項)土地改良事業負担金の34億9,054万4,000円でございます。

これは、西諸二期地区ほか6地区の国営土地改良事業に係る負担金であります。

続きまして、常任委員会資料の17ページをお開きください。

新規事業、みんなで守る棚田地域振興事業について御説明いたします。

本事業は、国民共有の財産である棚田を保全・活用するため、昨年8月に施行されました棚田地域振興法に基づき、国による支援策とあわせて施策を展開し、棚田地域の有する多面にわたる機能を維持することにより、農村地域の活性化を図るものであります。

18ページをごらんください。

具体的には、資料中段の右側にありますとおり、1の棚田地域振興事業において棚田地域振興法の普及啓発を図り、棚田地域指定に向けた取り組みを加速化するための研修会等を実施いたします。

また、2の棚田地域イメージアップ事業におきましては、既に棚田地域に指定された先駆的地域を対象に、「みやざきの棚田」を選定し、パンフレットを作成するほか、普及啓発のための看板設置や地域資源を見える化した地域マップ作成の支援を行います。

17ページに戻っていただきまして、2の事業の概要にありますとおり、予算額は225万円、事業期間は令和3年度までの2年間を予定しております。

次に常任委員会資料の38ページをお開きください。

議案第44号「国営西諸土地改良事業(二期)

執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

本議案は、平成12年度から令和元年度まで施行されました国営西諸土地改良事業（二期）について、当該事業に要した経費に充てるため、国営西諸土地改良事業負担金徴収条例第3条第3項の規定により、議会の議決を経て、市町村負担金を定めるものであります。

まず、1の負担金につきましては、それぞれの市町ごとに受益面積割合で額を算出しており、小林市18億1,419万7,875円、えびの市3億4,671万2,608円、高原町4億4,129万952円、合計額で26億220万1,435円と定めております。

次に、2の徴収期間につきましては、各市町から全部一括して繰り上げて償還する旨の申し出がありましたので、令和2年度と定めております。

なお、事業概要につきまして、下のほうに参考でお示しいたしております。

次に資料の39ページをお開きください。

議案第45号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

40ページをごらんください。

中ほどの農村計画課の表にありますとおり、農業農村整備実施計画策定事業ほか2事業について市町村負担を予定しておりまして、あらかじめ市町村の意見を聞き、同意を得た上で、議会の議決を経て負担割合を定めるものであります。

農村計画課からは以上であります。

○盛永農村整備課長 農村整備課でございます。

歳出予算説明資料の331ページをお開きください。

農村整備課の当初予算は一般会計のみで、144億6,665万1,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

333ページをお開きください。

1つ目の（事項）農業農村振興対策事業費18億9,888万1,000円は、説明欄2の（1）の多面的機能支払交付金につきまして、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るため、集落等が共同で取り組む草刈り等の地域共同活動等を支援するものであります。

次に、その下の（事項）公共農村総合整備対策費4億9,862万7,000円は、説明欄2の中山間地域総合整備事業につきまして、農業の生産条件等が不利な中山間地域の農業生産基盤と生活環境基盤を総合的に整備し、農業・農村の活性化を図るため、日之影町の七折地区ほか4地区で農業用排水路や営農飲雑用水施設などを整備するものであります。

次に334ページをお開きください。

一番下の（事項）県単土地改良事業費1億8,650万9,000円は、説明欄1の県単土地改良事業につきまして、国庫補助事業の対象とならない小規模な農業用排水路や農道などを整備するものであります。

次に335ページをごらんください。

（事項）公共土地改良事業費49億137万円は、説明欄1の県営畑地帯総合整備事業につきまして、畑地帯の担い手の育成・強化とともに、多様な営農形態に対応できる力強い産地づくりを図るため、三股町高才第1地区ほか49地区で畑地かんがい施設や農道などを整備するものであります。

336ページをお開きください。

（事項）公共農道整備事業費5億3,156万2,000円は、説明欄1の県営広域営農団地農道整備事業につきまして、農畜産物の効率的な輸送体系

の確立などを図るため、延岡市の沿海北部6期地区で広域農道を整備するものであります。

次の(事項)公共農地防災事業費27億3,701万3,000円は、農地や農業用施設の災害を未然に防止するため、説明欄2の県営ため池等整備事業につきまして、日南市野中地区ほか25地区でため池や用水路を整備するものであります。

337ページをごらんください。

中ほどの(事項)農地防災対策事業費の説明欄の新規事業、防災重点ため池防災対策事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に338ページをお開きください。

一番下の(事項)耕地災害復旧費29億5,909万1,000円については、台風や集中豪雨などにより被災した農地・農業用施設の早期復旧を行うものであります。

続きまして、常任委員会資料の19ページをお開きください。

新規事業、防災重点ため池防災対策事業について御説明いたします。

本事業は、1の事業の目的・背景にありますとおり、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある防災重点ため池の防災対策を講じるため、各種情報を整理し、防災対策の推進を図るものです。

ため池の防災対策に関する現状は、右側の20ページの1、現状と課題の中の3、防災対策の推進にありますとおり、ソフト対策やハード対策を国庫補助事業を活用して順次事業を進めております。しかしながら、整備済みのため池の整備履歴や工事図面等の情報は紙ベースで各所に保管されており、集約したものがない状況でございます。

そこで、下の2、事業内容のとおり、緊急時

や災害時の備えや今後の事業計画に活用することを目的としまして、ため池の各種情報をGIS地理情報システム上で整備するものでございます。これによりまして、市町村等とのデータの共有と効率的な利用が図られ、防災対策を推進することができると考えております。

左の19ページに戻っていただきまして、2の事業の概要の欄をごらんください。予算額200万円、事業期間は令和4年度までの3年間を予定しております。

新規事業の説明は以上でございます。

続きまして、39ページをお開きください。

議案第45号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

表の農村整備課の欄にありますとおり、令和2年度実施予定の基幹水利施設ストックマネジメント事業などの農業農村整備事業において、市町村負担を予定しており、土地改良法第91条第6項等の規定により、あらかじめ市町村の意見を聞きまして、同意を得た上で、議会の議決に付するものでございます。

説明は以上でございます。

○野崎委員長 議案に関する説明が終了いたしました。

長時間になっていきますので、5分間休憩します。暫時休憩いたします。

午後3時13分休憩

午後3時18分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○井上委員 農産園芸課にお尋ねしますが、非常に興味のあるところで、魅力ある「みやぎの花」流通・販売力向上事業について教えていただきたいんですが、常任委員会の調査で総合

農業試験場で飾ってあって、宮崎の花は本当にすごいなと圧倒されるような思いで花を見させていただきました。

総合農試で飾ってあった全ての花をみやざきの花とするのか、それとも今まであったようなラナンキュラスとかのそういうものをみやざきの花とするのか、みやざきの花というのはどれを指すんですか。

○菓子野農産園芸課長 宮崎県内で、産出額というか、販売額が大きいものからいきますと、胡蝶蘭ですとか菊ですとか、そういったものももちろんございます。

今、新型コロナの関係で販売状況が厳しい状況ではございますが、そういったものは、比較的大規模農家の方が多くて、当然、それぞれに課題はありますが、比較的、栽培面とか販売面ではうまくいっているんだろうと思っています。

我々としましては、そういったみやざきの花も含めつつ、今、委員から御指摘のあった、例えばラナンキュラスですとかリンドウですとか、最近ではベビーハンズという品目が出ていますけれども、こういった品目について、栽培の手法とか販売ルートの開拓とか、そういったものがまだ不十分だと考えておりますので、こういった品目に力を入れていきたいと考えております。

この新規事業の中では、事業名にもございまずとおりの、流通の部分と販売の部分、大きく2つ課題を設けて取り組もうと考えておりまして、流通につきましては、先ほど来、農業連携推進課からも説明がございましたが、全体の青果物の物流の中でも、花は野菜とかとは違う物流の実態がございまず。

花の市場と青果物の市場は異なるとか、花については温度帯が違ふとか、そういった事情がございまずので、花特有の課題をこの事業で実

証しながら解決していきたいと考えています。

販売面につきましては、先ほど申し上げました品目、花については品目がいろいろ変わっていきます。そういったことで、育種家の方と県では連携協定等を結びながら密に取り組みを推進しておりまして、こういう新しい花の情報を育種家の方から入れて、最新の花の品種なりを県で栽培を進めていきたいと考えております。

○井上委員 秋田のNAMA HAGEと言われるダリアを、この前見させていただいて、本当に宮崎のダリアはすごいなと思いました。宮崎と秋田だけなので。秋田は神様と呼ばれているところだから、なかなかそこまで手が届くことはないんだろうけれども、少なくとも私が子供のころに見ていたポンポンダリアなんかとは格段に違って、花そのものの力がすごくあると思うんです。

NHKのEテレか何かで、ずっと秋田の神様を追いかけて、今度はNAMA HAGEの中でも新種を出そうとされているけど、そういうのを、本当に秋田と宮崎だけなら宮崎が特化して。注目されているわけだから。

たまたま私は総合農試に行く前に秋田のを見たものだから、すばらしいなと思ったら、宮崎と秋田だけだと聞いて、改めて、宮崎の花のよさというか、総合農試で丁寧にやっておられるのをまた改めて見に行かせてもらったんですけども、あれほど力を入れているのなら、育種家の皆さんと少し工夫していただいて、秋田と宮崎にしかできないなら、なおさら力を入れていただけるといいなと実は思った次第でした。

この予算は流通と販売力向上のための事業の予算だろうけれども、総合農試が一生懸命やっておられるものを、本当に宮崎の花に仕上げていけるだけのものにしていただけたらいいのか

などそこを強く願っているんですけど。

○菓子野農産園芸課長 井上委員の御指摘のとおり、平成29年から宮崎県と秋田県でNAMA HAGEダリアのリレー販売について覚書を締結しまして、現在、夏秋ものが秋田県、冬春が宮崎県ということで、終年、市場に届けられるような取り組みを行っております。秋田県の育種家の方からも品種の提供を受けながら、市場に対しては連携して取り組むというメッセージも送りつつ、評価いただいていると。

当然、試験場にもそういった取り組みについては、現場の指導なり支援をしていただいていますので、秋田県を含めて、今、委員御指摘のような考え方で、引き続き生産拡大に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○井上委員 本当に今は秋田と宮崎だけなの。

色合いといい、あれだけのすばらしさ、バラにも花としての豪華さは負けないと思うんです。ですから、総合農業試験場長にお願いしたいんだけど、本当に仕上げていただけるといいと思うんですが、いかがですか。

○甲斐総合農業試験場長 総合農業試験場のダリアを見ていただいて、非常に褒めていただいて本当にありがとうございます。

NAMA HAGEダリアにつきましては、うちの研究員も秋田に行って、秋田の研究員も宮崎の試験場に参りまして、相互にいろんな研究をしております。

特に宮崎の農業試験場としては、秋田の農業試験場が開発したNAMA HAGEシリーズ、いろんな色と形があるんですけども、そういったものの中で宮崎に合ったものを研究していくと、宮崎ではなかなか栽培が難しいもの、色が出ないものがございますので、宮崎に合ったものの栽培試験を行いながら、そういったものを

選びながら、栽培の特性を生かすような栽培技術の開発なりを進めてダリアをもっと伸ばしていきたいと考えております。

○井上委員 ぜひ、お花屋さんというか、販売店の人に総合農業試験場に来ていただいて見ていただくぐらいしてもいいと思うんです。最近、いろんなところで使われているのは聞きました。

大型の花になるとなおさら魅力を発揮できる花なので、十分、力があると言われたんですけど、試験場に行かせていただいて実際やっておられるところを見たら本当に感動したんですが、ぜひ販売店の人たちに、もしよろしければスマート農業のときの宣伝隊員みたいな感じで、総合農業試験場をどんどん見ていただいたらいいんじゃないかなと。

コロナウイルスの関係もあるでしょうけど、ぜひ見ていただけたら、そういう広がりを持っていただけたらなと思いました。よろしくお願いしておきます。

○佐藤委員 19ページの防災重点ため池防災対策事業ですが、これはため池の情報を管理する、いわゆる工事図面や整備履歴を管理するということまでですね。

○盛永農村整備課長 これまで県営事業や団体営事業等でため池の整備を実施してきておりますけれども、先ほど説明しましたとおり、データを一括管理したものがございませんので、それを水土里情報に載せて、いついかなるときでも、市町村も含めて見られるような状態に持っていまして、例えば、整備済みのため池であってもいつ災害が起きるかわかりませんので、そういった場合に既存のデータを活用しながら、早期の復旧に努める手だてにするものです。

○佐藤委員 漏れているとか、壊れる可能性のありそうなため池があった場合に、その情報等

を管理者と情報共有して、管理者側で早く修理してほしいか、そういう話になるわけですか。

○盛永農村整備課長 具体的に、ある特定のため池に漏水があるとか、ないというところをそのシステムの中で把握するわけではございませんで、実際にそういう被害が起きた場合に、早期復旧に使うための事前の準備をしておくために図面等を整理しておくというようなことを考えております。

具体的には、用水路、遊水等がある場合は、管理者の毎年の点検とか、こういったもので把握するしか今のところはございません。

○佐藤委員 管理者側がため池の状況を把握しておく、ため池がどこにあるという範囲内ですね。

○盛永農村整備課長 ため池の場所等というか、ため池の整備の履歴、どういった工事を今までやっていて、洪水吐がどういう大きさでつくられているとか、そういった既存のデータをあらかじめ蓄積しておくということです。仮にそのため池が被害を受けた場合は、それをもとに災害復旧の方法を構築するとか、そういったものに活用するものです。

○佐藤委員 一つ、五ヶ瀬にあるんですけど、漏れているんです。水がどっと出ているんです。よく行って見るんです。これは大丈夫でしょうかねという感じなんですけれども、そういう心配を地域の人たちはしながら、災害が起きて、それが決壊したら、その下にある家なんか被害を及ぼすおそれがあるので、心配して、これはどうしましょうかというようなことで役場にも相談したりしている。

西臼杵支庁からも来られたという話なんですけど、その地域の人たちは、そういう危険性のあるところが大丈夫なのかどうかという意見が

欲しいと思うんです。専門家に見てもらおうという。

これは整備履歴ということですけども、その後ですね。現状、その後に決壊の可能性が高いと。早目に手を打つべきだとか、これはそういうところまではいかないわけですね。

○盛永農村整備課長 具体的にそういう現象が起きているようなため池がありましたら、御提案を受けまして、西臼杵支庁なり役場の職員等で現地調査をした上で、例えば、早急に整備するようなため池と判断されれば、事業計画を立てまして、補助事業等を活用してハードの整備をしていくという流れになると思います。

○佐藤委員 地域の人としては大丈夫なのかと不安であるわけで、このくらいは大丈夫ですよというようなところを知りたいんだろうと思いますし、何か起きたときには、ずっと声を上げていたけど起きてしまったということではよくないですね。そういうところがありますので。

結構、あると思うんです。前兆があったりする。それで壊れたとか。数を見ると県内に結構ありますので。それこそ防災のためでしょうから、その辺の把握が必要なのかなと。

○盛永農村整備課長 施設の管理者には、毎年、点検をお願いするようにしておりますし、市町村役場の職員の方にもそういうところについては注意していただくようにしております。具体的にそういうふうな漏水があるようなため池は緊急に整備する必要があると思われますので、それはすぐにでも西臼杵支庁なり各農林振興局に調査させたいと思っております。

○星原委員 防災重点ため池防災対策事業としては200万円の予算で、こういう地理情報システムをつくるということなんですけど、右側のため池の防災対策の中に書いてある、平成30年7月

の豪雨を踏まえて、新しい選定基準で、宮崎県では新基準により134カ所から420カ所選定されたということになると、3倍以上に数がふえたことになるんです。

そうすると、そのことはわかっている、どこがそういう危険度の高いため池をどういうふうにしていくのか。工事とか、そういう事業はどこがやるの。農村整備課ですか。

○盛永農村整備課長 まず、134カ所と420カ所という数字ですけれども、下流域に人家等がございまして、仮に決壊した場合にそういう被害が予想されるため池をあらかじめ選定したものが420カ所となっております。

この数字の違いは、選定基準を国が見直した関係でふえておりまして、420カ所の中には既に整備が終わっているため池も含まれております。未整備であって、今後やるべきものも含まれておりますので、先ほど申しましたようにいろいろな調査をした上で優先度を考えながら、申請を受けて、ハード整備を実施していく流れになると思います。

○星原委員 近ごろ、集中的に予想外の100ミリを超えるような豪雨災害が頻繁に起きつつあるわけです。これから県内においてもそういう可能性はあるわけで、そういう場合に、どういう形で優先順位をつけて、要するに人家があるとか、生命が危険に冒される、人命が失われるかもしれないという、いろんな基準で優先順位は決めてあるのかなと思うんですが、その辺についてはどう捉えたらいいんですか。

○盛永農村整備課長 全てのため池に番号を振っているわけではないので、管理している各改良区とか市町村等がいろいろ調査されておりまして、自治体ごとに申請されていきますので、その中でまた選択することになると思います。

○星原委員 今、想定外の雨が降るようなことが盛んに言われてきているわけですが、国においても、かなり予算を組んでもらう、あるいはそういうため池の整備についての予算は、毎年、ある程度一定の予算はもらっているんですか。

○盛永農村整備課長 国土強靱化等の予算も措置されておりますので、今のところ、県からの要求に関してはほとんど満額いただいております。

加えて、今、委員が申されました想定外の雨とかがありますので、整備がまだ終わっていないようなため池につきましては、低水管理といまして、ふだんよりも水位を下げさせていただき、大雨のときのため余裕を持たせるとか、そういった管理もお願いしながら運用しているところであります。

○横田委員 農村計画課の328ページの地籍調査事業についてですけど、地籍調査をすることで、所有者不在の農地、所有者不明の農地の境界とか、また所有者の氏名や住所なんかも全部把握できると理解してよろしいのでしょうか。

○小野農村計画課長 基本的に地籍調査は、境界をそれぞれの持ち主の立ち合いによって定めるようになっておりますので、立ち会う方がいらっしやらない場合は境界が定められないというようなケースも考えられます。全てにおいて地籍調査をやれば、持ち主、それから不在者であっても持ち主が確定されるというものではございません。

○横田委員 半世紀ぐらい前から農業機械がすごく発達してきて、田植えにしても稲刈りにしても子供たちの加勢をもらわなくてもできるようになってきたんです。一回も自分のところの田畑に行ったこともないまま都会とかに出て行ってしまふ子供もいっぱいいると思うんです。

実際にいますけど、そういう人たちがもし地元にいる両親とかが亡くなった後に、相続放棄をすることも十分考えられると思うんです。そうなったときにどうするんですかということを一一般質問で聞いたことがあるんですけど、そのときは農地中間管理機構が預かって、担い手に貸しますという答弁をいただいたんですけども、結局、地籍調査をしても所有者が誰かわからないと。

それでなかなか手がつけられない状況になったら、耕作放棄地になったりとか荒れていくことが目に見えていますので、所有者がわからない場合は、行政または地元が自由にといい方はどうかわかりませんが、使用できるような、そんな方法はないものかなと思うんですが、地籍調査がそれに資することができればいいなと思って質問したところでした。何かできないですか。

○小野農村計画課長 基本的な考え方は先ほど申し上げたようなところですが、昨今、所有者不明の土地でありますとか不在地主の問題等も出てきておりますので、こういう窮状といえますか、こういうことで悩んでいるというところは国に伝えながら、簡易な方法等について、いろいろ訴えかけていって、簡素な方法でできるような方法を確立していただくようなことをしていけないといけないというふうには考えております。

○横田委員 ありがとうございます。

○太田委員 今の件ですが、地籍調査というと、私のイメージは山林というようなイメージがあるんですが、これは田畑だけではなく山林も含んだ地籍調査ということですか。

○小野農村計画課長 はい。街から農地から山から全て、国有林以外については地籍調査の対

象となっております。

○太田委員 どうも私は山のほうが境界が不明でというイメージがあったものですから。午前中に、環境森林部でも新たな森林管理システム推進事業で林地台帳とか森林簿の精度向上を図るというのがありますが、これとの関係では、森林簿だったら山の様相ということですかね。この辺は関係ないんですか。

○小野農村計画課長 一応、地籍調査はあくまでも土地を調査の対象としておりますので、地目については、調査もいたしますけれども、植わっているもので持ち主を調べたりというようなところについては、また別のところになるかと思えます。南那珂森林組合が事業主体になって地籍調査をやっているケースもございます。

○太田委員 わかりました。私の頭を切りかえなければならぬような感じがしました。

○山下委員 地籍調査の関連ですが、意外と、大きい延岡市とか西都市とか、ああいうところが非常におくれています。場所によって違うなと思うのは、特に山の面積なんか10分の1しか公簿上はないところとか、3分の1ぐらいのところとか、いろいろあるわけですね。この地籍調査の権限は市町村なんですか、それとも県なんですか、国なんですか。これをするかしないかという権限は。

○小野農村計画課長 地籍調査の事業主体は市町村となっております。スピードの速い遅いは、着手した時期の速さや遅さ、そもそもの面積にも関係しますし、街場とか山場のほうが割と手を食いますので、そういうところの面積にもよるかと思えます。

○山下委員 恐らく地籍調査をしたら、どこの市町村もその固定資産税はずっとふえると思う。それなら、やればいいのに、何でやらない

のかなと思うんだけど、あれはやらないと今言われたような問題が絶対出てきます。特に今から相続という問題になっていく。だから、そこは推進する方法が何かあるといい気がしますけど、どんなもんですか。

○小野農村計画課長 先ほどの不在地主の話もありまして、どんどんそういうところがふえますので、早くやらないといけないと思っております。

ただ、立ち会いをしないとイケないとか、いろいろ手順を踏まないといけないので、体制とかにもよりますし、今現在、7割ほどの進捗ですが、年間で進捗が1%ずつしか進んでおりません。今のペースでいくと、残り30年ほどかかるのかなと考えておりますが、なるべく頑張っ、急いで進めたいと思います。

○山下委員 その場合は、市町村の負担金が相当あるんですか。

○小野農村計画課長 負担割合につきましては、国が半分、残りの半分を県、残りの半分を市町村となっております。

○山下委員 わかりました。ありがとうございました。

○太田委員 農村整備課の歳出説明資料の333ページで、真ん中あたりに説明がある日本型直接支払制度推進事業の多面的機能支払交付金ですが、こういったものは既に地区が決まっているのか、永続的にずっと補助しているのか、新たに加わってくるところがあるのか、その辺はどうでしょうか。

○盛永農村整備課長 制度的には5年ごとに見直しがございますけれども、新しく取り組もうとする方は、年度当初にそういった形の手続を踏むことによってそこからまたスタートできます。毎年、年度ごとに取り組んだ面積の実績に

応じて交付金が交付される仕組みになっております。

○太田委員 多面的機能支払交付金というのは、例えばどんな地区があるんですか。これは、いっぱいあるんですかね。

○盛永農村整備課長 多面的機能支払交付金の取り組み範囲というのは、全県、どの地区でも大丈夫なんですけれども、農業水利施設とか、そういった農業の施設を管理していただくという前提がございますので、その施設があるエリアの農地が対象となります。

○太田委員 わかりました。これは多面的機能ですから、環境とかいろんなものに配慮した選定がなされているんだろうと思います。

テーマが変わりますけれども、常任委員会資料の16ページのインテグレーション加速化事業であります。これは予算的には大きくはないんですけど、契約生産農家との関係で、これですべて所得向上を図っていきこうというような取り組みのようですが、機械等の導入とここに書いてあります。

機械等導入で570万円程度なんですけど、資材も含めてでしようが、何件とか、何台というようなことで表現できますか。570万円の予算はどういうものを予定していますとか。

○菓子野農産園芸課長 今後、予算成立後に募集していきたいと考えておりますが、現在、3事業主体程度を想定しております。補助率が3分の1程度。内訳としましては、例えば機械を運搬する台車ですとか、鉄コンテナとか、あるいは若干の機械の改良、そういったものを想定しております。

本事業は県単で、予算規模は800万円余なんですけど、先ほど国の事業を説明いたしましたけれども、産地パワーアップ事業で機械のリース事

業ができますので、大きな収穫機械ですとか、そういったものは国の事業を活用しつつ、切れ目のない支援といいますか、そういったものを導入した後でも、例えば作業体制がなかなかうまく結びつかない、そういったものについて県単で補完的に仕上げていく、そういったイメージを持っております。

○太田委員 補完的ということ、約500万円であろうと。産出額の増加、農業所得の向上に資するということ、わかりました。頑張っていたきたいと思います。

○星原委員 農産園芸課の319ページの産地パワーアップ事業が、前年度と比較すると半額ぐらいです。前年度は16億円ぐらいだったのが今回は8億5,000万円、金額がこれだけ当初で減ったのは何か理由があるんですか。

○菓子野農産園芸課長 産地パワーアップ事業は、先だつての補正予算でも御説明いたしましたが、国の経済対策の関係で8億円程度増額させていただいています。したがって、昨年度分の繰越事業が主な増額の要因となろうかと考えております。

○星原委員 意欲ある農業者が高収益な作物とか栽培体系へということなんですが、県内のそういう意欲ある農業者は、どれぐらいの人たちがこういう事業に取り組んだんですか。

○菓子野農産園芸課長 平成27年度の国の補正予算から取り組んでおりまして、手元に今ないんですけれども、300件程度。農家戸数は若干違いますが、事業申請件数でいいますと年間約100件から120件程度が毎年上がっておりますので、今、500件程度が県内でこの事業を活用されている状況です。

○星原委員 高収益ということになると、今までやってきた農家なりが、自分がやってきたの

がどの分野かわかりませんが、園芸とか、花卉とか、スイレンの栽培とかいろいろあると思うんですけど、それが転換したことによってかなり農家所得はふえたと捉えていいんですか。

○菓子野農産園芸課長 もともと産地パワーアップ計画と申しますのは、例えば販売額を10%上げますとか、あるいは生産量を10%上げますとか、そういう目標を立てて産地として取り組んでいただく事業でございます。

例えば、よく事例として挙げておりますのは宮崎市の田野地区です。これはハウス整備もできますし、現在、先ほど農大校の説明にもございました高度環境制御等も導入できますので、そういった導入で地域の収量が1.7倍程度上がるとか、あるいは農家の個人の収量が9.2倍程度上がっている事例がありますので、そういう意味では県内でも収益の向上に非常に資する事業ではないかと考えております。

○星原委員 結局、そういう売り上げなり収益なりが利益になるよね。そういうのがモデルになって、また地域なり、あるいは県内全体の中で高収益につながるのであれば、そういうものをモデルにして、そういう人たちから輪を広げていくとか。今度、生産するものをどこかに販売していくとなると、結局、量も一定にしないとならぬと価値が上がらないのかなという面もありますよね。物によっては、産地形成というか、そういったものをつくり上げていく、そういう方向性は見えないものなんですか。

○菓子野農産園芸課長 まさに御指摘のとおり、当課の事業だけではなく、農業経営支援課の普及事業等とも連携しながら、先ほど申し上げました高度環境制御、こういったものにつきますのは、例えば、普及センターが中心となって、地域でそういう勉強会を立ち上げていただいて、

そこで培った技術をほかの地域で活用する。

そのほかの地域で活用するときはこの事業を活用して、炭酸ガス発生装置ですとかそういったものを導入していく。そういう取り組みを今進めているところございまして、現在、県内では主にピーマンやキュウリ等の施設園芸で活用されている状況です。

○星原委員 事業名が産地パワーアップとなっていますから、事業名に沿った形で、より進めてほしいなと思います。

○野崎委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 以上で、農産園芸課、農村計画課、農村整備課の審査を終了いたします。

ここで委員の皆さまにお諮りいたします。審査の途中ですが、本日の審査はここで終了し、9日、月曜日に引き続き行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 暫時休憩いたします。

午後3時54分休憩

午後3時54分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

9日の委員会は10時に3班の説明から行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのように決定いたします。

ここで本日の審査を終了いたします。執行部の皆様方、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時55分休憩

午後3時58分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午後3時58分散会

令和2年3月9日(月曜日)

午前9時56分再開

出席委員(8人)

委員 長	野崎 幸士
副委員 長	凶師 博規
委員	星原 透
委員	横田 照夫
委員	山下 寿
委員	佐藤 雅洋
委員	太田 清海
委員	井上 紀代子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	坊 菌 正 恒
農政水産部次長 (総括)	河 野 讓 二
農政水産部次長 (農政担当)	大 久 津 浩
農政水産部次長 (水産担当)	毛 良 明 夫
畜産新生推進局長	花 田 広
農政企画課長	鈴 木 豪
中山間農業 振興室長	小 倉 久 典
農業連携推進課長	愛 甲 一 郎
みやざきブランド 推進室長	東 洋 一 郎
農業経営支援課長	日 高 義 幸
農業改良対策監	坂 本 美 奈 子
農業担い手対策室長	戸 高 朗
農産園芸課長	菓子野 利 浩

農村計画課長	小 野 正 寛
畑かん営農推進室長	酒 匂 芳 洋
農村整備課長	盛 永 美 喜 男
水産政策課長	福 井 真 吾
漁業・資源管理室長	林 田 秀 一
漁村振興課長	外 山 秀 樹
漁港漁場整備室長	鈴 木 宣 生
畜産振興課長	谷 之 木 精 悟
家畜防疫対策課長	三 浦 博 幸
工事検査監	中 山 俊 行
総合農業試験場長	甲 斐 典 男
県立農業大学校長	山 本 泰 嗣
水産試験場長	田 中 宏 明
畜産試験場長	徳 留 英 裕

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	前 野 陽 子
議事課主任主事	渡 邊 大 介

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

これより、水産政策課、漁村振興課、畜産振興課、家畜防疫対策課の議案の審査を行いますので、順次説明を求めます。

○福井水産政策課長 水産政策課でございます。

お手元の令和2年度歳出予算説明資料の339ページをお開きください。

水産政策課の当初予算額は、一般会計で13億7,407万7,000円、沿岸漁業改善資金特別会計で2億8,713万3,000円、合計で16億6,121万円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

341ページをお開きください。

中段の(事項)漁業基本対策費の説明欄の2、新規事業、みやざき丸代船建造調査事業800万円

でございます。

これは、現在の調査船みやぎ丸の更新に当たり、新たな調査船の建造に係る基本設計を行うものでございます。

342ページをお開きください。

上段の(事項)水産金融対策費の説明欄の1、漁業近代化資金利子補給金7,454万5,000円でございます。

これは、漁船建造や機器整備などへの資金貸付に伴う利子補給金でございます。

次に、下段の(事項)資源管理対策費であります。343ページをごらんください。

説明欄3の改善事業、水産改革に対応する資源利用対策事業342万8,000円でございます。

これは、国の新たな資源管理に対応する検討会の新設と沿岸資源の資源状況を調査するものであり、国が提示する新たな資源管理による本県への影響を最小化し、県独自の資源管理の推進を図るものであります。

説明欄4の新規事業、日向灘深海資源見える化プロジェクト1,250万円につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

説明欄5の事業、うなぎ資源持続的利用対策事業5,935万4,000円でございますが、シラスウナギ採捕数量の減少や国際的な取引規制の懸念など、ニホンウナギを取り巻く厳しい状況が続く中、適正流通や密漁防止対策に取り組み、全国第3位という本県養鰻業の持続的な資源利用につなげるものでございます。

次に、その下の(事項)水産物流通加工対策費の説明欄の4、新規事業、県産水産物バリューチェーン構築事業1,129万8,000円につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、344ページをお開きください。

一番下の(事項)水産業試験費1億3,571円5,000円でございますが、これは、水産試験場の試験研究に要する経費でございます。水産資源の管理や漁場の予測、さらには水産物の品質向上の技術開発など、漁業・養殖業の収益性の向上に資する課題に取り組むこととしております。

次に、346ページをお開きください。

沿岸漁業改善資金特別会計2億8,713万3,000円でございますが、これは、経営改善や新規経営に必要な資金を無利子で漁業者に貸し付けるものでございます。なお、貸付枠は説明欄の1にありますとおり、2億8,618万5,000円を予定しております。

次に、新規・重点事項について御説明いたします。

常任委員会資料の21ページをお開きください。

日向灘深海資源見える化プロジェクトでございます。

1、事業の目的、背景にありますとおり、現在ほとんど利用されていない深海の水産資源について、最新の技術を用いて、その漁場分布など見える化し、沿岸漁業者を対象とした新たな高収益漁業の創出を図ることとしております。

事業の内容につきましては、22ページで御説明いたします。

現状と課題の、左側の円グラフに示しましたとおり、本県漁業は、マグロ類やカツオ類などの来遊資源を主な対象としていることから、その来遊状況により水揚げが大きく変動するなど不安定な側面があります。一方、深海一本釣り等の試験的な導入の支援により、日向灘における新たな漁業資源となる可能性が見出されるところであります。現状では、深海資源の漁場分布などの情報が不足しており、利用が進まないといった課題があります。

そこで、事業内容に示しましたとおり、次世代型魚群探知機や環境DNA分析、サイドスキャンソナーといった最新の技術を活用した調査を行い、どこにどんな魚がいて漁場となり得るかどうかについて、深海漁場マップを作成して漁業者へ提供することで、新たな漁業の創出と深海資源の利用を促進し、沿岸漁業の経営の安定につなげてまいりたいと考えております。

左の21ページにお戻りいただきまして、2、事業の概要ですが、予算額は1,250万円で、事業期間は令和2年度の一年を予定しております。

続きまして、委員会資料の23ページをお開きください。

県産水産物バリューチェーン構築事業でございます。

1、事業の目的、背景にありますとおり、生産・加工・流通業者が連携して取り組む県産魚の輸出拡大を支援するとともに、県産水産物の販路拡大のため、中小加工業者等の商談会展展等を支援することにより、本県水産業の収益性向上を図ることとしております。

事業の内容につきましては、24ページで御説明いたします。

現状と課題にありますとおり、近年、本県の水産物輸出は飛躍的に増加しておりますが、県内の中小養殖業者は、生産規模が小さく、販路も有さないため、輸出への取り組みは困難な状況となっており、輸出向きのブリへと転換し、県内加工業者や販売先まで含めたバリューチェーンを構築する必要があります。

そこで、事業内容1の県産水産物輸出バリューチェーン構築支援事業では、県漁連が中核となり、養殖生産から加工、輸出、マーケティング等の取り組み全体をマネジメントした体制を構築することにより、新たな生産・加工・販売

ルートによる県産ブリの輸出拡大が図られ、本県水産業全体の収益性の向上につながるものでございます。

次に、2の県産水産物PR・販路拡大強化事業では、加工業者等に対する商談会への出展支援や、宮崎初かつおフェアなどのプロモーション活動を行い、県産水産物のビジネス拡大を推進してまいります。

左の23ページにお戻りいただきまして、2、事業の概要ですが、予算額は1,129万8,000円で、事業期間は令和2年度から令和4年度までの3カ年を予定しております。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。

常任委員会資料の4ページをお開きください。

上から2番目の欄の水産政策課にありますとおり、令和2年度漁業近代化資金等3つの資金に係る利子補給について、期間及びその限度額を設定するものでございます。

続きまして、常任委員会資料の36ページをお開きください。

議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてでございます。

1の使用料の名称は、宮崎県水産試験場水産物加工指導センター使用料でございます。

2の改正の理由でございますが、使用料区分に新たな加工関係機械器具を追加するためでございます。

3の改正の内容でございますが、表の右の欄の改正後のとおり、粉碎機と電気煎餅焼き機を追加しております

4の施行期日は、令和2年4月1日としております。

水産政策課からは、以上でございます。

○外山漁村振興課長 漁村振興課でございます。

歳出予算説明資料の347ページをお開きください。

漁村振興課の令和2年度当初予算額につきましては、一般会計のみで40億3,389万3,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

349ページをお開きください。

一番下の(事項)内水面漁業振興対策費、説明欄の3の新規事業、みやざきの内水面資源回復推進事業1,193万5,000円につきましては、後ほど常任委員会資料にて御説明いたします。

次の350ページをお開きください。

上から2つ目の(事項)漁業生産担い手育成事業費、説明欄5のみやざき農水産業人材投資事業497万5,000円についてでございます。

本事業は、国の就業支援制度の交付対象にならない漁家子弟及び沿岸漁業の就業希望者に対する経営開始初期の支援を充実させることにより、本県漁業への就業を促進するものでございます。

次の351ページをごらんください。

一番上の(事項)種子島周辺漁業対策事業費3億9,398万4,000円でございます。

これは、ロケット打ち上げに伴い、操業制限を受ける漁業への影響緩和のため、関係団体が実施する共同利用施設の整備に対して、宇宙航空研究開発機構の負担金をもとに補助を行うものであります。

同じページ、中ほどの(事項)水産基盤(漁場)整備事業費3億1,500万円でございます。

これは、漁業の生産力向上と豊かな生態系の維持回復を図るため、既存魚礁の機能強化や藻場、増殖場の整備を行うものであります。

352ページをお開きください。

一番下の(事項)水産基盤(漁港)整備事業費21億7,374万7,000円でございます。

これは、漁港の安全性の確保、漁業生産基盤の機能向上を図るために漁港整備を行うものであります。

353ページをごらんください。

説明欄の3、漁港施設機能強化事業では、島野浦漁港ほか6漁港において、南海トラフ地震津波等への対策として、防波堤や岸壁の改良を行い、漁港及び背後集落の安全を強化するものであります。

354ページをお開きください。

中ほどの(事項)漁港災害復旧事業費1億7,422万8,000円、その下の(事項)水産施設災害復旧事業費6,859万4,000円でございますが、これらの事業費につきましては、台風等で災害が発生した際の復旧事業等に要する経費を、それぞれ計上しております。

続きまして、令和2年度の新規・重点事業について御説明いたします。

常任委員会資料の25ページ、26ページをお開きください。

新規事業、みやざきの内水面資源回復推進事業でございます。本事業は、内水面資源の回復等を効果的に推進するため、全国初の取り組みとして、発電事業で河川を利用している企業局と共同で事業を設立し、内水面漁港等の関係者と連携した資源調査や増殖活動等に取り組むものであります。

右の26ページをごらんください。

内水面の現状ですが、多くの河川では濁水などさまざまな要因によって魚類等の生息環境が悪化しており、アユ等重要資源の採捕量の減少によって漁協の組合員数が減少するなど、漁協経営にも影響を及ぼしております。このため県

では、内水面漁業活性化計画を策定し、漁協や学識者、行政、企業局等の関係者による連携体制を整備し、水産資源の回復等の施策推進に取り組み始めたところであります。

具体的には、資料下段の事業内容にありますとおり、科学的に資源状況を把握するため、環境DNA等を活用した調査を実施するとともに、資源回復手法の検討を行い、産卵床の造成や石倉設置及びアユ等の稚魚放流に取り組むものであります。このことによりまして水産資源の回復のほか、内水面関係者の意識や理解醸成が図られるものと考えております。

左のページに戻っていただきまして、事業の概要ですが、予算額は1,193万5,000円、事業期間は令和6年までの5年間でございます。

次に、37ページをお開きください。

議案第23号「宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例」でございます。

1の改正理由であります。漁港につきましても、増殖場の場や漁村のにぎわい創出の場として有効活用を図ることが重要な課題となっておりまして、このため、民間活力の導入も視野に、可能な限り長期間の占有を可能とする必要があるとの考えから、国の模範漁港管理規程の改正に合わせ、条例の改正を行うものであります。

2の改正の内容であります。漁港施設の占有期間について、「1月（工作物の設置を目的とする占有にあつては、3年）を超えることができない」を「10年を超えることができない」と改正するものであります。

3の施行期日は、令和2年4月1日でございます。

最後に、39ページをお開きください。

議案第45号「農政水産関係建設事業執行に伴

う市町村負担金徴収について」でございます。

右の40ページの一番下の欄をごらんください。

漁村振興課の欄で、水産基盤整備事業に要する経費に充てるため、市町村負担金を徴収するもので、地方財政法第27条第2項の規定等によりまして議会の議決に付するものであります。この負担金の設定にあたりましては、あらかじめ対象となる市や町の意見をお聞きし、その結果、異論がない旨の回答を得たものであります。なお、負担金の割合は、事業費の100分の10としております。

漁村振興課は、以上でございます。

○谷之木畜産振興課長 畜産振興課でございます。

歳出予算説明資料の355ページをお開きください。

令和2年度当初予算は、一般会計で58億3,540万4,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

357ページをお開きください。

一番下の（事項）畜産経営改善費の説明欄3の新規事業、畜産GAP拡大推進加速化事業310万8,000円につきましては、畜産競争力の強化を図る観点から、畜産GAPの普及・推進体制を強化するための指導員の育成やGAP認証取得等の取り組みを支援するものであります。

358ページをお開きください。

一番上の（事項）畜産経営環境保全事業費の説明欄の新規事業、畜産バイオマスエネルギー利活用支援事業961万8,000円と中ほどの（事項）畜産振興対策事業費の説明欄6の新規事業、未来の畜産を担う産業人材育成事業636万円につきましては、後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

次に、一番下の(事項)畜産団地整備育成事業費の説明欄、畜産競争力強化整備事業35億円、いわゆる畜産クラスター事業につきましては、畜産の体質強化を図るため、計画に基づき地域の中心的な経営体が行う施設整備等を支援するものであります。

次に、361ページをお開きください。

一番上の(事項)飼料対策費の説明欄2の新規事業、自給飼料型TMRセンタースタートアップ支援事業168万8,000円につきましては、本県における自給飼料型TMRセンターの普及拡大に向け、生産側と利用側それぞれがメリットを理解・共有できるよう、TMRセンター及び利用農場において効果の検証を行うとともに、その効果を県内に広く啓発することにより、飼料の生産からTMR調整・利用に至る分業システムの構築を図るものであります。

それでは、常任委員会資料の27ページをお開きください。

畜産バイオマスエネルギー利活用支援事業であります。

1の事業目的、背景ですが、本事業は、家畜排せつ物の高度利用の推進に向け、牛ふん等の燃焼技術に関する調査等を行うとともに、地域における畜産バイオマスエネルギーの利活用に向けた取り組みを支援することにより、持続的な畜産と地域農業の発展を図ることを目的としております。

右のページをごらんください。

事業内容にありますように、まずステップ1として、地域のバイオマス検討協議会を設立し、牛ふん等の燃焼技術の実証調査や燃焼灰の活用方法の検討を行いますとともに、次にステップ2として、地域における畜産バイオマス利用計画の検討や外部コンサルタントの活用等を支援

いたします。

あわせて、右側にありますとおり、畜産環境アドバイザーの育成や環境コンサルタントと連携した堆肥の生産技術指導を行ってまいります。

この事業により、十分に検討した上で、ステップ3として、畜産バイオマスプラントの施設整備や利用促進を図り、さらに発展的にバイオマス発電を核とした次世代型農業の創出に取り組んでまいりたいと考えております。

左のページにお戻りいただきまして、2の事業の概要であります。予算額は961万8,000円、事業期間は令和2年度から4年度までの3年間の事業となります。

次に、29ページをお開きください。

未来の畜産を担う産業人材育成事業であります。

1の事業目的、背景ですが、繁殖センターやコントラクター等の外部支援組織を高度な研修の場として位置づけ、農業団体が直接雇用することにより、働きながら技術を学べる研修型雇用の体制を構築することで、産業としての魅力を高め、県内外の畜産後継者や離職者等を畜産の産業人材として継続的に確保しようとするものであります。

右のページをごらんください。

現状にありますように、畜産におきましては、担い手不足が進む中、後継者育成対策とあわせて、個々の規模拡大と繁殖センターや飼料生産を担うコントラクター等の外部支援組織を整備し、生産基盤の維持・拡大を進めてまいりました。一方で、課題にありますように、こうした外部支援組織においても、オペレーター等の人材が不足し、増加する地域の需要に追いついていない状況にあります。

また、畜産はいわゆるトレーニングセンターといった体系的に技術を学ぶ仕組みがないため、効率的な担い手の育成ができていない状況にもあります。これらのことは、地域の生産基盤の維持や拡大を阻害する要因の一つとなっております。

そこで、対策にありますとおり、外部支援組織を、働く場兼高度な研修の場として位置づけ、農業団体が研修型雇用として直接雇用することで、産業としての魅力を高め、県内外の後継者等を育成しながら、畜産の産業人材として継続的に確保する新たな仕組みを構築いたします。

研修型雇用は、真ん中の部分にありますとおり、農業団体が学卒者や後継者等を直接雇用し、堆肥センターや繁殖センターなどさまざまな場所を経験しながら、それぞれの場所で専門技術を習得するものであり、一番下のメリットにありますとおり、雇用者側はフレキシブルに人材を融通でき、被雇用者側は農業団体に安定雇用されながら、さまざまな現場を経験できる畜産王国宮崎ならではの双方にメリットのある仕組みとなっております。

具体的には、その上にありますとおり、農業団体が行う研修型雇用のシステムづくりや、繁殖センターなどの多様な職種を経験しながらの専門的な技術指導等を定額で支援することとしております。

左のページにお戻りいただきまして、2の事業の概要であります。予算額は636万円、事業期間は令和2年度から4年度までの3年間の事業となります。

最後に、債務負担行為についてであります。

常任委員会資料の4ページをお開きください。

一番下の畜産振興課の欄、1つ目は、令和2年度に、金融機関が宮崎県農業振興公社に事業

資金を融資したことによって損害を受けた場合の損失補償について、2つ目は、令和2年度における畜産特別資金融通助成事業の利子補給について、それぞれ期間及びその限度額を設定するものであります。

畜産振興課の説明は、以上であります。

○三浦家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課でございます。

歳出予算説明資料の363ページをお開きください。

当課の令和2年度当初予算は、一般会計のみで4億3,420万6,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

365ページをお開きください。

1番目の(事項)家畜防疫対策費の説明欄をごらんください。7の改善事業、ASF等重要疾病対策強化事業2,482万6,000円についてであります。こちらは別冊の常任委員会資料で御説明させていただきます。

常任委員会資料の31ページをごらんください。

本事業は、1の事業の目的、背景にありますように、ASF等の重要疾病の本県への侵入を防止するとともに、牛の伝染病であるEBL等、慢性疾病に対しても、検査に基づく疾病コントロールを行い、畜産経営の安定化を図るものでございます。

具体的には、右のページをごらんください。

アジアにおけるASF、また国内のCSFそれぞれの発生状況につきましては、先週5日の当委員会で御報告申し上げたとおりですけれども、アジアからの旅行者が手荷物として持ち込んだ豚肉製品等からASFウイルス遺伝子がこれまでに80例以上と多数検出されておまして、侵入リスクが非常に高くなっております。

また、国内のCSFにつきましても、野生イノシシの感染が12県で約2,000頭と非常に多くなっておりまして、イノシシに対する経口ワクチンの散布等も行われておりますが、まだ感染事例がふえている状況でございます。

このため今回の事業では、下段に示す3つの対策について取り組むこととしております。

まず、ASF等の対策としまして、①水際防疫では、県内在住の外国人労働者等に対して、国際郵便物等により畜産物を不正に持ち込まないよう、関係団体と連携して、注意喚起を継続して行ってまいります。また、宮崎空港ビルでの靴底消毒を業務委託し、防疫強化を図ってまいります。

②農場防疫につきましても、農場でのサーベイランス検査に加えまして、県外導入豚の検査を実施いたします。

③野生イノシシ対策では、猟友会と連携して、捕獲イノシシのASF、CSF等の検査を行います。

また、牛の慢性疾病であるEBLは届出伝染病であり、発症率は低いものの、一旦発症すると経済的損失が大きく、発生件数も全国的に増加傾向にあります。

このため、下段の④にありますとおり、まずは民間獣医師による採血と検査によりまして、陽性牛のいる農場を確認し、次に家畜保健衛生所が陽性農場で全頭検査を行い、農場内の浸潤状況を確認した上で、農場内での感染の低減対策や陽性牛の適切な更新を指導することとしております。

左のページにお戻りいただきまして、2の事業概要ですが、予算額は2,482万6,000円、事業期間は令和4年度までの3カ年を予定しております。

説明は、以上であります。

○野崎委員長 議案に関する説明が終了いたしました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○横田委員 畜産振興課にお尋ねしますが、勉強不足で申しわけないんですけど、昨年暮れに、国が和牛生産倍増計画を決定しましたよね。その予算は今回の予算には反映されていないんですかね。

○谷之木畜産振興課長 そのためにということではないんですけども、先ほど金額は御説明しましたが、例えば、畜産クラスター事業であったりとか、ほかにも畜産公共事業とか、そういった施設整備事業、それから、倍増計画の中での国の事業では、導入対策というのがあるんですけども、そちらのほうは、県の予算を通らずに直接団体等を通じて交付されるもの等もありますので、ここには出てきていないものもございます。

○横田委員 わかりました。

非常に不安を感じているんですけど、昨年の暮れぐらいから枝肉価格が相当下がってきまして、多分それは直接子牛価格にも影響してくると思うんですが、こういう状況のときに子牛を倍増して大丈夫かなという不安の声も結構あるんですよ。そこらあたりはどのように判断されますか。

○谷之木畜産振興課長 今回、特に新型コロナウイルスの関係で、意欲を欠くとか、インバウンドとか、そういうところも含めて牛肉等の消費がやっぱり落ちている。それに伴って枝肉価格もことしに入って下がっている状況にございまして、倍増計画が出たのはその発生の前ですが、生産者なり、関係者からは確かにそういった不安の声が出ているのも現状でございますし、

新聞情報等では、そういうものへの影響はしっかり対応しないといけないという大臣の御発言等もあっておりますので、今後またその対策等は出てくるとは思いますけれども、基本的には例えば子牛なり、それから枝肉の場合は、マルキン金事業とか、そういった価格安定の関連事業は既に整備されています。相場が落ちると、生産費を下回った部分、赤字になった分は、例えば9割補填される事業とかが整備されていますので、そういった事業を使いながら、それ以上に大きな影響がある場合は、やはりまた国も多分いろいろ対策を出されると思いますので、そういうのを活用して支援していきたいと思っております。

○横田委員 きょうから児湯郡の子牛の市場が始まるということで、先ほど山下委員とも話したんですけれども、多分10万円以上下がるんじゃないかというような声もありますよね。繁殖農家も高齢化がかなり進んでいますので、ここに来てがたっと下がったら、廃業する農家もふえてくるんじゃないかなという不安もあります。

でも本当は、経営のことを考えたら安いときに増頭するのが昔からの常套手段といいますか、そういうこともあると思いますので、なかなか難しいところがありますけど、近い将来のこともしっかりと把握していただきながら、農家にも増頭のタイミングとか——増頭していいものかどうかも含めて、しっかり指導していただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○山下委員 家畜防疫対策課にお尋ねしたいんですけど、EBL、牛白血病です。これは、尾鈴農協はかなり真剣にやっているんですが、管内でもやらない人はやらないんです。全然そういうことに無頓着というか、そういう農家があって、子牛市で買うと、ないだろうと思ったのが

検査したら陽性だったというようなことで。

私、昨年子牛を100頭飼いました。その中に2頭いまして、それを20カ月肥育したんですけど、太りは全然変わらないんですよ。そんなことがあるから、みんなが積極的に協力しないのかなと思うんですけれども、これはもうちょっと強制的な形をつくらないと、一向にこれは進まないのではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○三浦家畜防疫対策課長 EBLにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、届出伝染病ということで、発症したら、それを見た獣医さんなりが届ける形になっておりまして、口蹄疫みたいな法定伝染病とは違って、ウイルス、いわゆる病原体を持っていたとしても、強制的に殺処分とかはできないという類いの病気です。

ただ、委員も言われましたように、非常に発症率が低いんですけれども、ワクチンもないし、一旦発症すると治療法もなく経済的損失が大きいといったようなことで、家畜共済は、従来は農家から離れたら共済関係が切れていたんですけども、この疾病については、例えば肥育牛を正常出荷して屠畜場で発見されたとしても、一応、家畜共済が出る形になっています。

また、家畜商と取引した場合でも、もとの農家が共済に入っていれば、行った先で発症しても出るという形にまで国も対策を強化しております。そんな中で、先ほども言いましたように、この病気はウイルスを持っていたからといって、法的に強制的な手段がないものですから、地域の中で協力していきながら対策を進めているのが現状でございまして、県としても、市場開設単位での各地域の取り組みということで推進してきている中ではあるんですけれども、言われましたように、一つの地域内でも農協によって

多少温度差があるのもまた事実でございます。ですので、あらゆる機会を捉えながら、ほかの地域の取り組み等も紹介しながら、この対策については地道に進めていこうとは考えております。

○山下委員 まさにじれったい話なんですよ。だから、宮崎県も法律があるからそれを越えることはできないのかもわからないですけども、畜産王国、日本一の和牛と一生懸命言いながら、片っぽではそれができないのは、我々こう見ていて、もうちょっと強い宮崎県独自のものが、何かできないのかなと思うんですけども、無理なんじゃないかな。

○三浦家畜防疫対策課長 母牛についてもこのウイルスを持っている母牛とかはいるんですけども、今、遺伝子の検査を——今回の新規事業の中でもそういう検査費用の補助を入れているんですけども——することによって、持っているウイルス量がある程度多いと、ほかの牛に感染しやすい。

ただ、少ないと、持っていてほかの牛には余り感染しにくいのがだんだんわかってきていますので、感染しやすい牛については積極的な淘汰を進めて、感染しにくい牛はウイルスを持っていても、うまくつき合いながら農場内で飼ってもらおう。そうしないと、ウイルスを持っている牛を全部淘汰なり、肥育転用にしてしまうと母牛の数が減ってしまいますので、そこら辺もやっていきながら、正常化といいますか、コントロールしながら発症率を低くしていこうとは考えているんですけども、委員もおっしゃるようになかなか強制力がないものですから、地道に関係団体と協力しながらやっていくしかないのかなとは思っております。

○佐藤委員 先ほど横田委員からもありました

が、未来の畜産を担う産業人材育成事業、規模拡大を推進していくということですけども、枝肉がどこの冷蔵庫にも満タンに入っていて全然出ていかない。それが8カ月すれば冷凍庫に行くと。そうなれば、肉の値段は4割、5割下がるような状況であるわけですよ、今。それがわかっているこういう事業を——今回の新型コロナウイルス感染症の前からの計画ですから、これはこれでいいとして、拡大を推進すると。

でも実際にそういう話をしたときに、今こういう現状で枝肉もダブっている、子牛の価格も下がるじゃないか、それに対して何か手は打つんですかと。おくれればながらこうやっていくんですよ。ですから、規模拡大しましょう、この新型コロナウイルス感染症についても終息後はというような話になるかと思うんですけども、前に口蹄疫がありましたよね。口蹄疫のときも牛肉を控える動きが、特に宮崎県ではあったかと思うんですが、そのときの事例で参考になる、今回のことで使えるような事業はいまだにあるのか。そのときはこうやった、今回こうやるべきではないかとか、そういう事業、対策で考えていることはないのでしょうか。

○谷之木畜産振興課長 口蹄疫のときは口蹄疫復興対策運用型ファンド事業という事業がございまして、その中でいろいろ牛肉の消費拡大とか、そういったもののためにプレミアム牛肉商品券とか牛肉券とかを発行したりして、消費を拡大する支援等を実際に行っておりました。

ただ、今回の新型コロナウイルスに関しては、まだそういう事業等は出てきておりませんし、農水省もまだ具体的なものは出しておりません。そういった消費拡大を後押しするような事業は考えられると思いますけれども、現状ではまだないのが答えでございます。

○佐藤委員 現状では、ないということでしょうけれども、今から何か対策を打つべきだろうと思います。冷蔵庫に満タンに入っている枝肉を、例えば国が買い上げるとか、どこかが買い上げるとか、そこが減らない限りは、次が出ていかないから値段が下がっていくというようなことだろうと思うんですけれども、やはりそこを関係者は求めると思うんですよね。なぜこうなったかはわかるわけですから、枝肉がダブついているからと。じゃあ、ダブついた枝肉はどうするのかという対策を畜産県の宮崎県が先んじて何らかの手を打つなり、こうやるんだというものがないと、この人材育成事業とか、いろいろな事業で予算をつけてやろうとしても、その先はどうなんだということになるかと思えます。

○花田畜産新生推進局長 委員のおっしゃるとおり、いろんな不安材料があると思います。そのような中で、繁殖を考えますと、子牛の基金で、子牛の価格が54万1,000円より下がった場合には、全面的に国が補償する制度がございます。

自分たちの積立金は42万9,000円を下らないと取り崩さないというようなことですから、要は子牛の生産費は55万円か60万円ですけれども、その中に労働費18万円を補償した上でそういった価格補償もされているということで、農家の皆さんにはしっかりそういったところも理解していただくことが必要かなと思います。

肥育につきましては、先ほどから申し上げているとおり、マルキン事業がございまして、価格差の補填ということで9割方の補填はあります。また、その中の補填が、生産費の中には7万円から8万円の労働費も補償した上で、利益については上がらないかもしれませんが、そういったものを労働対価としても支払われる

というような制度もございます。そういったセーフティーネットを中心に、農家の皆さん方にもう少し頑張っていただくような啓発もしていきたいと思っております。

また、牛肉の流通につきましては、調整保管という制度が国のほうでございますけれども、それが発動する見込みというのはなかなか厳しいのかなと思っております。

また、口蹄疫のときには本県の牛肉がどうしても動かなかったということがございましたので、それについては、いろんな支援をいただきながらストックしたというようなこともございますけれども、今の段階では、花もそうですけれども、正しい理解と消費拡大対策は少しずつでも啓発活動をしながらやっていきたいと考えております。

○佐藤委員 ありがとうございます。花にしても、やはり生産者は不安なわけです。そういう不安を取り除ける何らかの明るい材料、情報が欲しいと思いますので、そうしないと意欲が——先ほどもありました。これを機会に廃業しようか、これはちょうどいい機会じゃな、やめるということやなと言う人たちも出てくる。

しかし、やろうとしている人たちも迷うところに、明るい光が見えれば——引き続き、この形でやっていこうかと常に悩んでいると思いますので、そういう人に対するアピール、情報を提供することが必要なのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○星原委員 畜産振興課の27ページですが、説明の中にある、家畜排せつ物、特に私ども都城地区での牛ふんの処理の問題を言われているんですが、県内の状況は、今どういうふうに捉えたらいいんですか。

○谷之木畜産振興課長 県内で家畜の排せつ物

は、年間で410万トンほど出ておまして、その4分の3ぐらいの大体310万トンが堆肥化処理されております。あと浄化処理で約20%、約80万トンぐらいです。そのほか25万トンぐらいがエネルギー利用です。

特に牛ふんについては、まだ本県では、先ほどの事業の中でも御説明しましたがけれども、焼却はしておりませんので、いろんな内容の検討を、この事業を使ってやっていきたいと考えております。

○星原委員 この問題は、たまっている堆肥をどういうふうに燃やすのか、あるいは堆肥として活用していくのか、そういうふうになってくるだろうと思うんですが、燃やすには燃やすで、またそれなりのいろんな問題があるのかなと思います。堆肥にしても、やっぱり園芸農家をいかに育成するか、堆肥自体の効能を研究して園芸農家が使いやすい、あるいは使える、また果樹とか花卉とか、そういう分野までうまく使うためにはどうするかという研究もしていかないと処理が間に合わないんじゃないかなと思うんですけれども、その辺は、大学とかいろんな研究機関等も、こういう牛ふんなんかの排せつ物の処理の仕方の面で、堆肥化の問題等はどこら辺まで協議とか、今後そういうことに取り組むためには、どういった課題があって、どういう研究が必要なのか、そういう取り組みというのは、もうなされているんですか。

○谷之木畜産振興課長 家畜排せつ物、牛ふん等の家畜のふん尿等を堆肥化して、成分分析して、この堆肥には、こういう成分が入っているということをしっかり情報提供しながら、利用される側には使っていただくということで、進めております。

それと、一般の消費者の方にも利用していた

だけるように、ホームセンターとか、そういったところでもしっかり販売できるようなものをつくって、それは、県内、県外含めてですけれども、そういう取り組みを既に進めておまして、県内だけでは利用できないものを県外に持っていったりとか、ホームセンター等で販売したり、そういう利用も進めているところです。

○星原委員 人口減少が進み、園芸農家も農家戸数が減る中で、どうやってそこに転換するのか、県内だけで考えるのか、今言われた県外への販売とか、あるいは海外に持っていく方法はないとか、いろんな研究をしておかないと、畜産県ですので、多分畜産の堆肥のほうが量が多くて、使用する園芸関係のほうがなかなか厳しい状況かなと思うんです。そうなってくると最終的には、農家の育成の分野、園芸農家をどうやって育てていくのか。

そうなってくると、今度は所得の分野。農家所得が上がっていく分野でないと、後継者とかも育たない。そういうことまでひっくるめて農家の人たちに考えろと言っても、なかなか難しいわけで、全体的な、そういうことを考えられるのは、やっぱり行政の力が必要だと思うんです。そういう取り組みに、もう入っているんだろうと思っていますし、また、入っていないと、これからの5年先、10年先が厳しいのかなと思うんですが、今後に向けて、検討されているんですか。

○谷之木畜産振興課長 具体的に、こういう形で進めていますと、なかなか今の時点では言えないんですけれども、資料の28ページでも御説明しましたように、当然、子牛農家なり、それから園芸農家に対して、いろんな情報とかは既に、普及センターとか、JAとかを含めて、指導等はやりながら利活用は進めていただい

るところなんです、量がふえてとか、余剰の分をどうしていくかとかというのが、今、課題としてありますので、どうしても利用できないところについては、こういう事業で焼却して、量を減らして、そして、減らした灰等をどういう形で利用していくか。将来の野菜工場だったりとか、大規模な路地園芸だったりとか、そういったものへの利活用の仕方とか、そういうことを今後、この事業を通じて検討してまいりたいと考えております。

○星原委員 逆にオーバーした堆肥、余っている部分の堆肥での発電、そういった研究というか、取り組みは考えているんですか。

○谷之木畜産振興課長 この事業では、将来的には牛ふん等で、しっかりバイオマス発電をして、電力なり、排熱なり、それから焼却灰なりは利用するようなことを考えております。

本県は、鶏ふんのほうでは事例としても3基ほど動いていますので、ほかの畜種、特に現在考えているのは牛なんですけれども、牛ふん等でも、同様の活用をするための条件といいますか、そういったものを検討して、しっかりこの施設が実現できるように進めてまいりたいと考えております。

○星原委員 ここ5年、10年で、60代後半から70代の人たちがやめていく。そうなってくると、どの農業関係、どの園芸であれ、畜産であれ、大型化していったり、株式会社になっていったり、そういういろんな展開に変わってくると思うので、今のうちから3年、5年後に、どういうふうな時代がやってくるかということで、この分野においても早急にいろんな考え方で手を打ってほしいというか、検討してほしいと思います。よろしくをお願いします。

○函師副委員長 関連なんです、27ページの

(5) 事業内容の①です。

これは実証調査とか、活用検討支援ということが書かれてあるんですが、もうちょっと具体的な内容を教えてください。

○谷之木畜産振興課長 この①の事業につきましては、28ページにありますバイオマス検討協議会というのを、新年度になってこの事業が動き出したら、県段階で協議会を設立して、その中でさまざまな燃焼技術等の実証調査とか、あとは地域におけるバイオマス利活用の検討の支援、そういったものを地域で利用計画等を策定できるように、支援も行いながら、具体的な施設の実現に向けた取り組み、実証調査等を、この事業で定額で支援しながら進めてまいりたいと考えております。

○函師副委員長 実証調査なんです、施設は、どこでどんな調査をされるんですか。

○谷之木畜産振興課長 具体的な場所は現時点では検討中で、まだ決まってははいないところです。

○函師副委員長 例えば、牛ふんは、含水率というか水分の割合が高いのを、どこまで飛ばしてとか、どこまで飛ばしたのをどのくらい燃やせばどれだけのエネルギーがとか、そういう調査はどこでするんですか。

○谷之木畜産振興課長 このバイオマス検討協議会、あとは農業・食品産業技術総合研究機構だとか宮崎大学とか、そういったところが既に調査とか、研究されているところに、いろんな専門的な知見も一緒に活用させていただきながら、アドバイスもいただきながら調査を進めてまいりたいと考えております。

○函師副委員長 答弁が後先ですが、この施設ができることで進んでいくとして、実際の発電所の立地候補地は、まだ決まっていないという

ことですか。

○谷之木畜産振興課長 はい。まだ具体的にどこということのは決まっておられません。

○函師副委員長 この検討協議会の中には、もちろん専門家も入るわけでしょうし、まだ候補地は決まっていないということですが、いわゆる一般の地区住民代表というような感覚での委員も選定されると思うんですが、そういう地域の声も十分聞きながら、協議会を進めていっていただければと思います。

○太田委員 関連で、イメージとしては大体わかりましたが、これは3カ年で想定しているということですから、夢を描きながらいくわけですよ。

燃焼技術の実証調査をするというイメージで聞いておりましたが、ステップ2では、畜産バイオマス活用検討支援とかいうのがありまして、燃焼だけではなく破砕するようなものも含めた——ただ、核としては燃焼のところに重点を置いていくということですか。

○谷之木畜産振興課長 この事業で考えておられますのは、牛ふん等を焼却して、今おっしゃるいろんな課題がございますので、そういった課題を解決するための調査等をして、要は、量を減らして、減ったものを活用していくような方策を、今後検討していこうと考えているところです。

○太田委員 3点ほど質問させてもらいたいんですが、水産政策課の341ページ、みやざき丸の代船建造調査事業。これは基本設計で、こういう予算を上げられているということですが、みやざき丸のこれまでの耐用年数とかが来たからということだろうと思うんですけど、その辺の説明と、基本設計をした後の今後のスケジュール等を教えてください。

○福井水産政策課長 みやざき丸については、現行が5代目のみやざき丸でして、平成15年6月に竣工しまして、既に16年が経過しています。調査設備が旧式化していることとか、高船齢化に伴って維持経費が増大してきている状況にございます。

特に昨年は、カツオの不漁なんかもありまして4隻が廃業いたしました。それに伴ってカツオ一本釣り漁船の漁場探索能力が低下してきております。そういった中で新たな調査船を代船して、漁場探索能力の向上に資するようなものにしたい。

あわせて、漁業法が改正されまして、沿岸の資源についても資源調査をして、資源評価をしっかりとしていこうという方向になってきていますので、それについても新船の整備において、沿岸資源評価ということにもしっかりと取り組んでいきたいと考えているところです。

来年度、この予算で基本設計を委託いたしまして、令和3年度、4年度で建造できればと考えているところでございます。

○太田委員 わかりました。探索能力とか、そういったところが今後の課題で、うまく取り入れられるということだろうと思います。

次は、漁村振興課の351ページの一番上に、これはいつも例年こういう形で上げられていますが、種子島の漁業対策事業費です。

これは、ロケット打ち上げに伴い操業制限を受ける漁業への影響緩和のための施設整備に使っていいですよということですが、これは宮崎県の海岸の漁港の全てが対象になっているんだろうとは思いますが、いい意味で、これは非常に使い勝手がいいのではないかなど。大いに利用できる場所はということだろうと思うんですが、対象施設は手を挙げるところとか、

その辺は順番で回してもらえるのか。宮崎県の課題として、ここは手を入れたいというところを、この事業でうまく取り入れられるのか、その辺の使い勝手がわかれば教えてください。いい制度であれば、大いに活用していただくということで。

○外山漁村振興課長 この種子島周辺漁業対策事業は、今、種子島にロケットの発射場がありますけれども、宮崎県の船が、現在もそうですが、種子島周辺で、カツオ・マグロー本釣り、はえ縄とかを操業しております。

ロケットが打ち上がることによって、ロケットの切り離れた燃料とかが海域に落ちるので、その期間、操業ができないということで、昭和41～42年の間に、この補償事業がつくられることになりました。

この対象者は、基本的には県内の全漁協が対象になっておりまして、当時と比べますと受益者は減っておりますが、現在で200経営体が、この事業を使えます。例えば、県漁連とか県域全体で活用するものは、県漁連が製氷施設とか冷蔵庫とかを整備することも可能になっておりますので、現在のところ県内一円で使われているということと、この利用に当たりましては、漁政対策委員会という別途、漁連等が主催する委員会がありまして、その中で協議されて、設置されるものになっております。

○太田委員 わかりました。民主的にうまく活用されているというイメージを受けました。

最後になりますけど、畜産振興課の361ページの新規事業、自給飼料型TMRセンタースタートアップ支援事業、このTMRを私は知らなかったものから、これの説明をしてください。

○谷之木畜産振興課長 TMRというのは、普通、牛の餌は牧草と、それから農耕飼料とか、

そういったものをそれぞれ農家の方が配合して給与しているんですけども、そういった牧草類と、粗飼料と農耕飼料を一緒にまぜた餌で、まぜてありますので、そのまま給与すれば、両方の成分が含まれているということで、農家の方にとっては飼料管理の労働力の低減とか、そういったものにメリットがあるものです。

○太田委員 これはスタートアップ支援事業で168万円ですが、飼料を増産するためとか、そういうイメージなんですか。

○谷之木畜産振興課長 こういうTMRセンターというのが県内にもあるんですけども、これまで、主に粗飼料は輸入の乾牧草とかを使っているものが多くて、自給飼料を使ったものはなかったものから、自給飼料を活用したTMRセンターをつくって、そこで、輸入牧草ではないものを使って、自給率をアップさせていこうというような取り組みの事業を、この事業でやっていこうということです。

○太田委員 わかりました。自給率アップということで。

○谷之木畜産振興課長 はい、そうです。

○井上委員 水産政策課の県産水産物バリューチェーン構築事業、これはなかなかおもしろいし、期待に値するものだと思うんですけど、近年本県の水産物輸出が飛躍的に増加となっておりますが、現状はどうなっていますか。

輸出先は、どういうふうになっているのか、そこを教えてください。

○福井水産政策課長 本県の水産物の輸出額の推移につきましては、常任委員会資料の24ページの上の右側のグラフで示されているとおりでして、平成24年に1億4,000万円程度だったものが、平成30年には7億8,000万円程度まで増加してきております。

これは、主に養殖のブリ、それから最近であればサバの輸出がふえてきておりまして、特に養殖のブリについては、海外のマーケットが非常に有望な状況で、ヨーロッパ、それから香港、アメリカ等への輸出が、宮崎だけではなく、日本国内で非常に盛んになってきているところで

す。
○井上委員 続けて、県内の中小養殖業者となっているんですけど、これは大体何社ぐらいあるんですか。

○福井水産政策課長 県内では、主に県北のほうで中小の養殖業者の方が十数業者程度ございまして、あと県南は、主に大手の資本の方が養殖されている状況です。

県北で養殖されている方は、カンパチを養殖されている方が結構多くて、カンパチよりもブリのほうが国外向けの需要が高いので、ブリへ転換することで輸出の促進につながるというふうに考えております。

○井上委員 串間の黒瀬水産みたいところが現実にはあるわけで、あそこのブリは確かに海外にすごく輸出されていることは、私たちも実際に行ったりして、現場も見ているのでよくわかっているんですけど、今後、これをどんなふうに中小の方たちは——県北なんかは小さいところが多いということなので、その人たちがどのように集まって、海外のニーズに合わせていけるようにしていくのが、これは具体的にどういうふうに考えているんですか。

○福井水産政策課長 まさに委員御指摘のとおりでございまして、いかに中小の方たちを海外向けの販路につなげていくか。現状では、なかなか中小の方は海外まで取引が、個々の業者の方ではできないような状況にございますので、この事業を用いて、中小の養殖の方、それから

輸出に向けて加工製品をつくる加工場の方、それから輸出向けの、商社的な機能をされている方が一体となって、中小の養殖業者がつくられた生産物を輸出まで持っていくというような、一体化したバリューチェーンを構築することを目的としております。

○井上委員 それと、マスコミ報道で、魚をいっぱい食べようみたいなのが、海外とかすごく出てきているわけです。そこに日本の、特に宮崎のというところで、ニーズと合致できるようにしていければ、この養殖関係は、技術的には、本県は上がっているわけだから多分できると思うんですが、このバリューチェーンの予算額だけで、養殖業関係のところを今後大きくしていくとか、固まっていくとかということについては、今後どのように考えられているんですか。

○福井水産政策課長 まずは、そういうバリューチェーンを構築することによって、個々の養殖業者がそれぞれで取り組まれている養殖の生産を、できるだけ効率化していくことがあると思います。

将来的には、どういう形になるかわからないですけども、ある程度一つの塊として、宮崎のブリを共通ブランドにして輸出していくことが大事だと思います。

○井上委員 共通ブランド化していくことが、物すごく大事だと思うんです。自分たちが育てやすいものだけを育てるのではなく、宮崎県の魚として、海外と日本のニーズにびしゃっと合うような。

今からでも、魚の機能性というのは、これからの健康志向の中で、十分やっていけると思うんです。

そして、海外はどっちかというところとグルテンフリーというふうになっているわけだから、余計

に魚へシフトされてくるだろうと。その魚に、安全安心でフィットできるかが、宮崎を含めて日本の水産業界にとって大きいと思うんです。

ですから、最近、業務用のスーパーなんかに行ってみると、缶詰のありようが違って来る。

そういうことを考えていくと、あと問題は、販売経路、販売先をきちんと確保することと、そこを絶対に逃さないで宮崎県とフィットさせていくことが絶対にできないといけないと思うんです。

だから、この県産水産物バリューチェーン構築事業そのものの持つ力みたいなものです。本当に中小の養殖業者の皆さんと一緒に、将来こうなっていくぞみたいなところまで、しっかりと仕上げていく力を持たないと、もったいないと思うんです。

黒瀬水産のひとり勝ちだけでは困るわけで、県内の学生さんたちなんかも、もっと黒瀬水産とかに就職してくださるといいなと思うんですけど、逆に県外からの就職者ほうが多いんです。串間市は、アパートまで用意したり、いろいろしておられるので、今後、発展するとすれば、そういうことは非常に予想できるわけだから。

黒瀬水産は、特にニッスイが親会社だから、そういうことを含めて、どう大きくして、どう形をつくり上げていくかということ、この出始めは1,200万円ぐらいの予算だけれども、これが大きな力になって水産を変えていける力になってくれるといいなと。

本県は、キャビアをつくった県でもあるし、本当の意味で日本のウナギを守り切れるのは、うちしかない、水産試験場で守り切っているのは、うちしかないのかなと思いますので、水産業の将来像みたいなものを描くとするなら、ここから発展していくのではないかなと思うの

で、きちんと整理してやっていただくといいなと思います。

○福井水産政策課長 ありがとうございます。

委員御指摘のとおり、養殖業者の方だけではなくて、加工業者、それから販売、流通、輸出に携わる方々が共通の目的意識を持って取り組んでいけるような事業にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○井上委員 もう一つ評価できることは、海洋高校とコラボしたお魚料理教室の開催となっているわけですけど、海洋高校で学ぶ生徒たちが、自分がとった魚がどんなふうか、そして、どんなことを目指しているのかというのを、本当に食してみるとわかると思うんです。

だから、海洋高校とコラボすること自体は、すごくいいなと思うし、今までは、海洋高校が、本当は黒瀬水産の下請ぐらいで生徒を育ててくださるといいなと思うぐらい海洋高校に対して期待しているわけです。海洋高校を持っている地域はなかなかないので、宮崎県の海洋高校が、もう一皮、二皮むけてという形を、事業の中でとっていただけるといいなと。

将来的には、予算額が1,200万円から、もっと大きな、億単位ぐらいになっていただけるといいなと期待していますので、ぜひ頑張ってください。

もう一つ、私がよくわかっていないので、議案第23号について教えてください。

この漁港施設の占用というのは、改正前と改正後で、どう変わっていくのかというのを教えてください。

占用物というのが、大体どういうものなのかも教えてください。

○外山漁村振興課長 現在、漁港地域で占用を許可しているものは、例えば、漁協が所有する

漁具倉庫とか冷蔵庫、あるいは電柱とかが主になりますけれども、今回の1月から10年に延長する内容で想定しているものは、例えば、目井津漁港にあります港の駅のような地域を活性化するような施設、こういうものについては、1年とか、長くて3年であると十分な経営ができていくということで、国が、その事例を石川県から探してきまして、これを全国的に広げたいということで、今回、特定のものについて10年まで認めようとするものです。

○井上委員 大体、予想どおりなんですけど、結局、本来、恒常的にあってもいいものではないかなと思うんです。10年で取り壊して、そこを更地にしないといけないなどというようなものではなく、やっぱり港に本来は必要なものであって、占用物としてしまうのかどうかということを将来的に考えてもらいたいなと思います。

今回、3年が10年になったからといって、目井津の港の駅を壊すのかといたら、そんなことはできないと思うんです。地域の人になじんで、観光客もそこに行ってくださっているわけだから。だから、この管理条例の一部を改正する条例は、こういう改正の仕方ですと本当はいいのかなというのが、ちょっと疑問なんです。

だから、港において占用物という形にしているのか、それとも港にとって必要なものとして、恒常的に置くものとして、その建物を、そういうふうにするかどうかというのを、もう少し選別の仕方とか、占用物という言い方をもっと整理すべきではないのかなと思います。

今回、この条例を認めないというわけではないんですけど、将来にわたって、これについては、ちょっと議論してもらって、費用の面からいっても、漁港にとって無駄なお金を使わないで済むように、どうしたらできるか、そこ

をちゃんと整理していただけるといいのかなと。

こういう文言だけで、うろうろさせるだけではなく、きちんと整理すべきではないのかなというのが私の疑問なんです。そこをどんなふうに考えていらっしゃるのか。

○外山漁村振興課長 県が管理しているんですけども、施設を管理する上で、例えば、経営的な問題とか、毎年チェックしないとイケないということもありますので、基本的には、これまでの施設は大概1年になっております。

毎年、経営等をチェックすることも必要になりますし、一方で、施設等の集約が進んだ漁港については、にぎわいの創出も今後は必要になってくるので、そういうにぎわいの創出ができるようなものに限っては、10年まで認めましょうという内容に整理しております。

○井上委員 条例を通さないと言っているわけではないので、議案は通すと思いますけど、やはり考えていく必要はあるんじゃないかなと思います。

○横田委員 水産政策課のウナギ資源についてお尋ねしますが、今年度のシラスの採捕はもう終わったということですが、今年度は、採捕が始まって最初の期間はかなりとれて、それからぱたっととれなくなったという話を聞いていて、ここ数年から比べると量的には、まあまあ多かったという話を聞いています。

それで、現場の声として聞こえてくるのが、採捕を始めた日より、もうちょっと早く始めれば、かなりとれたのではないかなという話を聞きます。それは、やってみないといつの時期にどれだけとれるかというのは、なかなか予想が難しいとは思いますが、この事業の目的は、養鰻の池に、できるだけ安く安定的に供給することにあると思いますので、採捕期間を決める

に当たっては融通をきかせるといいますか、何日から何日と固定的に決めるんじゃないかなとも思うんですけど、考え方をお聞かせください。

○林田漁業・資源管理室長 本年度のウナギ稚魚の採捕状況については、先日の委員会で御報告したとおりでございます。一応、まだ採捕期間が残っておりまして、4月3日までが今期の漁期となっております。

今漁期は、御報告しましたとおり12月21日からスタートしましたが、これは例年と比べると、半月ぐらい遅うございます。今回、なぜそのような形にしたかといいますと、これは、開始前に需給調整対策協議会といひまして、養鰻業者と採捕業者、内水面関係者が集まって、漁期とか、採捕量について、それぞれの要望を聞く、意見を聞く場がございます。

この中で、最近の来遊が少し遅くなっているような傾向が見えるので、ちょっと遅くしてもらえないかという要望がありました。養鰻業者のほうも、通常ですと、本県は、早い池入れを要望するんですが、今漁期については、遅くても構わないという同意が得られましたので、このような時期で設定させていただいたところですよ。

トータルの日数については、ウナギ資源は、全国的にも国際的にも非常に難しい状況にございますので、余り今までよりも漁獲をふやすような方向はとらないでいただきたいと、水産庁も指導として行っておりますので、トータルの漁期は90日とさせていただいたところでございます。

○横田委員 90日と決まっています、前後するのは別に構わないということなんですね。わかり

ました。ありがとうございます。

○太田委員 委員会資料の26ページの漁村振興課で環境DNA等を活用した調査とか、水産政策課の深海漁場マップでも環境DNA分析という言葉等がありますが、特にアユの関係で、環境DNA等を活用した調査ということで、環境DNAというのはどんな意味を持っているのか。

○外山漁村振興課長 環境DNAといひますのは、例えば、魚類、アユとかウナギとか、甲殻類でしたらエビとかカニ、あと、水辺にいる鳥とかのDNAをチェックする機能がありまして、水を採取するだけで、どんな種類が、この水域にはいるということがわかるようになっているものです。

これを定量的には検査できませんけれども、定性的に、この時期には、こういう生物がいるということ把握しまして、今後の資源の回復につなげたいというものです。

○太田委員 水の調査だけでわかるということですね。深海魚のほうも同じことだろうと思いますが、そういう活用をしていくということですね。わかりました。

最後になりますけど、29ページの畜産振興課の産業人材育成事業。これも今後3年間で行っていくという創造的な事業ですから、イメージを確認したいんですが、特に離職者とか、そういった人たちに、力を出していただきたいという思いでつくっておられるようですが、これは事業主体としては農業団体と書いてありますが、こういう農業団体というのは、例えば、何か所ぐらいを想定しているのか。そういう学習する場という意味では外部支援組織というイメージなのかなと思います。その辺は、どうなっていますか。

○谷之木畜産振興課長 例えば、繁殖センター

ですとか、ヘルパー組合とか、キャトルセンターとか、こういった関連のところ、JA等が運営しているものもごさいます。

それから、JAだけではなくて個人でされているところもあるんですけども、基本的には、JAとかが、いろんな組織を持っている、そこに人を融通していろんな技術を習得していただく、そういうことをイメージした事業でございます。

具体的には、県内各地域でできるようにとは考えております。

○太田委員 わかりました。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 以上で、水産政策課、漁村振興課、畜産振興課、家畜防疫対策課の審査を終了いたします。

執行部が入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時26分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

各課の説明及び質疑が全て終了いたしました。

これから総括質疑を行います。農政水産部全般について質疑はありませんか。

○井上委員 令和2年度農政水産部の重点的な取り組みということで、国際競走を勝ち抜くマーケットイン型の産地経営体育成プロジェクト、そして多様な地域特性・資源を生かす地域づくりプロジェクトと、水産で言えば、未来へつなぐ漁業の担い手・魅力ある水産業の構築プロジェクト、このような取り組みの中で今回の新年度予算はつくられているわけですが、全てにおいてやっぱり必要なのは、農業人材育成の総

合拠点強化事業、ここに集約されていくのではないかなと思っています。

ですから、どうやって今後の宮崎県の農業なり、水産業なりを支えていく人材をきちんとつくり上げていき、確固たる物にしていくかが大変重要なんだと思うんですよね。

私は、これまでもずっと県立農業大学校のことについて取り上げてまいりましたし、そしてそこが本当の意味で力が発揮していけるような状況をつくり上げてほしいということを願いながら、ずっと議会でも質問を重ねてきました。

今回、新規事業になっているんですけど、明確に農業人材育成総合拠点強化事業という形で、そこを位置づけていただいたことについては、大変評価しています。

県立農業大学校については、昨日卒業式の状況とか報道されていまして、丁寧に見させていただきました。今、県立農業大学校は、学生を育てるだけではなく、地域農業の人材も育てていくところまで来ておりますので、今後、ここに書かれている強化事業をやっているかどうかは、なかなか大変難しいところもあるとは思いますが、先ほど畜産関係でいえば、オペレーターを育てることなんかも、県立農大校でみたいな話になっているわけで、県立農大校が受け持つ力と、それから県立農大校を支える地域の力、それと行政の力がきちんとしていかないと、この農業人材育成の拠点化は不可能だなというふうに思いますが、現在県立農大校において、学生のモチベーションも含めてそうですが、学校としてどういう思いで育てていらっしゃるか、県立農業大学校長にお聞きします。

○山本県立農業大学校長 先週土曜日に無事卒業式を挙げていただきました。ウイルス対策がある中で、委員長を初め地元議員の皆様の

出席はかありませんでしたけれども、何とか子供たち元気に65名が旅立っております。

今回、この令和2年度の予算で3,700万円という大きい予算をつけていただきました。これは、基本的にはスマート農業を実現していくための整備をやっていくという形になっておりますが、農業大学校では、これまでも例えば「あんこの神様」とか、「ドローンの神様」とか、日本トップの人材を招聘しまして、学生を中心として、県内関係機関の方もお呼びした講座も開いております。ここをあわせて体系化しながら、県民も含めた研修体系を確立していくことをやっていきたいと思っています。

幸い、うちは研修センターも併設しておりますので、ここの機能も合わせながらこれからやっていきたいと考えております。

それと、学生のモチベーションにつきましては、今まで日本の大学というのは、入ればそのまま出られるというようなエスカレーター式の学校になっておりましたけれども、授業の質を変えていこうということで、今全科目の見直しをしております。

授業に向かう姿勢というところも、非常に評価を厳しくしております。入っただけでは済まない、ちゃんと鍛えて出すということで、全体的な見直しを進めてきているところで、1年でしたけれども、何とかレールは引けたかなと考えております。これからも御支援よろしくお願ひします。

○井上委員 私ども委員会で、東京にあります日本農業経営大学校も調査させていただきました。県立農大校のステータスと、日本唯一の日本農業経営大学校のステータスはまたちょっと違うものもあると思うんですが、やはりうちで育てた学生は、ステータスのある農業を続けて

いくというふうにさせていかないといけないので、そこの連携は今どういうふうな現状になっているのか、お聞かせください。

○山本県立農業大学校長 現在、2名が日本農業経営大学校に進学しております。残念ながら、ことしの卒業生の中に進学する者はいませんが、来年度は4年生大学を含めた進学を希望する学生がおります。

うちの農業大学校の授業の特徴は、インターンシップを2年間で6回やる場所にあるんですけども、県内のトップクラスの農業法人経営者のもとでしっかり鍛えていただくことは、この2年間でできるんですが、日本トップの農業法人なり畜産法人での研修は、やはり東京の大学校に進学しないとできない状況でございます。

そのあたりも、今度の新入生、それから2年生を含めて、しっかりこういうところがあって、こういうことができるということを、今東京に在籍している子供たちも呼び戻して、伝えながら、進学を進めていきたいと考えております。

○井上委員 みやざきスマート農業推進方針、本当に素晴らしいものができているわけですが、これを具現化していかないといけないと思うんですよね。これを具現化していくために、このみやざき賢い農業推進方針、賢い農業ができる人たちをたくさんつくり上げていかないといけないわけですが、そういうことを考えていけばいくほど、やはり学ばなければならないことと、学びに必要なものを提供できるかどうか、宮崎県の農業を今後どういう農業にしていこうかという意味から言えば、大変重要になってくると思います。

もう一つは、みやざきアグリビジネス創生塾で、地域の人たちまで含めて新しく産業に入っ

てくる。先ほど言われた大学校も含めてそうですけど、日本の中で、農業に関して起業していく人たちをいっぱい作り上げていかないと、なかなか農業というのは定着していかないと思うので、学生のとときに起業がどれぐらいできるのかとかも認識しておかないと、人材育成の総合拠点としてはなかなか難しいのではないかなと思います。

だから、県立の農業高校との連携とか、いろんな意味で、縦につながっていく。そして、強固なものにしていくことをしていかないと、この賢い農業になっていく可能性は、非常に低いと思うので、そのあたりについて全て県立農業大学校でやれと言っているわけではないんですが、その決意は大学校長にあるんでしょうか。

○山本県立農業大学校長 ことしGAPおもてなし事業というのが、オリンピック事務局のほうで募集がありまして、全国で40チームがエントリーしております。例えば、本県では延岡市がドイツの柔道チームのホームタウンになっているので、延岡市、それから延岡学園と組んでエントリーしました。

合宿にGAP食材を用いたおもてなし料理を提供するという事業ですけれども、見事大臣賞をいただいて、トップになったんですが、そういう形で延岡学園の調理科と連携しながら、生徒たちがつくったものを、調理という6次産業化を通じて学ぶ場をつくっていくとか、近くの直売所なり食品加工企業と連携して、そこに高鍋農業高校も入って、三者で新しい加工品をつくり上げていくとか、そういう形で、高校も地域の企業も、それから新しい調理という分野も含めて、しっかり裾野を広げていく、学べる場を広げていくというところを、これからはしっかりやっていきたいと思っております。

先ほど水産のほうもやるという話もありましたし、そういうほかの食材とのコラボも、機能性を考えながら取り組んでいきたいと考えております。

○井上委員 部長にお尋ねします。農業大学校祭も含めて、地域の皆さんが本当に大学校を愛してくださっているんだなというのは、私も農業祭に行ってみてよくわかりました。

今後、この県立農業大学校に寄せられる期待を、部長はどのようにお考えなのか、そこをお聞かせください。

○坊藺農政水産部長 今校長もいろいろお話をしましたけれども、本県の農業にとって、その人材を確保する上で、本県の県立農業大学校は非常に大きな力を発揮していると思っています。今後も本県農業の担い手の核として、農業大学校を位置づけていきたいと思っています。

今回、スマート農業推進方針をつくりました。今後の宮崎県の農業、人手がなかなか確保できない。それから、農家さんがだんだん高齢化して少なくなっていく中で今の宮崎の農業をこれから10年、20年先まで継続させていくという意味では、やっぱり人材が必要ですし、新たな技術も必要だと思っています。そういうのをしっかり確保する意味で、農業大学校を位置づけてやっていきたいと思っています。

○井上委員 ありがとうございます。

○星原委員 総括ということなので、ちょっとお聞きしたいんですけれども、毎年農政水産関係でいろんな事業に取り組み、新規のものもあり、いろんな形でやられてきています。ことしも、これから新規のものも事業としてスタートしていくんですけれども、そういう事業をこなすことはもちろんなんですが、その事業がどういった成果を出して、どういった課題が生ま

れているということをまず基本に。

そして、やはり中山間地域を守るでも、あるいは人材を育成するでも何でも、最終的には事業をやっている人がもうかるかどうかだと思っ
たんですよね。もうかるものであれば継続して
い
く
だ
ろ
う
し、あるいは後継者も育つだろう、人
材も育つだろうという。

そうした場合に、皆さん方が、個人の農家と
か、水産業であれ、あるいは企業であれ、関係
する人たちが年間にどれだけの事業をして、ど
れだけの利益を上げて、そして最終的には納税
をしている人たちがどれぐらいいるかというこ
とを把握していくべきじゃないかな。

やはり納税している人たちがもうかっている
ということですから、そういう人たちをモデル
にしていたり、あるいはそういう人たちを関
係するいろんな団体と連携とりながらやって、
最終的には毎年10人でも100人でも納税できる農
家を育てていこうと、それぞれの分野ごとでも
ね。

そういうような目標を立てて、毎年それが実
際にできたかどうか、そういったことまでも追っ
かけていくといいますか、そういうことも一方
でやっていけば、若い人たちに、この分野だと
こういうやり方をすると、ちゃんと税金を納め
るぐらいのもうかる農業とか、もうかる水産業
とか、そういったことができますよというもの
を示していかないと、ただ後継者育成とか、人
材育成とか言っ
ていても、果たしてそれが実現
していくのかなという思いがあるんですよ。

いろんな事業をやらなくてはいけないのは当
然なんです
が、もうかっ
ていくための
いろんなこ
ともやって
いかないと、
こういうい
ろんな事業
をいっぱい
やられてい
ても、事業
が無事に終
わったとか、
予算を消化
したとか、
果たしてそ

れだけでいいのかなという気がずっ
としてきて
いるんです。
一方では、
それが全て
ではないの
で、そうい
ったものも
どこかの部
分では検討
して
い
っ
て
ほ
しい
な
と
思
う
ん
で
す
が、
そ
う
い
う
考
え
は
ど
う
な
ん
で
す
か。

○坊園農政水産部長 委員御指摘のとおりで
ございます。我々も年度末に次の年の事業を、こ
ういうのをつくりました、予算をこうい
うこと
で
お
願
い
し
た
い
で
す
と
い
う
こ
と
で
や
っ
て
い
ま
す
け
ど、
大
体
3
年
ク
ール
で
1
つ
の
事
業
が
終
わ
り
ま
す。

執行部としては、どうしても事業をつくって
予算を執行していくことが一つの仕事になっ
て
い
ま
す
の
で、
そ
れ
は
い
か
ん
と
も
し
が
た
い
と
こ
ろ
で、
そ
れ
は
一
つ
の
事
業
と
して
や
っ
て
い
か
な
く
て
は
い
け
な
い
ん
で
す
け
れ
ど
も、
じゃあ、その事業
とか予算が最終的に何を目的にしているかとい
うところは、委員がおっしゃるように、もうか
る農業、もうかる水産業、今県内にいらっし
やる農家、漁家の方々がしっかりもうけて食
べて
い
ける。
そ
し
て、
後
継
者
が
ち
ゃ
ん
と
育
っ
て
い
く
と
い
う
こ
と、
そ
う
い
う
こ
と
を
続
け
て
い
く
こ
と
が
や
っ
ぱ
り
目
的
だ
と
思
っ
て
い
ま
す
の
で、
御
指
摘
は
非
常
に
重
要
だ
と
思
っ
て
い
ま
す。

今農業でいいますと、農協でいう青色申告会、
それと農業経営支援センターという、そちらの
ほうのデータ等もとりながら、今おっしゃるよ
うな視点を取り入れて、何百万以上の農家さん
がどのくらいできたよねというところ辺りの指
標とか、そういうものも少し取り入れないとい
け
な
い
か
な
と
い
う
感
じ
は
し
て
い
る
と
こ
ろ
で
ご
ざ
い
ま
す。

それから、水産業については、これまでなか
なか個別の経営というか、いろいろ漁業形態が
ありますけれども、その形態ごとにどうい
う経

営になっているかが、うまく把握できていなかったところもありましたが、今水産試験場で、それぞれの経営体ごと、漁業体ごとに、経営個別のところも数字を把握して、個別のものがどうだということまでなかなか出せませんけれども、それぞれの漁業形態でどういう状況でもうかっているのか、もうかっているのか、どういう状況にあるか今把握を始めたところです。

次期長期計画を今策定中でありませうけれども、その中ではしっかりと位置づけていくことになるのではないかと今考えているところです。

あと本県の農業は、もうかっている大きな農家だけでやっているわけではなくて、地域を支えていく上では農業がないといけないうし、農家がないと多分地域も守っていきませうので、そういう家族農業を含めて、農家さんたちが経営を継続していく仕組みづくりは必要ですな。

そういう場合には、もうかっているか、もうかっているかないかよりも、その地域をどうしていくかという視点でも事業をやっていく必要があるのではないかと考えています。

○星原委員 農家の生産技術とか、そういうものはレベル的には高いと思うんですよ。だから、つくることにおいてはすばらしいものがある。じゃあ、次に付加価値をいかにつけるか。

加工とか、大学の研究機関とか、関係機関と連携をとりながら、生産されたものを、ただできたものをそのまま素材として売ることか、いかに価値をつけさせて高く売ることか、あるいは外国に持って行った場合にはとか、そういう目的に沿って、加工することで価格が高くなっていく。

やっぱりそういうところまでやっていかないと、つくった人のところだけでは、なかなか利益を上げることができないので、6次産業化と

言われているんですけど、宮崎県もそういう分野に力を入れて種をまいて、肥料をやって育てて、収穫して一番苦労した人たちが一番もうかっているなくて、途中の流通やら、いろんなところの人たちが安定した形の所得になっている。

だから、これまで後継者が育ってきていないんじゃないかなという気がするんですよな。ですから、生産者も、途中の加工業者なり流通業者なり、あるいは最終的な販売するところまでが一体となって、力を合わせて付加価値をつけて高く売っていかないと、なかなか利益が出てこないんじゃないかなと思います。

だから、そこまでのマネジメントというか、全体をどうやっていくかということをやっているかないと、本当に人材を育てることも、後継者を育てることも、なかなか厳しいんじゃないかなと思うんです。6次産業の中でそれぞれの分野から、米一つにしても、あるいは野菜一つにしても、そこに加工が入ることによって価値がまた変わってくると思うんですよ。

あるいは、今健康志向とかがあるので、これはこういうものに生まれ変わってきて、食べることでどうか、付加価値をいかにつけていくかまで考えていかないと、なかなかもうかる農業につながらないんじゃないかなと思うんですが、その辺の考えは今どう捉えていらっしゃるんですか。

○坊園農政水産部長 委員御指摘のとおりだと思っております。本県は素材供給型の農業県ということで、農家が一生懸命つくって、生産者が一生懸命つくったやつを供給していく、都会の消費地に送っていくということがずっとあって、なかなか地元にお金が残らないということがありましたので、それを何とかしなくてははいけません。口蹄疫のときは、その後県全体としては、

フードビジネス振興構想ということで、素材供給、外に出すだけではなくて、地元でしっかりと素材を加工して、県内でお金を落として消費地に送っていかうということをやってきました。

製造業算出額も上がってきて、ある程度成果が出ているのではないかなと思っています。

ただ、まだまだそこは弱くて、農家そのものが加工もやっていくという6次化、農家と加工業者が一体となっていく農商工連携とか、一体型の6次化ということになると思うんですけども、そういう仕組みをもう少しつくっていかないと、農家にお金がなかなか残っていない現状がありますので、生産と加工を一緒にやっていくような仕組みづくりは、まだまだ強化していく必要があるなというふうには思っています。

○星原委員 ぜひそういった形も一方で考えながら、宮崎の農業、あるいは水産業が、将来5年、10年後に向けて、ちゃんと後継者が育つためにはどうすべきか、より検討して行ってほしいなと思います。よろしくをお願いします。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、請願の審査に移ります。

まず、新規請願第1号種苗法改定の取りやめを国へ求める請願について、種苗法改正の概要の説明を求めます。

○愛甲農業連携推進課長 種苗法改正の法律案の概要について御説明いたします。

種苗法は、品種の育成者の権利保護を目的としておりますが、令和2年3月3日に改正法案が閣議決定の上、上程されました。その内容につきましても、お手元の種苗法の一部を改正す

る法律の概要をごらんください。

まず、背景でございますが、近年、我が国の優良品種が海外に流出し、他国で増産される事態が生じております。さらに、育成者権の侵害の立証には、品種登録時の種苗との比較栽培が必要とされる判決が出るなど、育成者権の活用のしづらさが顕在化しております。

このため、今回の改正は、登録品種を育成者の意思に応じて海外流出の防止ができるようにするとともに、権利を活用しやすくするため、品種登録制度を見直すものでございます。

次に、法律案の概要でございますが、今回の改正では、大きく2つの措置が講じられております。1つ目は、1の海外流出防止等の措置でございますが、措置の内容としましては、まず(1)の育成者権が及ばない範囲の特例の創設により、①にありますように、育成者が利用条件を出願時に付した場合、登録品種の種苗等の譲渡後でも、育成者が意図しない国への輸出や、意図しない地域での栽培について、権利が及ぶようにするものでございます。

具体的に申しますと、現在法では、販売後の種苗の海外持ち出しを制限できませんが、改正後は品種の登録時に輸出先や栽培地域を制限できるようにになります。

また、(2)の自家増殖の見直しにより、現行法では認められている自家増殖は、育成者の許諾を要することになり、さらに(3)の質の高い品種登録審査に向けた措置として、審査料の実費徴収が行われることとなりますが、出願料及び登録料は引き下げられることとなります。

次に、2つ目の2の育成者権を活用しやすくするための措置につきましても、①にありますとおり、品種登録後に記載された特性表との比較で、同一品種か否かを推定する制度などを設

けることとされております。

なお、3のその他は所要の改正でございますので、ここでの説明は省略させていただきます。

最後に、下段記載のとおり、施行期日は一部を除き令和3年4月1日であります。

説明は以上でございます。

○野崎委員長 説明が終わりました。種苗法改正の概要について、委員から質疑はありませんか。

○太田委員 状況はわかりました。それで、この新たな登録品種というものが、将来登録の期限が切れることはあるんでしょうか。20年以内とか10年以内とか、期限はどうでしょうか。

○愛甲農業連携推進課長 新たに登録するものにつきましては、一般的なものは25年、それから永年性作物的なものについては30年とされております。

○太田委員 わかりました。

続いて、これは質疑にならないかもしれませんが、農政としてもある程度農業の安定といたしますか、そういったことを考えた場合に、種子が多様性をもって日本に残っていくという思想は、私は大事じゃないかなと思います。このあたりがうまく調和していかないと、将来に大きな問題が出てくるんじゃないかなと思って、F1とかああいったものがつきりくるわけですよ。

ただ、開発者の権利、投入した資金とかそういったものの保護というのものもあるんでしょうけど、地球ができて46億年ですかね。それを1年に直すと、まばたきのような瞬時の時間に種が絶滅していくとかいうようなことは、何かもつたないなというような感じがして、農業哲学みたいな感じのところに触れるところが何かあるかなと思って。

その辺の種子の多様性、一度失われたら、もう地球上には存在できないというようなところでも考えていかないといけないのかなと思うところがあります。

そういう危惧があるということによっておきます。

○井上委員 ちょっとわからないんですが、自家増殖を許諾制にするという、この許諾制、それは物すごく難しいことなんですか。

この請願者によると、これを認めてもらえなかった場合は、種子を物すごく買わないといけなし、大変だみたいな言い方なんですけど、許諾されない場合もあるということでしょうけれども、誰がこの種子をつくった人でしょう。登録商品の自家増殖用だから、これは非常に難しいことなんですか。

○愛甲農業連携推進課長 許諾につきましては、今後どのような形、どのような内容でされていくかは議論されてくると思っています。

それで、基本的には育成者の権利をしっかりと守っていく必要があること、あと海外への流出を防ぐのが今回の改正の主な趣旨となっております。許諾することによって、一般的な農家の方々に種が供給された後に、しっかり管理ができるようになるということで、知らない間に外に出て行くことがしづらくなっていくということが、効果としてあると聞いております。

○野崎委員長 委員会の途中ですが、お昼をまたぐかもしれませんが、続けてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員 ちょっと教えてください。育成者の権利というの、この請願者が書いていて、私もそういうことがあるのかなと、ちょっとわからないところがあるんですけど、地域によっ

て、育てているうちに新種になるということですよ。新たな種子になるようなことが起こるんだみたいなことを書いておられるんですけども、そうなってくると、育成者の権利が、育成者の特定が、なかなか難しいのかなという気がしないでもないんですけど。これが大手の種を育成している人たちが育成権者としてしまうのかという、何かまだ続けての議論なんでしょうけど、そのあたりのことが、私たちがはっきりとこれをいいとか悪いとか言えないような内容なんですよね、中身が。

具体的になかなかわかっていないので、請願をどうする、こうするという議論のところまでいくのかどうか、難しいような内容なんですけど、どういうふうに考えたらいいのかちょっと教えていただきたいなど。

○野崎委員長 請願の内容について、その是非の回答を求めるような質疑は。執行部は請願について判断できないので、いいとか悪いのかとか、そういうことじゃなくて。

○井上委員 いえ、そうじゃなくて、正直なことを言うと、多分皆さんもあんまり説明を受けていないと思うんですよ。農水省からまだ具体的なものも来ていないのでは。来ているのは、これぐらいということなのよね。

それを私たちは採決とかしないといけないので、それ以上で何か御存じのことがあれば、教えておいていただきたいということです。

○愛甲農業連携推進課長 提出した資料以上の内容については……。

ただ、我々が感じているのは、法改正の趣旨であります登録品種の海外流出の防止であったりとか、あるいは育成者権、いわゆる知的財産の保護、そういった観点からは、この見直しについては必要などころがあるのではないかなと

いうふうには思っているところなんですけれども、ただ法改正に対して、いろんな方々のいろんな意見が出てきている状況でございます。

県としましては、そういう改正の概要の一部について、国の説明を受けたばかりということもあって、十分な説明を受けていない、いわゆる未確定な部分であったりとか、未確認の部分もたくさんございます。

そういう中で、我々としてはできるだけ多くの情報を収集しながら、それを皆さんにうまく伝える必要があるのかなと思っておりますけれども、ただ、この中身について、やるべきであるとか、そうではないとかいう話については、今の段階では何とも言えない状況にあると思っています。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 以上をもって、農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時01分休憩

午後0時05分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うこととなっておりますので、10日に採決を行うこととし、再開時間を13時といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 以上をもちまして、本日の委員

令和2年3月9日(月)

会を終了いたします。

午後0時6分散会

令和2年3月10日(火曜日)

午後1時0分再開

出席委員(8人)

委員	長	野崎幸士
副委員	長	凶師博規
委員		星原透
委員		横田照夫
委員		山下寿
委員		佐藤雅洋
委員		太田清海
委員		井上紀代子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	前野陽子
議事課主任主事	渡邊大介

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め、御意見を伺いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第6号から第8号、第12号、第22号、第23号、第31号、第40号、第43号から第45号、第49号、第54号から第56号及び第60号につ

いて、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号ほか16件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

請願第1号「種苗法改定の取りやめを国へ求める請願」についてであります。この請願の取り扱いも含め御意見を伺いいたします。

○太田委員 国会でも上程されているといえますか、そういう状況だから、採択をお願いしたいという思いです。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 請願第1号については、採決との御意見がございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、請願第1号の賛否をお諮りいたします。請願第1号について、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○野崎委員長 挙手少数。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査につきましては、継続調査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時3分休憩

午後1時3分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 以上で委員会を終了いたします。

午後1時4分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 野 崎 幸 士